

岐阜県 災害時栄養・食生活支援活動 ガイドライン（初版）

平成24年3月 岐阜県健康福祉部保健医療課

目次

第1章	ガイドラインについて	
1	策定の趣旨	1
2	ガイドラインの位置づけ	1
3	特徴	1
4	災害時栄養・食生活支援活動の必要性	2
第2章	保健所の取り組み	
1	平常時の取り組み	6
2	災害時の取り組み	8
3	復興時の取り組み	10
第3章	県(保健医療課)の取り組み	
1	平常時の取り組み	11
2	災害時の取り組み	13
3	復興時の取り組み	14
第4章	市町村への支援	
1	平常時の取り組み	16
2	災害時および復興時の取り組み	17
3	市町村マニュアル作成について	17
4	市町村における災害時の栄養・食生活支援活動	18
第5章	給食施設への支援	
1	想定される時系列・組織別対応の概要	25
2	平常時の取り組み	28
3	災害時の取り組み	31
4	復興時の取り組み	33
参考資料		35
引用文献等		97

参考資料

1 法的枠組み		
(1) 岐阜県地域防災計画等概要	・・・	35
(2) 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針(抜粋)	・・・	42
(3) その他地域保健行政に関する法的枠組み	・・・	44
(4) 特定給食施設に関する法的枠組み	・・・	52
(5) 避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量について	・・・	56
2 栄養指導チーム設置要領(案)	・・・	62
(1) 栄養指導員等派遣要請書 (様式1)	・・・	63
(2) 派遣栄養指導員等報告書 (様式2)	・・・	64
3 食事における災害時要援護者の特徴と支援内容のポイント	・・・	65
4 備蓄品リスト		
(1) 一般家庭用	・・・	69
(2) 赤ちゃんのいる家庭用	・・・	71
5 災害時の栄養・食生活支援活動に役立つ関係様式		
(1) 避難所受付名簿 (様式3)	・・・	72
(2) 栄養相談記録票 (様式4)	・・・	74
(3) 栄養相談状況報告書 (様式5)	・・・	76
(4) 特殊食品・栄養補助食品等送付書 (様式6)	・・・	77
(5) 食事状況調査票 (様式7)	・・・	79
(6) 避難所食生活状況一その2 (様式8)	・・・	81
(7) 市町村セルフチェック表 (様式9)	・・・	82
6 給食施設		
(1) 災害時給食提供マニュアル(例) (資料1)		
(2) 備蓄品(給食施設用)リスト (資料2)		
(3) 施設内での備蓄の留意点 (資料2-2)		
(4) 給食施設種別の備え (資料3)		
(5) 災害時(地震・水害等)の炊き出し地等の衛生管理に関する留意点 (資料4)		
(6) 給食施設平常時セルフチェック表 (資料5)		
(7) 給食施設 災害時における給食提供に関する実態調査 (資料6)		
(8) 保健所・県庁 給食施設支援に関する平常時・災害時のセルフチェック表 (資料7)		
(9) 様式		
1) 給食施設 被災状況及び支援調べ (様式10)		
2) 災害時給食施設被災状況及び支援計画一覧表 (様式11)		
3) 管内給食施設被災状況調べ (様式12)		
4) 必要とする支援内容 (様式13)		
5) 被災後にかかる給食施設調査票 (様式14)		

第1章 ガイドラインについて

1 策定の趣旨

災害時においては、その発生直後の食料や水の確保は生命維持に関わる重要な問題であり、また、避難生活が長期化すると、食品の入手ルートや調理設備等の食環境の変化に伴う食欲や料理をする気力の減退、摂取食品の偏り等による栄養状態の悪化が健康状態に大きく影響する。

また、被災住民の中には、「普通の食事ができない人(食事の配慮が必要な人)」もいることを認識して、対応していくことが必要であることが明らかになっている。

本ガイドラインは、行政管理栄養士・栄養士(保健所・本庁)がその専門性を活かし、被災住民の食生活や栄養状況がより早く平常時までに回復するように関連する機関、職種と連携を図りながら、支援活動を迅速かつ効果的に展開するために策定したものである。

2 ガイドラインの位置づけ

岐阜県地域防災計画に基づき策定された「災害時保健活動マニュアル(健康福祉部保健医療課)－Ⅲ大規模災害時における保健活動(4)栄養対策」を効果的にすすめる目安となるものとして作成する。

3 特徴

(1) 管理栄養士・栄養士による栄養・食生活支援活動

被災者支援に携わる管理栄養士・栄養士(保健所・本庁)の活動を「栄養・食生活支援活動」とし、その活動に必要な情報・関係機関や職種間の連携等を整理し記載している。

(2) 災害時における「栄養・食生活支援活動」について、被災住民活動支援を行う観点から「保健所の取り組み」「県の取り組み」「市町村への支援」「給食施設への支援」に分けて記載している。

(3) 平常時の対策を重点的に記載している

災害時において、栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に行うためには、平常時の備えが重要であり、本ガイドラインは、災害発生のみならず、平常時より活動できるよう平常時の活動を重点的に記載するように配慮している。

(4) 時系列に組織別対応を明確にしている

岐阜県災害時保健活動マニュアル		県避難所運営ガイドライン	日本栄養士会
フェーズ0	初動体制の確立 災害発生後 24 時間以内	発災直後	災害発生後 24 時間以内
フェーズ1	緊急対策(生命・安全の確保) 災害発生後 72 時間以内	展開期～安定期 発災後 1 日～ 3 週間以内	災害発生後 72 時間以内
フェーズ2	応急対応(生活の安定) *避難所対策が中心の時期 4 日目から 2 週間		概ね 4 日目から 1 カ月
フェーズ3	応急対策 *避難所から概ね仮設住宅入居までの期間 3 週間目から 2 カ月	撤去期 ライフライン復 旧後	概ね 1 カ月以降
フェーズ4	復旧・復興対策(人生の再建・地域再生) *仮設住宅対策や新しいコミュニティづくり 概ね 2 カ月以降		

*フェーズ：災害救助で使用される経過を表すもの
ガイドラインによっては、時期が異なることもあるため、本ガイドラインにおいては、保健活動マニュアルに準拠して記載している。

4 災害時栄養・食生活支援活動の必要性

(1) なぜ、必要なのか

災害直後はDMAT(災害派遣医療チーム)等に代表される医療救護活動が優先される。

しかし、早い時期から栄養・食生活支援活動を進めることは、被災住民の心の安定はもとより、栄養状態の悪化を最小限にとどめ、より早く回復させるなど避難生活の健康保持には重要である。また、発生直後の被災地域では、一般被災住民への食料供給だけでも混乱するが、同時に災害時要援護者等の「食事の配慮が必要な人」への支援も求められる。

「災害時要援護者」とは

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

(例) (1) 65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方

- ア 介護保険法における要介護3・4・5認定者
 - イ 一人暮らし高齢者(家族の就業等により日中一人暮らしとなる方を含む)
 - ウ 高齢者のみ世帯
- (2) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- (3) 重度の難病患者(特定疾患医療受給者)
- (4) その他支援が必要と判断される方

「食事の配慮が必要な人」とは

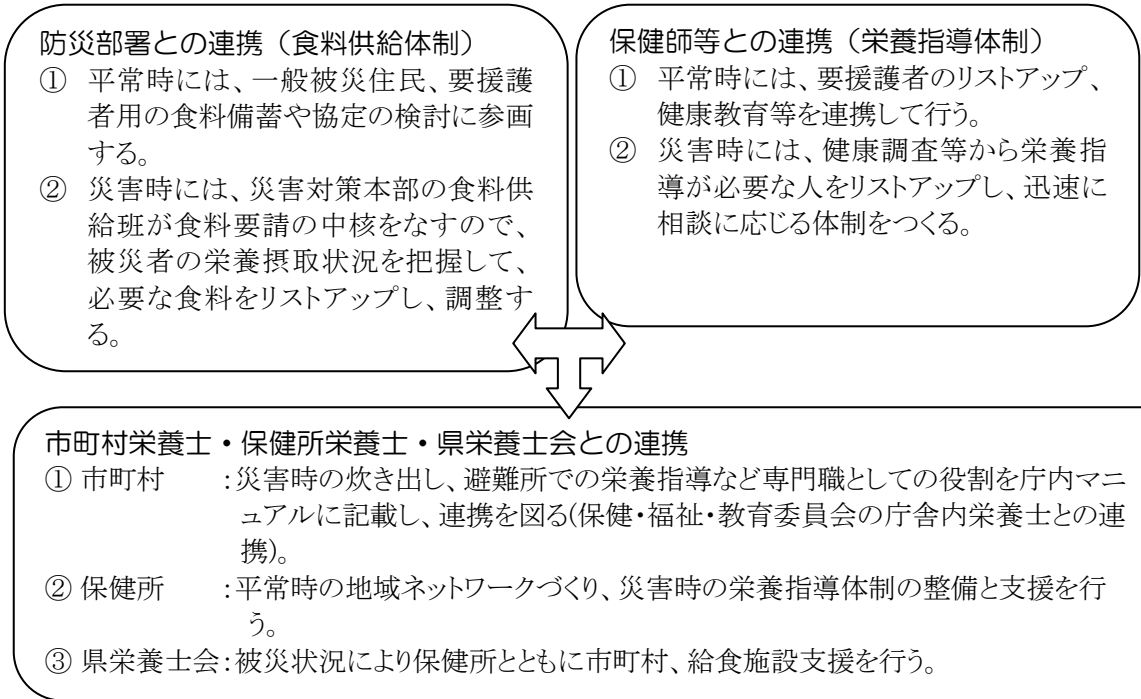
栄養確保の観点から、避難所等で普通の食事ができない人のことをいう。

- ①乳幼児(粉ミルク、離乳食等が必要な人)
- ②高齢者等で嚥下困難な人(かゆ食や形態調整食等が必要な人)、
- ③慢性疾患患者で食事制限が必要な人(糖尿病、腎臓病、食物アレルギー患者等)
- ④病院等の被災給食施設で食事療法を必要としている人など

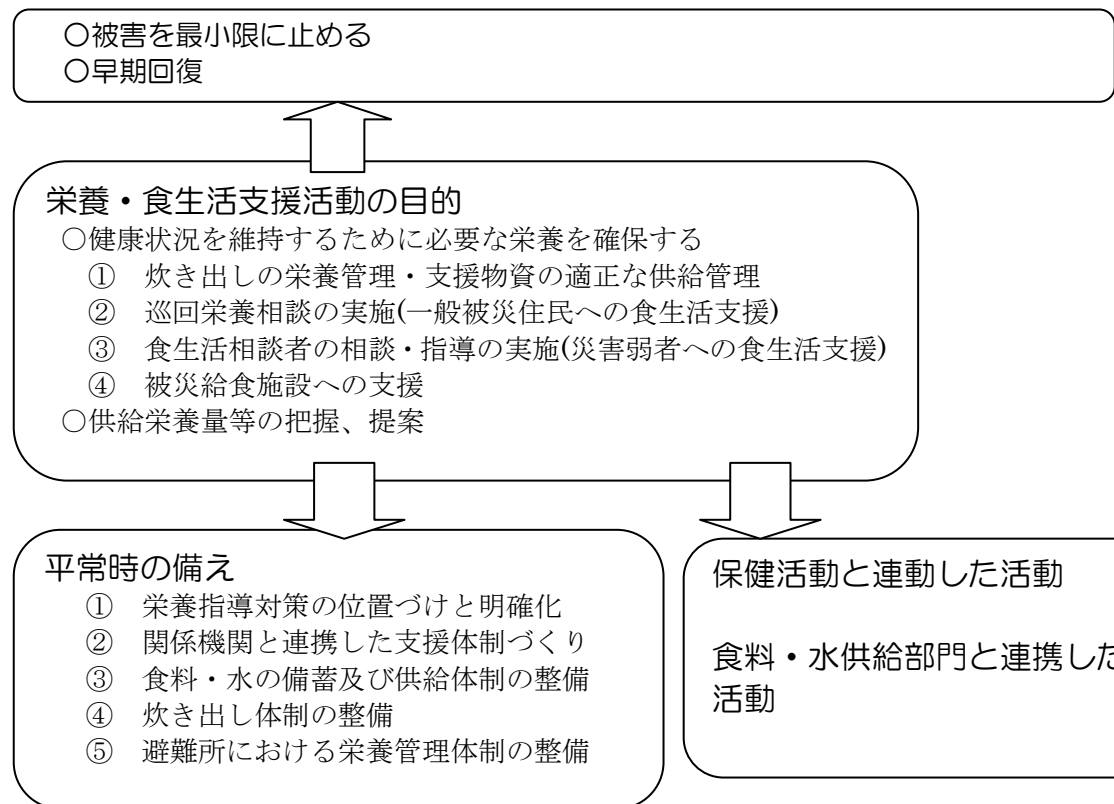
対象	食品の種類	内容
糖尿病対応	エネルギー調整食品	糖尿病食調製用食品(主食、主菜、副菜の組み合わせ)他
腎臓病対応	たんぱく質調整食品	低たんぱく米、低たんぱくおかずシリーズ
食物アレルギー対応	アレルゲン除去食品等	アレルゲン除去粉乳、アレルゲン除去おかず他)
高齢者対応	形態調整食、とろみ剤	やわらか煮、ミキサー食、栄養補助食品
便秘対応	食物繊維強化食品など	食物繊維、乳酸菌、オリゴ糖等を含む食品

これらの対応をより迅速かつ的確に実施する体制整備の中心は「市町村」であり、保健所はその取り組みを支援する。

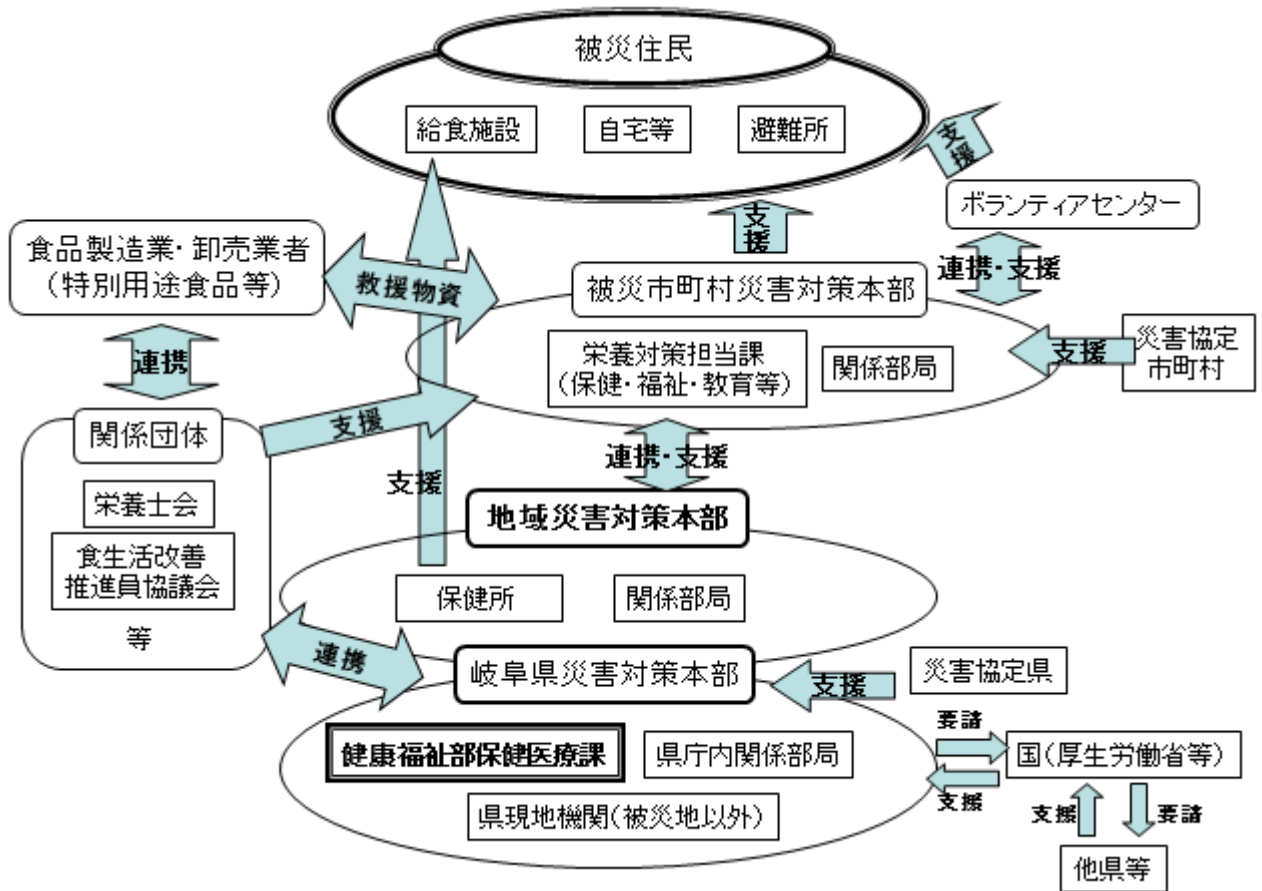
(2) 行政栄養士が災害対策をスムーズに進めるための視点



(3) 災害時における支援活動の目的



(4)連携体制図



(5)平常時の対策

保健所・県	市町村	給食施設
災害時の栄養指導体制の整備	市町村防災計画における栄養指導体制の整備	災害時体制の整備
市町村防災計画への助言・指導・給食施設災害時栄養体制の助言指導		
備蓄等の災害時食料の確保の支援	備蓄等の災害時食料の確保	備蓄・災害時献立の整備
炊き出し体制の整備支援	炊き出し体制の整備	外部との支援体制の整備
災害時要援護者への支援体制整備	災害時要援護者の把握と支援体制の整備	
給食施設への支援体制整備	公立給食施設(保育所・学校等)における災害対応への周知	
災害時の連携体制づくり	災害時の連携体制づくり	
一般家庭における食料備蓄の促進	一般家庭における食料備蓄の促進	

(6) 災害時の食料や栄養補給の活動の流れ

区分	平時時の対応	フェーズ0 概ね災害発生後24時間以内 初期体制の確立	フェーズ1 概ね災害発生後72時間以内 緊急対策一生命・安全の確保	フェーズ2 概ね災害発生後4日目から2週間 避難所対策が中心の時期	フェーズ3 概ね災害発生後3週間から2カ月 成急対策	フェーズ4 概ね災害発生後27カ月以降 復旧・復興対策 仮設住宅対策や新しいコミュニティづくり	
想定される状況		ライフラインの寸断 野外等への避難者増大 情報収集困難、情報の途絶(停電、電話不通等) 道路の寸断 避難所の開設	被災者増加等に伴う混乱 負傷者等の増加 食料の絶対的不足 災害弱者用食品(乳幼児用粉ミルク、離乳食、高齢者用食品等)の不足 トイレの不足(おむつ不足) 衛生管理不徹底	避難所対策が中心の時期 避難所からの健康悪化の恐れ 災害時の帰宅への生活不安 救援物資の過剰(偏った食品共有) 調理設備の不足 調理意欲の減退	避難所から概ね仮設住宅入居までの期間 避難所からの健康悪化の恐れ 災害時の帰宅への生活不安 救援物資の過剰(偏った食品共有) 調理設備の不足 調理意欲の減退		
保健所	〇栄養・食生活支援ガイドラインに基づく状況把握 と地域連携体制の整備 ①保健所内の居か体制整備 ・災害時の栄養指導体制と食料供給体制の把握と情報収集 ・災害時の所内体制の整備 ②市町村及び関係機関等との連携体制整備 ・適正な食料供給体制の整備 ・適正な食料の備蓄 ・炊き出し体制の整備 ・一般家庭における食料備蓄の促進	①状況把握・連絡調整・体制整備 ・被災者数 ・ライフラインの被害状況 ・食料・水供給源の被害状況 ③炊き出しの計画策定支援	①状況把握・連絡調整・体制整備 ・被災者数 ・ライフラインの被害状況 ・食料・水供給源の被害状況 ②被災者の栄養管理の検討支援 ・食事配慮が必要な人への対応 ③食料・水供給の支援要請 ④炊き出しの栄養管理指導	①状況把握・連絡調整・体制整備 ・被災者数 ・ライフラインの復旧状況 ・食料・水供給源の被害状況 ・被災者の健康状況 ②被災者の栄養管理の実施支援 ・食事配慮が必要な人への対応 ・避難所における巡回栄養相談の計画 ③食料・水供給の支援要請 ④炊き出しの栄養管理指導 ⑤被災者の食生活支援活動に向けた支援 ・避難所における食生活支援	①状況把握・連絡調整・体制整備 ・仮設住宅世帯数 ・ライフラインの復旧状況 ・食料・水供給源の被害状況 ・被災者の健康状況 ②被災者の栄養管理の検討支援 ・食事配慮が必要な人への対応 ・避難所における巡回栄養相談の計画 ③食料・水供給の支援要請 ④炊き出しの栄養管理指導 ⑤被災者の食生活支援活動に向けた支援 ・避難所における食生活支援 ・一般被災世帯への食生活支援	①状況把握・連絡調整・体制整備 ・仮設住宅世帯数 ・ライフラインの復旧状況 ・食料・水供給源の被害状況 ・被災者の健康状況 ②被災者の栄養管理の検討支援 ・食事配慮が必要な人への対応 ・避難所における巡回栄養相談の計画 ③食料・水供給の支援要請 ④炊き出しの栄養管理指導 ⑤被災者の食生活支援活動に向けた支援 ・避難所における食生活支援 ・一般被災世帯への食生活支援	
県 (保健医療課)	〇栄養・食生活支援ガイドラインに基づく状況把握 と体制整備 ①県防災計画における適正な食料供給体制の整備 ②適正な食料の備蓄	①把握状況 ・被災者数 ・ライフラインの被害状況 ・食料・水供給源の被害状況 ②食料・水供給に関する人的支援要請計画	①把握状況 ・被災者数 ・ライフラインの復旧状況 ・食料・水供給源の被害状況 ・被災者の健康状況 ②被災者の栄養管理の実施支援 ③被災者の食生活支援活動のための施策化・予算措置	①把握状況 ・被災者数 ・ライフラインの復旧状況 ・食料・水供給源の被害状況 ・被災者の健康状況 ②被災者の栄養管理の実施支援 ③被災者の食生活支援活動のための施策化・予算措置 ④被災者の食生活支援活動に関する人的支援要請	①把握状況 ・被災者数 ・ライフラインの復旧状況 ・食料・水供給源の被害状況 ・被災者の健康状況 ②被災者の栄養管理の実施支援 ③被災者の食生活支援活動のための施策化・予算措置 ④被災者の食生活支援活動に関する人的支援要請	①把握状況 ・被災者数 ・被災世帯の状況 ・地域の食料供給源 ・被災者の健康状況 ・関係機関の対応状況 ②被災者の栄養・食生活支援のための施策化・予算措置 ③災害時食生活支援相談の実施 ④関係職員による情報交換会等の開催 ⑤災害時活動に関する研修会、会議等	
市町村	〇栄養・食生活支援ガイドラインに基づく状況把握 と体制整備、マニュアル整備 防災計画における適正な食料供給体制の整備 適正な食料備蓄 炊き出しの体制整備 一般家庭における食料備蓄の促進 災害弱者の把握	①把握状況 ・被災者数 ・ライフラインの被害状況 ②食料・水供給の支援要請 ③備蓄品の活用 ④炊き出しの計画	①把握状況 ・被災者数(避難所、自宅等) ・ライフラインの復旧状況 ②被災者の栄養管理の実施支援 ・食事配慮が必要な人への対応 ③炊き出しの実施と栄養管理 ④備蓄食品の活用 ⑤炊き出しの実施と配分計画	①把握状況 ・被災者数(避難所、自宅等) ・ライフラインの復旧状況 ②被災者の栄養管理の実施支援 ・食事配慮が必要な人への対応 ③炊き出しの実施と栄養管理 ④被災者の食生活支援 ⑤被災者の食生活支援活動のための施策化・予算措置	①把握状況 ・被災者数(避難所、自宅等) ・ライフラインの復旧状況 ②被災者の栄養管理の実施支援 ・食事配慮が必要な人への対応 ③炊き出しの実施と栄養管理 ④被災者の食生活支援 ⑤被災者の食生活支援活動のための施策化・予算措置	①把握状況 ・被災者数 ・被災世帯の状況 ②仮設住宅入居所への食生活支援 ・食環境の変化に対応するための支援 ・訪問栄養指導の実施 ③被災地域全体への食生活支援 ・地区健康教育の実施 ・災害時の食生活のまとめと活用	①状況把握 ・仮設住宅世帯数 ・地域の食料供給源 ・被災世帯の状況 ②仮設住宅入居所への食生活支援 ・食環境の変化に対応するための支援 ・訪問栄養指導の実施 ③被災地域全体への食生活支援 ・地区健康教育の実施 ・災害時の食生活のまとめと活用
被災給食施設	〇栄養・食生活支援ガイドラインに基づく状況把握 と体制整備 施設内の体制整備 備蓄等の整備 外部との連携明確化	①状況把握 ・被災状況の把握 ・市町村対策本部設置状況の確認 ・保健所への連絡相談 ②備蓄食品等を活用した食事提供 ③支援要請への対応 ・物的な支援要請 ・人的な支援要請	①食事の提供 ・給食利用者の健康状況の把握と対応 ・通常の食事提供再開に向けた調整 ②支援要請への対応 ・物的な支援要請 ・人的な支援要請	①食事の提供 ・給食利用者の健康状況の把握と対応 ・通常の食事提供再開に向けた調整 ②支援要請への対応 ・物的な支援要請 ・人的な支援要請	①食事の提供 ・給食利用者の健康状況の把握と対応 ・通常の食事提供再開に向けた調整 ②施設内マニュアルの検証と見直し	①食事の提供 ・給食利用者の健康状況の把握と対応 ・通常の食事提供再開に向けた調整 ②施設内マニュアルの検証と見直し	

第2章 保健所の取り組み

災害時の対応は、各市町村が第一線であるが被災市町村単独では対応が困難なことから、保健所は市町村と連携して被災住民への支援を行うことが役割となる。

迅速かつ効果的な栄養・食生活活動を展開するためには被災市町村の被災状況を速やかに把握し、必要性を判断し、管外からも栄養指導員等支援の要請をするとともに、本庁を始め関係機関等へ情報を発信することが必要であり、平常時に体制整備を行うことが重要である。

1 平常時の取り組み

区分	取り組み
平常時	<p>1 状況把握と地域連携体制の整備</p> <p>「岐阜県地域防災計画」、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」等における保健衛生対策及び栄養指導対策、保健活動の整備状況等を確認するとともに、関係機関等(民間企業含む。)における備蓄状況等の食糧供給体制についても把握し、必要な情報は市町村と共有する。</p> <p>(1)保健所内の協力体制整備 所内(課内)で災害時の対応マニュアルに沿った活動ができるよう、必要事項の周知、各種帳簿類を整理しておく。定期的なマニュアルの見直し、検討も必要である。</p> <p>(2)市町村及び関係機関等との連携体制整備 地域特性や地域コミュニティ等の状況、給食施設の状況、栄養・食生活支援が期待できる企業の有無、地理的条件並びに市町村管理栄養士・栄養士との連携は重要である。 また、災害時に必要な人的、物的要請を、必要な部署に伝えることができるよう、平常時から連携体制を整備することが大切である(関係機関、給食施設、栄養・食生活支援が期待できる企業等)。</p> <p>2 マニュアル等の作成・整備等</p> <p>(1)保健所「健康危機管理マニュアル」の内容の確認及び周知、各種関係帳簿類等の整理(見直しも含む。)</p> <p>(2)食事に配慮が必要な人の把握 難病患者、小児慢性患者、小児在宅療養者、身体・知的・精神障害者、高齢者(嚥下困難者)、乳幼児(ミルク、水、特殊ミルク)、慢性疾患患者(糖尿病、高血圧、腎臓疾患等治療のための食事が必要な人)、食物アレルギー疾患患者等については市町村の把握となるが相互に連携を図る。 また、医療機関、災害拠点病院、福祉避難所、福祉施設等給食施設の被災者の受け入れ体制についても把握する。</p> <p>(3)栄養指導チーム体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 栄養指導チーム設置要領の作成 ② 市町村及び関係機関との連携 管内在住・在勤の派遣可能管理栄養士・栄養士名簿の作成

区分	取り組み
平常時	<p>③ 栄養指導員等派遣について保健医療課と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養指導員等派遣要請書の作成(様式1) ・ 派遣栄養指導員等活動報告書の作成(様式2) ・ 栄養相談記録表の作成(様式3) ・ 栄養相談状況報告書の作成(様式4) ・ 特殊栄養食品・栄養補助食品等要請書の作成(様式5) <p>3 教育研修・普及啓発</p> <p>(1) 管内管理栄養士・栄養士の資質の向上 市町村、給食施設、地域活動の管理栄養士・栄養士を対象に役割分担と連携について、災害時に備えた研修会を開催する。 また、ガイドライン等の周知を図る。</p> <p>(2) 関係機関及び関係団体への啓発 給食施設、関係団体、栄養・食生活支援が期待できる企業などと連携体制が継続できるよう検討会等を実施する。</p> <p>(3) 県民への普及啓発 広報、ホームページ、リーフレット、自主防災会への働きかけにより備蓄食品や非常持ち出し食品等の備えへの周知徹底を図る。 特に、食事の支援が必要な方は、家庭内備蓄(3日間程度)を進めるように働きかける。</p> <p>4 市町村に対する支援（第4章 市町村への支援参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 体制整備 (2) マニュアル等の整備 (3) 情報伝達体制の整備 (4) 県民への普及啓発 (5) 自衛隊との連携 <p>5 特定給食施設等との連携体制整備（第5章 給食施設への支援参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 巡回指導時の確認事項 (2) 相互支援体制の確立 (3) 被災者への支援体制の確立

2 災害時の取り組み

災害対応の主体は市町村であるが、被災市町村単独では対応が困難なことから、保健所は被災市町村の状況を把握し市町村と連携して迅速かつ効果的な栄養・食生活支援活動及び市町村等で取り組むべき対策を講じる。

区分	取り組み
フェーズ0 初動体制 (発災～24 時間)	<p>1 保健所内体制整備 災害時には、保健所は市町村管理栄養士・栄養士の安否、被害状況、食事の配慮が必要な方を確認し保健所としての支援体制を検討する。</p> <p>2 情報収集・連絡調整・体制整備 (1)地域の被害状況把握 ① 市町村ごとの被災者数 ② 要支援登録者の被災状況(難病等自宅療養者等) ③ ライフライン(電気・ガス・水道・道路など)の損壊状況 ④ 避難所の設置及び食事提供の状況の把握 (市町村の対応についても把握) ⑤ 市町村管理栄養士・栄養士の安否確認 (2)保健医療課への報告 保健所は把握した情報を県庁保健医療課へ報告する。</p> <p>3 被災者等への食支援体制整備 市町村の状況を把握し、栄養・食生活支援の必要性及び実施内容について検討し、必要な調整を行う。 (1)関係団体への人材派遣要請 市町村の被災状況から、必要であれば食支援に関する人材を、関係団体に要請を行う。 (2)栄養指導員等派遣の要請 保健医療課へ栄養指導員等の派遣要請を行う(要請に際しては、日数・業務内容・人数等を明確にしておく)。 (3)食事の配慮が必要な人の受け入れ等支援可能施設の受け入れ要請 食事に配慮が必要な人の受け入れ等支援可能施設へ受け入れ要請を行う。</p>
フェーズ1 緊急対策 (概ね災害発生から72 時間以内)	<p>1 情報収集・連絡調整・体制整備 地域の被害状況を把握し、県・関係機関・所内情報の共有を図る。下記について逐次状況を把握し保健医療課と共有を図る。 (1)市町村ごとの被災者数の把握 (2)ライフラインの損壊・復旧状況 (3)避難所の食支援状況 (4)要支援登録者への食支援状況 (5)関係機関・所内の情報の共有</p> <p>2 被災者等への食支援体制整備 (1)特別用途食品・病者用等食品の入手手配 被災者の栄養・食生活支援として、食形態(ミルク・離乳食・粥等の有無)、病者用食品の配布がされているか等を確認し、被災地で入手困難な場合は業者リストの配布や保健医療課へ連絡、手配する。</p>

区分	取り組み
フェーズ1 緊急対策 (概ね災害発生から72時間以内)	<p>(2) ボランティア等の人材派遣要請 市町村からボランティア派遣の要請がある場合は、関係団体の調整を行う。</p> <p>(3) 栄養指導員等派遣の要請 必要に応じて、保健医療課へ栄養指導員等の派遣要請を行う(要請に際しては、日数・業務内容・人数等を明確にしておく)。</p> <p>(4) 食に配慮が必要な人の受け入れ等支援可能施設の受け入れ要請 必要に応じて、食に配慮が必要な人の受け入れ等支援可能施設へ受け入れ要請を行う。</p> <p>(5) 避難所の食事の配慮が必要な方への対応を確認し、対応困難な場合は保健医療課へ支援を要請する。</p> <p>3 巡回栄養・食生活相談の体制整備 栄養指導チームによる巡回栄養・食生活相談の実施を検討する。</p>
フェーズ2 応急対策 (概ね4日目から2週間目まで)	<p>1 情報収集・連絡調整・体制整備</p> <p>(1) 地域の被害状況の把握 ライフラインの損壊・復旧状況を把握し保健医療課と共有</p> <p>(2) 避難所の食支援状況 食事提供内容について把握</p>
フェーズ3 応急対策 (概ね3週間目から2か月まで)	<p>1 情報収集・連絡調整・体制整備</p> <p>(1) 地域の被害状況の把握 ライフラインの損壊・復旧状況把握を行い現状での対応を検討し、医療整備課、関係機関、団体と情報共有を図る。</p> <p>(2) 避難所の食支援状況 提供内容の確認を行い、適正な内容に努めさせるよう指導する。</p> <p>2 巡回栄養・食生活相談の体制整備 避難所等で栄養・食生活相談が必要な場合に栄養指導チームによる巡回栄養・食生活相談を行う。</p> <p>3 栄養指導班の支援体制整備 医療チームの健康相談、保健師の健康調査等において必要に応じ、栄養・食生活指導の支援を行う。</p> <p>4 仮設住宅移行に伴う自立食生活支援 避難所から仮設住宅移行に向け、配食から自立調理へ向けて、食事状況の把握を行い支援について検討を行う。</p> <p>5 栄養・食生活支援関係者情報交換会の開催 関係機関及び関係団体を対象に情報交換会を開催する。</p>

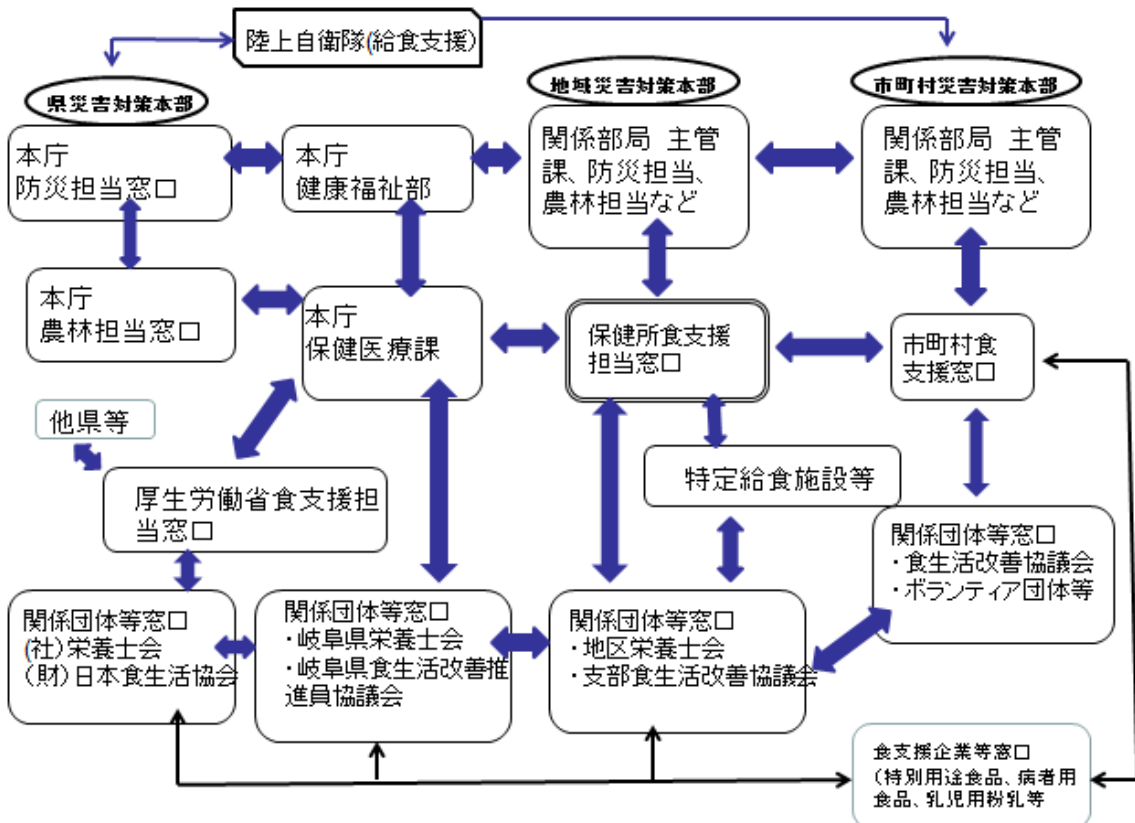
3 復興時の取り組み

復興に向けての取り組みも市町村が主体的に行うが、避難生活の長期化により新たな栄養・食生活支援活動の問題等も発生してくることから、被災周辺市町村等関係機関と連携して速やかに復興状況を把握し、支援を行うことが必要となる。

また、把握した情報に基づいて課題を整理し、検討を行い、関係機関への情報提供・提言及び地域での評価を踏まえたマニュアルの見直しへの支援を行うことが重要な役割となる。

区分	取り組み
フェーズ4 復興時 (2か月以降)	<p>1 地域の復旧状況及び被災住民の健康・食生活状況の把握 市町村及び関係機関と連携し、被災住民の状況等について把握する。</p> <p>(1) 食生活環境の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅への入居世帯数 ・ ライフラインの復旧状況 ・ 調理設備の整備状況及び食料需給状況等 ・ 地域の食料供給源の状況 <p>(2) 被災住民（災害弱者を含む）の身体状況及び栄養状況等の把握</p> <p>(3) 訪問栄養指導・食生活相談等 特別な栄養管理が必要な人のリストを基に課内で連携し食生活面からの訪問栄養指導や食生活相談を実施する。</p> <p>(4) 食支援を通じたコミュニティづくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での健康教育の実施 ・ 食環境整備の働きかけ・支援

(1)連携体制図



第3章 県（保健医療課）の取り組み

災害対策本部をはじめ関係機関、関係団体等との連携体制の整備と栄養・食生活支援ネットワークの構築が重要である。

さらに、保健所や市町村・県民を対象とした研修や普及啓発により、絶えず危機管理を意識するよう注意を喚起していく。

1 平常時の取り組み

区分	取り組み
平常時	<p>1 栄養・食生活支援の協力体制の整備</p> <p>(1) 栄養・食生活支援対策会議（ネットワーク）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時の栄養・食生活支援に関する関係組織や関係機関との連絡を常に密にし、担当部署・担当者を明らかにしておく。 ② 必要に応じ、食情報が集約できるための担当者レベルの連絡会議を開催する。 <p>(2) 食料供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食料供給の主管部局（農政部）と連携して、供給内容や供給元、必要供給量についての提案を健康福祉政策課へ行う。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>避難所の食事状況の情報の集約化と情報を関係課へ提供</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 各市町村避難所→市町村防災担当課 (イ) 市町村防災担当課→各保健所 (ウ) 各保健所→保健医療課 (エ) 保健医療課→健康福祉政策課→防災担当課 </div> <ul style="list-style-type: none"> ② 特殊栄養食品・栄養補助食品等の物資支援可能団体をリストアップし、支援依頼のルートを確認しておく（県及び日本栄養士会からの支援要請等）。 <p>2 関係団体、職員対象の危機管理能力の向上</p> <p>(1) 関係団体に対する情報提供</p> <p>栄養士会・食生活改善推進員協議会等関係団体に対し、災害時の支援体制について平常時から情報提供を行うとともに、危機管理に対する意識づけを繰り返し行っておく。</p> <p>(2) 保健所、市町村職員の教育研修</p> <p>保健所及び市町村の栄養・食生活担当部局職員に対し、災害時の役割等平常時から情報提供を行うとともに、危機管理に対する意識づけを繰り返し行っておく。</p> <p>3 各種帳票類の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県庁内関係部署との連携を図りながら、県・保健所が使用する各種帳票類の整備を行う。 (2) 市町村が使用する各種帳票類の整備については保健所とともに指導を行う。 (3) 給食施設が整備する帳票類の整備について、保健所の支援を行う。

区分	取り組み
平常時	4 危機管理対策の普及啓発 (1)市町村に対する普及啓発 ①市町村広報紙や各種事業を活用して、備蓄食品や非常持ち出し食品等の備えを喚起する。 ②特に、乳児・高齢者及び疾病による食事制限が必要な家族がいる家庭においては、個別の備えを行うよう喚起する。 (2)県民に対する普及啓発 広報、ホームページ、リーフレットなどにより、備蓄食品や非常持ち出し食品等の備えを喚起する。

県における食料物資供給の運用 1 食料物資等を市町村に供給する総合調整：災害対策本部(防災) 2 具体的な連絡調整：緊急対策チーム ①食料物資等＝食料物資チーム ②水＝ライフライン・危険度判定チーム ③その他＝担当各部署	
① 食糧物資チーム(主食、副食、生活用品、燃料等) 市町村への食料物資供給総括、調整に関すること	
○商工政策課、商業流通課、その他商工労働部各課 農政課、農産園芸課、環境政策課、健康福祉政策課、地域福祉国保課	
農政課 農産園芸課	① 野菜、くだもの、魚等について、卸売市場開設者、卸売業者等との連携による確保及び市町村へのあっせん ② 乾パン、炊き出し用の米に係る引渡要請の対応
商業流通課 環境政策課	① トラック協会との連携調整(輸送要請) ② 災害対策本部から要請のあった生活必需物資を全岐阜県生活協同組合連合会に集荷を依頼し、県の指定する場所まで配送依頼 ③ 災害警戒情報等、県の対応状況を連絡し、事前準備のための情報を提供する。
健康福祉政策課 地域福祉国保課	① 災害救助法に基づく ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・ 被服、寝具その他の生活必需品の給与、または貸与等
商工政策課 中小企業課 モノづくり振興課	①関係機関、民間業者と協働し、生活必需品の給与または貸与等
② ライフライン・危険度判定チーム(飲料水) ライフラインの被害状況、復旧状況の把握及び各種調整に関すること 住宅・宅地の応急危険度判定に関すること	
○都市政策課、薬務水道課、下水道課、水道企業課、建築指導課、農地整備課 その他都市建築部各課	
③ 医療救護チーム 災害時の医療救護体制の確保及び医療機関との調整に関すること	
○医療整備課、その他の健康福祉部各課、防災課(防災航空センター)	
④ 被災者支援チーム 被災者の支援に関する総括及び調整に関すること	
○健康福祉政策課、健康福祉部各課、公共建築住宅課、出納管理課	

2 災害時の取り組み

被災地域全体の被害状況や食支援活動に関する情報を収集し、関係機関等に提供し共有化を図り、被災地支援に必要な支援体制を整える。

保健所からの支援要請に迅速に対応する。

区分	取り組み
フェーズ0 初動体制 (発生～24 時間)	<p>1 状況把握及び情報提供 保健所を通じて、被災地の下記の状況及び現状での対応を把握する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保健所栄養指導員出勤等状況 ② 被災者数 ③ 関係団体の被災状況 ④ 要援護者の被害状況 <p>2 被災者等への食支援の体制整備・調整 上記1で把握した状況に基づき、食支援の必要性及び実施内容について検討し、必要な調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行政機関への栄養指導員等派遣の要請 県内被災地外県保健所、岐阜市、国等へ派遣準備を要請する等調整する。 ② 市町村の被災対策への支援 関係団体等に派遣準備を要請する等調整する。 <p>3 災害対策本部内連携 部内及び県災害対策本部と役割の確認、情報の共有化等を図る。</p>
フェーズ1 緊急対策 (概ね災害発 生後72時 間以内)	<p>1 状況把握及び情報提供 保健所を通じて、被災地の下記の状況及び現状での対応を把握する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保健所栄養指導員出勤等状況 ② 被災者数 ③ 関係団体の被災状況 ④ 要援護者の被害状況及び対応状況 ⑤ 避難所の状況 <p>2 特殊栄養食品・栄養補助食品等の入手手配 病者用等で必要な特殊栄養食品・栄養補助食品等の要請があれば、食品入手の手配を行う。</p> <p>3 被災者等への食支援の体制整備 被災地の食事状況改善のために必要な体制を下記により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 栄養指導員等派遣支援 保健所からの要請に対応して、栄養指導員等の派遣調整を行う。 ② 関係団体等への支援要請 保健所から、ボランティア派遣の要請があれば、栄養士会・食生活改善協議会等関係団体へ支援を要請し、保健所との調整を行う。 <p>4 災害対策本部内連携 部内及び県災害対策本部と状況認識の共有化等を図る。</p>

区分	取り組み
フェーズ2 応急対策 (概ね4日目 から2週間 まで)	<p>1 状況把握及び情報提供 保健所を通じて、被災地の下記の状況及び現状での対応を把握する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災者数 ② 関係団体の被災状況及び支援状況 ③ 援護者の被害状況 ④ 避難所の状況 <p>2 特殊栄養食品・栄養補助食品等の入手手配 病者用等で必要な特殊栄養食品・栄養補助食品等の要請があれば、食品入手の手配を行う。</p> <p>3 被災者等への食支援体制整備 被災状況から食支援の期間、内容等を判断し、緊急対策を修正しつつ当面の対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 栄養指導員等派遣支援 ② 関係団体等の支援調整
フェーズ3 応急対策 (概ね3週間 目から2か 月まで)	<p>1 状況把握及び情報提供 保健所を通じて、被災地の下記の状況及び現状での対応を把握する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被災者数 ② 関係団体の被災状況及び支援状況 ③ 要援護者の被害状況 ④ 避難所の状況 <p>2 特殊栄養食品・栄養補助食品等の入手手配 病者用等で必要な特殊栄養食品・栄養補助食品等の要請があれば、食品入手の手配を行う。</p> <p>3 被災者等への食支援体制整備 被災状況から食支援の期間、内容等を判断し、緊急対策を修正しつつ当面の対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 栄養指導員等派遣支援 ② 関係団体等の支援調整 <p>4 食支援関係団体連絡調整会議の開催 食支援の長期化が予想される場合、関係団体等との連絡調整会議を開催し、共通認識を形成し、役割に応じた支援を要請する。</p> <p>5 被災者等食支援の施策化・予算化 食支援対策の長期化の必要性がある場合には、食支援対策を施策化するとともに、実施のための財源を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要援護者への巡回栄養相談等の実施 ② 乳幼児、高齢者、病弱者等優先する対象者への栄養相談等を行う。 ③ 避難所への巡回栄養相談の実施 避難所入所者の栄養管理指導、避難所食事提供環境の改善指導等を行う。 ④ 被災者の食事・栄養状態の把握 簡易栄養調査等により栄養状態の把握を行い、適切な食支援施策を計画、実施する。

3 復興時の取り組み

情報収集はもちろん、関係機関等との連絡調整を図りながら、復興現況を速やかに把握し、二次的対応のための調整等が重要である。

区分	取り組み
フェーズ4 復興時 (2か月以降)	<p>1 地域の復旧状況及び被災住民の健康・食生活状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none">① 食生活環境の把握② 被災住民の身体及び栄養状況等の把握 <p>把握した情報をまとめ、保健所や市町村等関係機関へ情報提供するとともに支援調整を行う。</p> <p>2 災害対策マニュアル及び体制の評価・改善</p> <p>食支援体制について検証・評価・改善を図る。また、関係機関等におけるマニュアル等の見直しを支援する。</p> <p>3 情報の共有化</p> <ul style="list-style-type: none">① 情報交換会の開催② 広域的な情報交換会を開催し、食生活支援体制の充実にむけた体制を整備する。また、県民への啓発等についての改善を行う。③ 関係機関との会議、研修会の開催 <p>関係機関等との会議、研修会等を定期的で開催して、情報の共有化を図るとともに、継続的な啓発を行う。</p>

第4章 市町村への支援

「第2章 保健所の取り組み—1 平常時の取り組み—4 市町村に対する支援」について、市町村栄養士がその専門性を活かし、被災住民の食事の安定供給と避難生活における健康障害を予防することを第一に、関連する機関及び職種と連携を図りながら、支援活動を効果的に展開するために支援を行う。

1 平常時の取り組み

(1) 体制整備

- ①「市町村防災計画」の整備状況の把握(避難所の確認、備蓄品または、食料協定状況等)
- ②保健衛生主管課と災害時保健活動マニュアルに沿った活動ができるよう連携体制を整備
- ③防災担当課及び関連課との連携体制の整備
- ④炊き出しボランティア等関係団体との連携体制の整備

(2) マニュアル等の整備

- ①防災計画における食料供給体制の整備
災害時用食料備蓄方法、備蓄場所、種類、備蓄量、輸送体制等を関係部局と検討し、一覧表にする。
- ②要援護者(食事の配慮が必要な方)の把握
粉ミルク、離乳食が必要な乳幼児、食物アレルギー疾患、食事の形態調整等が必要な高齢者や障がい者、慢性疾患等で特別な食事が必要な者等のリストを作成する。
- ③栄養・食生活巡回相談体制の整備
- ④炊き出しボランティア等関係団体との協力体制の整備
食事の提供(炊き出し)は、ボランティア等関係団体の協力を得て市町村が実施する。
*被災状況に応じて、自衛隊を要請する場合、市町村が主体で行う場合(例えば、学校給食施設で実施、炊き出しボランティアに依頼して実施)、一般のボランティアの炊き出しを受け入れる場合等が想定されます。

炊き出しに関する諸事項の確認

- ・炊き出しの主体、種類、活動内容、協力できる規模等
- ・炊き出し場所(施設)

(3) 情報伝達体制の整備

関係機関等も含めた緊急連絡網を整備し、常に活用できるようにする。

(4) 県民への普及啓発

広報、ホームページ、リーフレット、自主防災会への働きかけにより備蓄食品や非常持ち出し食品等の備えへの周知徹底を図る。併せて要援護者のいる家庭に対しても同様の啓発を行う。

(5) 自衛隊との連携

- ① 隊区担当部隊の把握(支援能力等)
- ② 活動内容の具体化
 - ・炊き出し用の献立の準備
備蓄食品を活用した具体的な献立例の検討・作成
 - ・材料の調達方法等のリストアップ等
 - ・調達方法、調理方法、衛生管理等

2 災害時および復興時の取り組み

管内市町村の被災住民の状況を把握し、広域的に必要な支援を調整する。

3 市町村マニュアル作成について

(1) 作成目的と関連法規

作成にあたっては、関連法規を確認することが重要である。各市町村には「岐阜県防災計画」に基づく「〇〇市地域防災計画」があり、その中に「食料供給計画」「災害時要援護者対策」「被災者救援対策」「保健衛生対策」など、効果的に進めるための方針と方法が示されている。また同系のもので「災害時保健活動マニュアル-岐阜県-」「〇〇市災害時要援護者避難支援計画」等が示されてあるので、実際の災害時栄養・食生活支援活動マニュアルを作成する際には、これらの計画と整合性を図り、関係部局、他職種と連携した栄養・食生活支援活動として、補完するものとして位置づけたい。

(2) 作成にあたって

① 平常時からの対策

災害時において栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に行うためには、平常時からの備えが重要であり、支援対策の明確化、食料・水の備蓄及び供給体制、炊き出し体制の整備、要援護者の把握方法等、活動に必要な情報、関係機関等を整理する必要がある。

② 災害発生後における時系列での対応

災害発生後の刻々と変化する状況に応じた最善の栄養・食生活支援活動を展開するため、時系列別（「フェイズ」を使用）に栄養・食生活支援活動を整理しておく必要がある。また、関係部局、関係機関が連携して、必要な情報や食料等の流れがスムーズにいくよう、連絡体制を明確にしておくことが重要である。

③ 必要となる情報

災害時における栄養・食生活支援活動をまとめるにあたり、最低でも次の情報を各市町村ごとで把握しておくことが重要である。

- ア 各市町村における地震等の発生予想
- イ 各市町村における災害対策本部組織図、役割分担（事務分掌）
- ウ 各市町村における要援護者施設名と連絡先
- エ 各市町村における備蓄食糧保管場所と備蓄内容及び備蓄量など
- オ 各市町村における避難所及び炊きだし機器の内容と台数など
- カ 各市町村における特殊栄養補助食品等の取り扱い店舗名と連絡先
- キ 災害時における栄養・食生活支援活動の関係機関と連絡先
- ク その他の必要情報について別添参考資料を参照のこと

4 市町村における災害時の栄養・食生活支援活動

(1) 平常時の取り組み

区分	取り組み																															
平常時	<p>1 各市町村の現状把握</p> <p>災害時に迅速な対応をするためには、平常時から『食事の配慮が必要な人』を把握しておく必要がある。</p> <p>その『食事に関する対応が必要となる対象者』とは、</p> <table border="1" data-bbox="391 506 1358 745"> <tr> <td>ア</td> <td>粉ミルク、離乳食が必要な乳幼児</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>食物アレルギーを持ち、アナフィラキシーを起こす心配のある者</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>咀嚼・嚥下困難なため、形態調整などが必要な高齢者や障害者</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>慢性腎不全等の疾患を持ち、短時間でも食事管理をしなければ病状の悪化につながると予想される者</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>消化器官等に障害があり、普通食を食べられない者</td> </tr> </table> <p>があげられる。</p> <p>それらの人たちへの支援を行うためには、通常業務や既存台帳の活用から対象者を把握できる方法を保健師や関係課等と検討・共有していくことが大切である。</p> <p>2 一般住民への普及啓発</p> <p>市町村地域防災計画には、防災思想の普及が示されており、その主な担当は、総務部、企画部、教育部、消防本部等であるが、栄養・食生活支援を担当する市町村栄養士は、これらの部と連携・協力し、普段の保健活動や広報等を活用して、住民に対する食料備蓄の必要性について周知を図ることが重要である。</p> <p>(1) 一般家庭における食料備蓄</p> <p>大規模災害においては、行政の対応が機能するまでに時間を要することが予測されるため、一般家庭における食料備蓄は、家族全員3日分程度の備蓄について、各家庭で用意するよう世帯ごとの備えを喚起する。普段の保健活動や広報等を活用し住民に周知を図る。</p> <p>(2) 災害時要援護者のいる家庭での備蓄</p> <p>災害時要援護者のいる家庭に対する備蓄の必要性についても、リーフレット等にして該当者に配布する。</p> <p>(ある市町村の例)【食料備蓄の必要性を普及啓発する方法】</p> <table border="1" data-bbox="384 1498 1366 1874"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>利用できる保健活動等</th> <th>参考資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>広報、防災訓練、栄養教室</td> <td>備蓄品リスト(一般家庭用)</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>もぐもぐ教室</td> <td>備蓄品リスト(赤ちゃんのいる家庭用)</td> </tr> <tr> <td>妊産婦</td> <td>母子手帳交付時、マタニティクラス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>社会福祉課と相談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>包括支援課と相談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>慢性疾患患者</td> <td>広報、特定保健指導及びその他の保健指導(国民健康保険被保険者)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ア	粉ミルク、離乳食が必要な乳幼児	イ	食物アレルギーを持ち、アナフィラキシーを起こす心配のある者	ウ	咀嚼・嚥下困難なため、形態調整などが必要な高齢者や障害者	エ	慢性腎不全等の疾患を持ち、短時間でも食事管理をしなければ病状の悪化につながると予想される者	オ	消化器官等に障害があり、普通食を食べられない者	対象者	利用できる保健活動等	参考資料	一般家庭	広報、防災訓練、栄養教室	備蓄品リスト(一般家庭用)	乳幼児	もぐもぐ教室	備蓄品リスト(赤ちゃんのいる家庭用)	妊産婦	母子手帳交付時、マタニティクラス		障害者	社会福祉課と相談		高齢者	包括支援課と相談		慢性疾患患者	広報、特定保健指導及びその他の保健指導(国民健康保険被保険者)	
ア	粉ミルク、離乳食が必要な乳幼児																															
イ	食物アレルギーを持ち、アナフィラキシーを起こす心配のある者																															
ウ	咀嚼・嚥下困難なため、形態調整などが必要な高齢者や障害者																															
エ	慢性腎不全等の疾患を持ち、短時間でも食事管理をしなければ病状の悪化につながると予想される者																															
オ	消化器官等に障害があり、普通食を食べられない者																															
対象者	利用できる保健活動等	参考資料																														
一般家庭	広報、防災訓練、栄養教室	備蓄品リスト(一般家庭用)																														
乳幼児	もぐもぐ教室	備蓄品リスト(赤ちゃんのいる家庭用)																														
妊産婦	母子手帳交付時、マタニティクラス																															
障害者	社会福祉課と相談																															
高齢者	包括支援課と相談																															
慢性疾患患者	広報、特定保健指導及びその他の保健指導(国民健康保険被保険者)																															

区分	取り組み
平常時	<p>(3)市町村における備蓄食品の把握</p> <p>市町村地域防災計画において、災害対策物資備蓄等の計画が示されているところも多く、その担当は、総務部、市民福祉部、上下水道部など示されているので、栄養・食生活支援を担当する市町村栄養士は、災害時に要支援者に対し速やかに食料が供給できるよう、平常時から災害時用食料について、保管場所、種類(品名・内容)、数量、消費期限等を常に把握しておくことが重要である。また、必要に応じて種類・量の追加・見直し等の意見を市防災担当者に伝えていくことも重要である。</p>

(2)災害時の取り組み

被災地の被害状況を把握し、迅速な対応が行えるよう体制を整える必要がある。

二度の震災を経験した新潟県の震災状況に応じた対応を基にして、各フェーズごとの栄養・食生活支援を次の表に示した。

いつ、どんな栄養・食生活支援活動が求められるか、平常時からイメージし、関係者と共有しておくことは、災害時に落ち着いて対応するために重要である。

区分	取り組み
フェーズ0 初動体制 (発災～24 時間)	<p>できるだけ早い段階で、被災地に食料供給ができる体制の整備が必要である。</p> <p>市町村災害対策本部食料班が中心に対応を進めることとなるが、災害規模が大きく、食料供給が長期化すると判断される場合において、市町村栄養士は被災住民の健康状態に応じた栄養確保の視点から専門性を活かした助言等を行い、必要に応じて食料班と連携した支援計画の立案、調整を行う。</p> <p>この時期の栄養に関する課題としては、最低限のエネルギー・水分確保であり、備蓄食料の放出、救援物資の供給、不足食料の要請、炊き出し計画などが必要である。</p> <p>一般被災住民はおにぎり、パン類などの主食を中心とした高エネルギー食品で一次的な対応となるが、それらの食事が食べられない乳幼児、嚥下困難な高齢者、食事制限のある慢性疾患患者等に対して、代替食の手配についても併せて検討することが重要となる。</p> <p>1 情報収集・体制づくり</p> <p>(1)市町村栄養士等の栄養・食生活支援担当者の安否確認</p> <p>災害発生後、市町村栄養士等の栄養・食生活支援担当者は、速やかに本部に自己の安否を連絡する。本部市町村栄養士は保健所担当者へ報告する。</p> <p>(2)食料供給体制の把握</p> <p>地域の被害状況を把握すると共に、避難所単位の避難者数の把握と食料供給体制の把握に努める。</p> <p>(3)地域の被害状況、食事に対する要援護者の把握</p> <p>地域の被害状況を把握し、避難所受付名簿又は避難住民への呼びかけ等で情報収集を行い、食事に対する要援護者の把握に努める。</p> <p>(4)食事に対する要援護者の中でも、緊急性を要する住民への栄養・食支援活動</p> <p>避難所受付名簿又は要援護者台帳、避難住民への呼びかけ等で情報収集を行い、食事に対し緊急性を要する要援護者の把握に努め、支援食料の供給について、担当者と協議し、支援できる体制づくりを行う。</p>

区分	取り組み
フェーズ1 緊急体制 (概ね震災発生から72 時間以内)	<p>基本的にはフェーズ0から継続した活動が主になる。炊き出しについては、地域の被災状況を踏まえ、食数、参考献立の提供、調理従事者の把握調整の準備を行い、避難者のニーズや健康状態に応じた安全な食事と飲料水の提供に努めるよう調整する。</p> <p>また、避難所での食料配分状況の確認や普通の食事で対応できない人への確実な対応を行うため、巡回栄養相談等を開始し、不足については食料班との連携により対応する。</p> <p>この時期は断水等の影響でトイレが十分使用できないことがあるため、水分摂取を控える傾向がみられ、脱水等が問題となる。また、熱中症やエコミークラス症候群の予防の観点からも水分摂取への注意喚起が必要である。水分補給の重要性について普及啓発を行うとともに、十分な水分摂取ができるよう食料または水の確保・提供が必要である。</p> <p>1 情報収集・栄養食生活支援体制づくり 前ステージに引き続き実施し、状況変化を確認する。</p> <p>2 被災住民への炊き出し体制づくり</p> <p>(1)炊き出しスタッフの把握と人数調整 炊き出し活動の情報収集に努め、炊き出し調理従事者の人数、供給可能な対象数とその内容などを把握する。一方で、ボランティアを希望する団体又は個人の把握に努め、炊きだし体制づくりの調整に関与する。</p> <p>(2)自衛隊支援や災害救助物資、義援食品等の状況把握 自衛隊支援活動の状況把握、災害救助物資の確認、義援食品等の状況を確認し、食事に対する要援護者に対し適切に供給できるよう呼びかけ、食料供給体制づくりを行う。</p> <p>3 災害時要援護者の把握と栄養・食生活支援体制づくり</p> <p>(1)避難所等の栄養・食生活支援が必要な住民の把握 刻々と変わる地域の被害状況を把握し、避難所受付名簿又は避難住民への呼びかけ等で情報収集を行い、食事に対する要援護者の把握に努める。支援食料の供給について、担当者と協議し、早急に支援できる体制づくりを行う。市町村保健師と連携し、食支援が必要となる被災住民の把握に努める。 [様式 1]:避難所受付名簿 [様式 2]:栄養相談記録表(個別の聞き取り用) [様式 3]:栄養相談状況報告書</p> <p>(2)食事に対する要援護者への栄養・食生活支援活動 要援護者の把握に努め、市町村内の特別用途食品等取扱店や、その他災害救助物資や義援食品などあらゆる方法を用いて特殊食品・栄養補助食品等を入手して、的確に要援護者に供給できる体制づくりを行う。 [様式 4]:特殊食品・栄養補助食品等送付書</p> <p>(3)派遣栄養士の活動体制づくり 被災状況により、市町村栄養士のみで対応困難と思われる場合は、保健所を通じ県栄養士の派遣申請を求める他、岐阜県栄養士会「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」によりP.7被災地栄養士の被害状況届を岐阜県栄養士会に提出し、支援活動栄養士の派遣要請を行う。</p>

区分	取り組み
フェーズ2 応急対策 (概ね4日目 から2週間 まで)	<p>この時期では、避難所での安定した生活を支える体制が必要となる。</p> <p>慣れない避難生活と災害時の恐怖感や慢性疲労のため、体調不良者が増え、便秘、口内炎、食欲不振、風邪を引きやすい等の症状がみられ、野菜不足、ビタミン不足、アレルギー等の対応について食事内容がより重要になる時期でもある。さらに、避難所等での食事量の調整が難しく、運動不足と相まって肥満問題が大人だけでなく子どもにもみられる。</p> <p>食生活面では、救援物資のおにぎり、パン類等が余剰気味となり、炭水化物過多への調整と野菜やたんぱく質不足の補給、また、温かい食事へのニーズが高まる時期である。</p> <p>1 情報収集・栄養・食生活支援体制づくり</p> <p>前ステージに引き続き実施し、市町村全体でどのような対策を組んでいるか整備体制の動きを把握する中で、避難所生活が適応しているかを確認することが重要であり、災害弱者(高齢者や乳幼児をもつ者、疾病を持つ者等)に注意をはかりながら、安定した生活が過ごせるための体制づくりが必要となる。</p> <p>(1)被災住民への炊き出し支援体制</p> <p>自衛隊・ボランティア団体へ炊き出しレシピの提示を行う。食品衛生に配慮し、食事内容は温かく、バランスのとれた内容であるか、住民の特性に適した食事であるか確認をする。炊き出しはその後地元業者の弁当に切り替わっていくことも考慮し、食品業者指導も念頭に入れておく。</p> <p>(2)災害時の栄養・食生活支援体制</p> <p>前ステージに引き続き要援護者の把握を実施し、状況変化を確認する。</p> <p>①食事に対する要援護者への対応</p> <p>栄養・食生活巡回相談を行い、健康状態に沿った食生活指導及び支援をする。代替食品が必要な場合は、市町村内の特別用途食品等取扱店や、その他災害救助物資や義援食品などあらゆる方法を用いて特殊食品・栄養補助食品等を入手して、的確に要援護者に供給できる体制づくりを行う。また、避難している間に、食支援が必要になった被災住民に対しても同様に対応する。</p> <p>②避難所で供給される食事内容の調査と改善指導</p> <p>避難所生活の長期化を視野に入れ、必要な栄養量の確保のために安定的に食事提供を行う条件の整備のため、管理栄養士等行政栄養関係者の関与のもと、地域や避難所で供給する食事内容を確認し、必要な栄養量の確保に努めるための改善指導を行う。</p> <p>(3)派遣管理栄養士の活動体制</p> <p>他機関から被災市町村へ派遣された管理栄養士・栄養士が、効果的に迅速な支援活動が出来るように、具体的な活動内容を説明し、間断のないきめ細かな連携を図るようにする。</p>

区分	取り組み
フェーズ3 応急対策 (概ね3週間 目から2ヶ 月まで)	<p>この時期は避難所から仮設住宅入居前までの避難生活を支える体制が必要となる。慣れない避難生活のために慢性疲労や体調不良者が増え、便秘、口内炎、食欲不振、風邪を引きやすい等の症状がみられ、健康保持のために食事内容がより重要になる時期でもある。さらに、供給する食事が栄養基準を満たしているかどうか、また避難所による供給の格差はないか、避難所等での運動不足と相まって肥満問題が大人だけでなく子どもにもみられる。</p> <p>食生活面では、救援物資のおにぎり、パン類等が余剰気味となり、炭水化物過多への調整と野菜やたんぱく質不足の補給、また、温かい食事へのニーズが高まる時期である。</p> <p>1 情報収集・栄養・食生活支援体制づくり</p> <p>前ステージに引き続き実施し、市町村全体でどのような対策を組んでいるか整備体制の把握に努める。また、仮設住宅計画を確認することが重要であり、災害弱者（高齢者や乳幼児をもつ者、疾病を持つ者等）から計画的に入居することから、入居後の自力での安定した生活が過ごせているかの確認が必要となる。</p> <p>(1)被災住民への炊き出し支援体制</p> <p>自衛隊・ボランティア団体へ炊き出しレシピの提示を行う。食品衛生に配慮し、食事内容は温かく、バランスのとれた内容であるか、住民の特性に適した食事であるか 確認をする。炊き出しはその後地元業者の弁当に切り替わっていくことも考慮し、食品業者指導も念頭に入れておく。</p> <p>(2)災害時の栄養・食生活支援体制</p> <p>前ステージに引き続き要援護者の把握を実施し、状況変化を確認する。</p> <p>① 食事に対する要援護者への対応</p> <p>栄養・食生活巡回相談を行い、健康状態に沿った食生活指導及び支援をする。代替食品が必要な場合は、市町村内の特別用途食品等取扱店や、その他災害救助物資や義援食品などあらゆる方法を用いて特殊食品・栄養補助食品等を入手して、的確に要援護者に供給できる体制づくりを行う。また、避難している間に、食支援が必要になった被災住民に対しても同様に対応する。</p> <p>②避難所で供給される食事内容の調査と改善指導</p> <p>避難所生活の長期化を視野に入れ、必要な栄養量の確保のために安定的に食事提供を行う条件の整備のため、管理栄養士等行政栄養関係者の関与のもと、地域や避難所で供給する食事内容を確認し、必要な栄養量の確保に努めるための改善指導を行う。</p> <p>(3)派遣管理栄養士の活動体制</p> <p>他機関から被災市町村へ派遣された管理栄養士・栄養士が、効果的に迅速な支援活動が出来るように、具体的な活動内容を説明し、間断のないきめ細かな連携を図るようにする。</p>

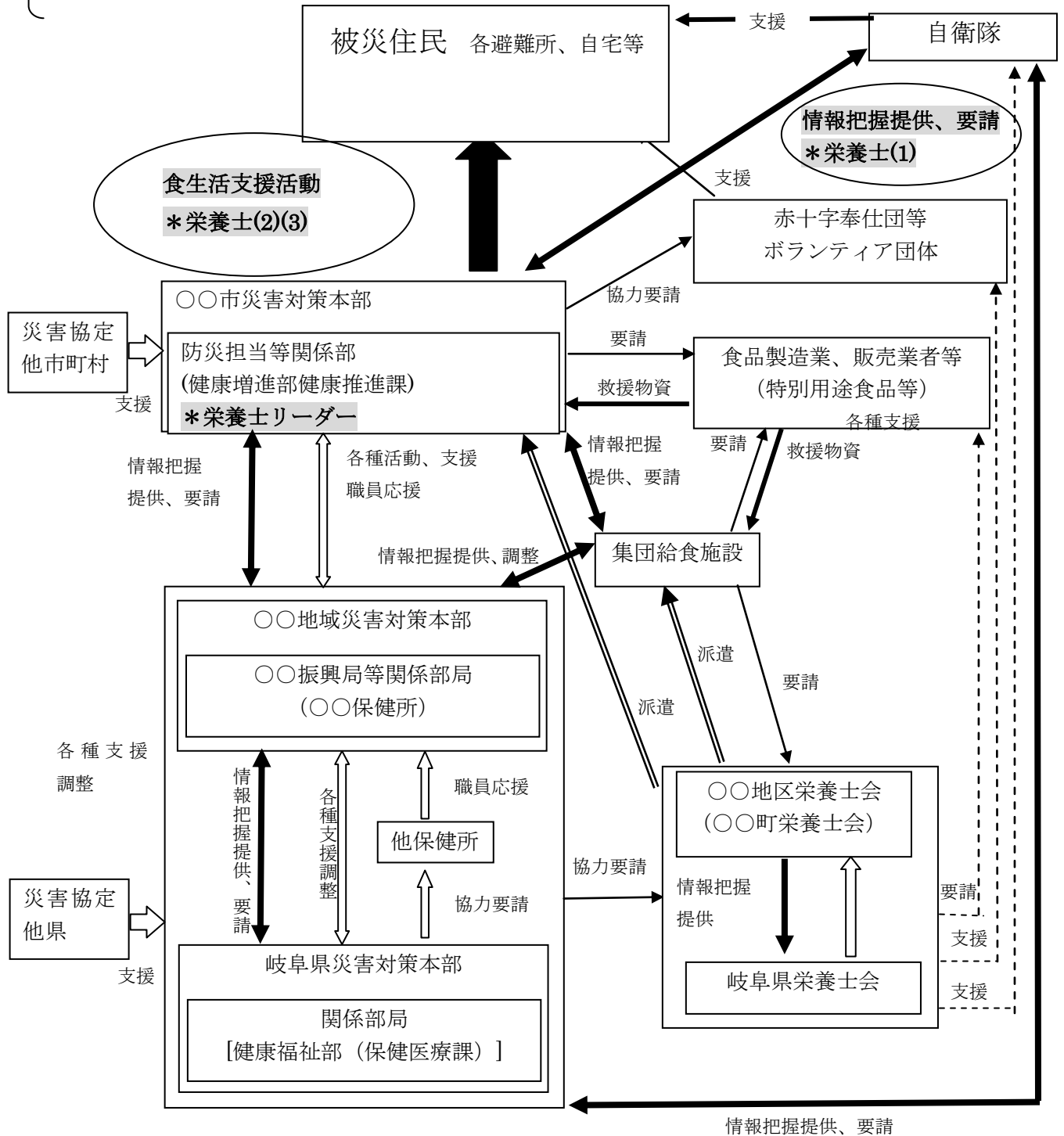
(3) 復興時の取り組み

区分	取り組み
フェーズ4 復興対策 (概ね2ヶ月 以降)	<p>仮設住宅での生活が始まる時期であり、その後新しい住居が決まるまでの1～2年にわたり過ごすこととなる場合もある。蓄積された避難生活の疲れ、調理や買い物等の食環境の変化への戸惑い等、震災前と同じ食事づくりができない場合が想定される。</p> <p>この時期の栄養に関する課題としては、簡単な食事で済ませがちなため、野菜不足、たんぱく質不足がみられる一方で、出来合いの惣菜、レトルト食品、カップラーメンなどの利用による脂肪過多、塩分過多等の問題もみられる。</p> <p>仮設住宅では、調理環境の制約(台所が狭い、コンロが少ない等)あるので、ひとつの鍋やフライパンでできる簡単バランス食の紹介、出来合いの惣菜やレトルト食品等を利用する際のアドバイス、近隣スーパーや移動販売者等と連携した食環境整備等が重要である。</p> <p>1 食生活環境の把握</p> <p>被災地の仮設住宅及び被災住宅の状況(入居世帯数、調理設備の整備状況、食糧需状況)等や、地域の食料供給源の状況(スーパー、コンビニエンスストア、個人商店等)を把握し、必要な支援を調整する。</p> <p>(1)被災住民の身体及び栄養状況等の把握</p> <p>避難所担当:避難所から仮設住宅移行に向け、配食から自立調理への食生活支援を行う。要援護者の移住先を把握しておく。</p> <p>2 訪問栄養相談及び食生活相談等</p> <p>住民の仮設住宅移行後、避難所等で食生活指導を行った被災住民を対象に訪問栄養相談を行い、その後の状況・経過を把握する。保健師との連携から食支援が必要な住民の情報を得た場合は、その住民の自宅又は仮設住宅への訪問栄養相談・食生活相談を実施する。</p> <p>3 市町村マニュアル及び体制の検証</p> <p>(1)災害時の市町村マニュアル及び体制の評価・改善</p> <p>本マニュアルに基づき、「栄養・食生活支援」を円滑に遂行することができたか、庁内関係部局はもとより保健所、栄養士会、関係機関から情報を収集し検証・評価し、見直しを図る。</p> <p>(2)情報の共有化</p> <p>保健所、栄養士会、食生活改善推進員協議会、地域関係団体、ボランティア等から、栄養・食生活支援に携わるための情報を収集して共有化を図り、連携、活用を調整する。</p>

参 考

〇〇市における災害時栄養・食生活支援ネットワーク体制フロー図

- ・被災者のニーズの把握
- ・栄養・食生活相談(普通の食事が食べられない方への対応)
- ・救援物資の活用等の調整、分配
- ・自衛隊等炊き出しの食事献立支援



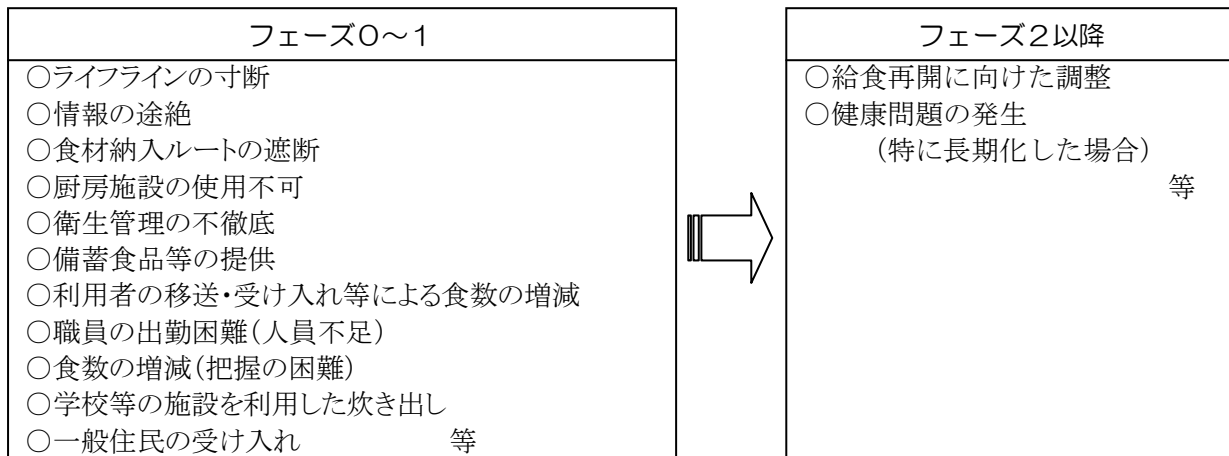
第5章 給食施設への支援

給食施設は喫食者の栄養改善を図るための社会的役割があり、災害時にはライフラインの遮断や調理室の損壊などの問題を抱えながらも、原則自己完結で喫食者に継続した食事の提供が求められる。

災害時には、給食施設の状況を的確に把握し、給食の早期平常化により、喫食者の栄養状態の適正化を図ることが必要である。

1 想定される時系列・組織別対応の概要

(1) 災害発生後予想される状況の流れ



(2) 災害時における組織別の対応及び栄養士の主な活動

ア 給食施設

<被災給食施設の役割>

- 喫食者への食事提供の継続
- 給食の早期平常化により栄養状況の適正化を図る

<管理栄養士・栄養士の主な活動>

平常時	災害発生時
<ul style="list-style-type: none"> ○給食施設内の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時対応マニュアル等の整備 ・必要な備蓄品(食材、物品)の検討の実施及び整備 ・外部(市町村対策本部、主管課、系列施設、所属団体等)との連携体制の明確化(物的支援、人的支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ○状況把握 ○備蓄食品を活用した食事提供 ○支援要請(物的支援要請、人的派遣要請)

イ 自治体(市町村、県)

① 市町村

市町村では所管している学校や保育所の災害対策や、それらの施設を利用した一般被災住民の炊き出しの実施、病院や高齢福祉施設のように、一般被災住民を受け入れた給食施設への支援が求められる。

② 保健所

- ・災害前の備えを地域内で整備することが何より重要。
- ・給食施設が災害時に自力で3日程度は乗り切る体制を促進する。
- ・迅速に支援要請に応じられる体制整備(連絡先の明確化)。
- ・給食施設が災害時に食事提供が困難な場合にもスムーズに支援が受けられるような体制づくり。

② 県(本庁)

- ・被災地全体の被災状況を把握する。
- ・被害状況や栄養・食生活支援活動に関する情報を常に収支し、随時まとめ保健所や関係機関と情報の共有化を図る。

- ・被災地支援に必要な部局横断的な支援体制を整える。
- ・対策本部及び保健所等から要請のあった人材について、被災を受けていない保健所へ派遣要請を行い、必要に応じて国、協定県へも派遣要請を行う。
- ・食料及び人材に関して必要な関係団体(県栄養士会等)へ協力要請を行う。

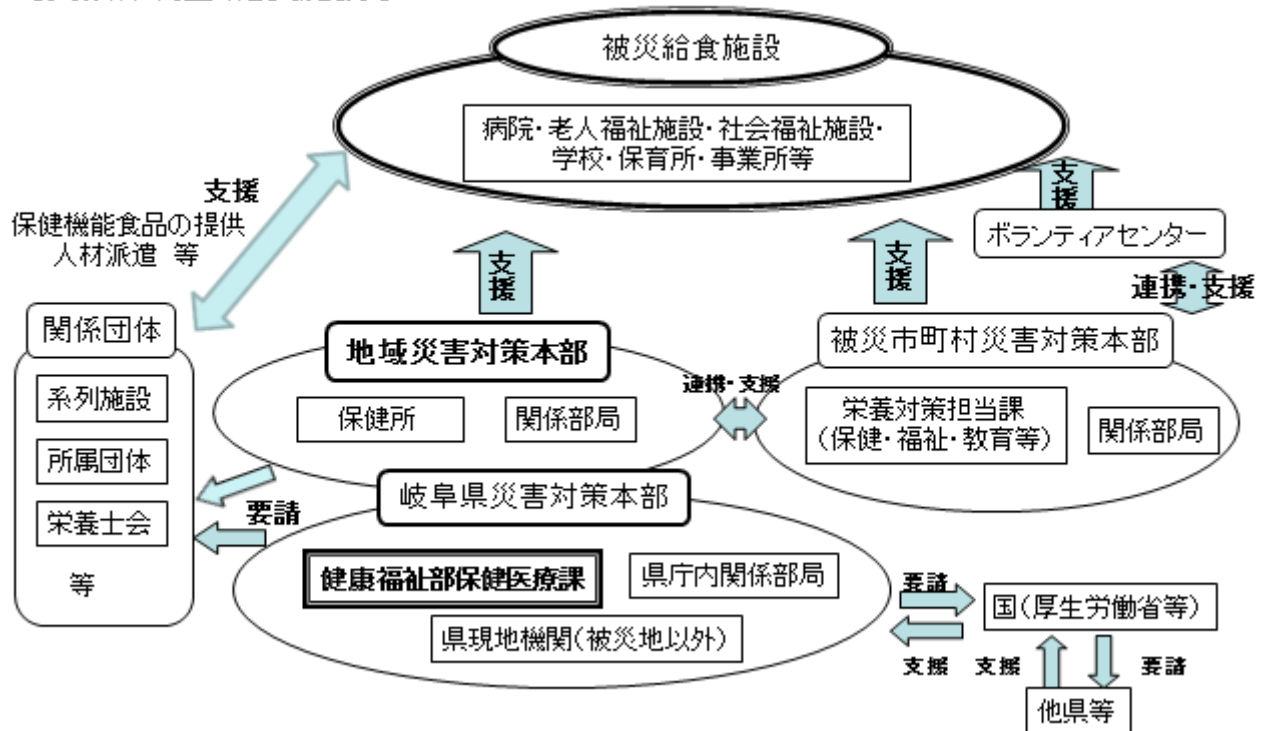
<管理栄養士・栄養士の主な活動>

平常時	災害発生時
○地域内における給食施設支援体制を整備しておく。 ○給食施設内の体制整備が適切に行われるよう、給食施設へ指導・助言を行う。 (マニュアル・備蓄品の整備など)	○給食施設の被災状況把握と情報提供 ○災害対策本部との連携調整

(3)関連する機関

- ・給食施設
- ・市町村
- ・県(保健所、県庁)
- ・国(厚生労働省等)
- ・関係団体 等

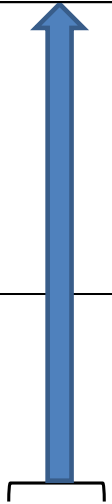
【支援体制図(給食施設)】



(4) 想定される時系列別・組織別の概要表

※フェーズごとの対応はあくまでも目安であり、災害の規模や地域の事情によって異なりますので、弾力的に活用してください。

区分	平常時の対策	フェーズ0 (概ね災害発生後24時間以内) 初動体制の確立	フェーズ1 (概ね災害発生後72時間以内) 緊急対策	フェーズ2 (概ね4日目から2週間で) 応急対策	フェーズ3 (概ね3週間目から2ヶ月まで) 応急対策	フェーズ4 (概ね2ヶ月以降) 復旧・復興対策
想定される状況 ※1日3食提供施設		○ライフラインの寸断 ○厨房の破損により使用不可 ○食材納入ルートへの遮断 ○移送・他施設利用者受入等による食数の増減 ○非常事態時における食事提供 ○職員の出勤困難 ○外部との連絡(通信網)が遮断される	○物資の不足 ○衛生状態の悪化 ○一般被災住民の受け入れ	○健康問題の発生		
想定される状況 ※1日1食提供施設		○学校、保育園は休校や休園になる場合が多い	○学校の設備等を活用した炊き出しの準備・開始	○学校の設備等を活用した炊き出しの実施 ○給食再開に向けた調整		
被災給食施設 (入居施設で1日3食提供の施設を中心に記載)	◎状況把握と体制整備 ●施設内の体制整備 ●備蓄品等の整備 ●外部との連携強化	●状況把握 1 被害状況の把握 2 市町村対策本部設置状況の確認 3 県保健所への連絡・相談 ●備蓄食品等を活用した食事提供 ●支援要請 1 物的な支援要請 2 人的な支援要請	●状況把握 1 ライフラインの復旧状況 2 破損器具の点検・修理 3 県保健所への連絡・相談 ●備蓄食品等を活用した食事提供 ●支援要請 1 物的な支援要請 2 人的な支援要請	●食事の提供 1 給食利用者の健康状況の把握と対応 2 通常の食事提供再開に向けた調整 ●支援要請 1 物的な支援要請 2 人的な支援要請	●状況把握 1 被災1～2ヵ月後の給食実施状況の把握 ●災害時の対応の検証 ・地域の連携体制に関する会議・研修会の開催	
保健所	◎状況把握と体制整備 ●保健所管内での支援体制の整備 ●給食施設への指導・支援 ●地域連携体制の整備	●状況把握 ・施設の被害状況及び支援要請の把握と報告 ※優先すべき施設:病院、福祉施設等(1日3食提供する入居施設) ・関係機関と連絡調整し、調整可能なものは対応する	●状況把握 ・施設の被害状況及び支援要請の把握と報告 ※左記以外の給食施設の状況把握(炊き出し計画含む) ・関係機関と連絡調整し、調整可能なものは対応する ●被災給食施設への支援 ・関係機関との連絡調整	●状況把握 ・被災施設の復旧状況の把握 ●被災給食施設への支援 ・被災給食施設巡回		
県	◎状況把握と体制整備 ●全県的な連携体制の整備 ●適正な食料等の備蓄の促進 ●情報収集及び発信	●状況把握 ・被害状況及び支援要請の把握 ●関係機関との連絡調整 1 人的な派遣要請 2 食料等の要請	●状況把握 ・被害状況及び支援要請の把握 ●関係機関との連絡調整 1 人的な派遣要請 2 食料等の要請	●状況把握 ・被災給食施設の復興状況の把握 ●関係機関との連絡調整 1 人的な派遣要請 2 食料等の要請	●状況把握 ・被災1～2ヵ月後の給食実施状況の把握 ●災害時対策の検証 ・地域の連携体制に関する会議・研修会の開催	



2 平常時の取り組み

区分	取り組み
平常時 ①給食施設	<p>◎状況把握と体制整備 災害発生時には迅速に対応し、出来る限り利用者の食事提供への影響を最小限に止めるためにも、平常時より施設の災害対応体制を整備する。</p> <p>1 施設内体制の整備 ※施設内マニュアル例【資料1 (1)災害時給食提供マニュアル(例)】</p> <p>(1)災害時対応マニュアルの位置づけ 各施設内の危機管理マニュアルに給食提供に関する項目を位置づける。</p> <p>(2)災害対応マニュアルの作成及び周知 災害時は、ライフラインが不能となり、調理器具も破損するような事態を想定しなければならない。特に1日3食提供する施設にあつては、自力で3日間程度を乗り切れることを前提としたマニュアル整備が必要となる。マニュアルは給食会議等を通して全職員に周知すると共に、災害時に実際対応できるような訓練も必要である。</p> <p>(3)給食を委託している場合 備蓄食品や物品に関しても業者に委託する場合は、備蓄内容、保管場所、配送方法等を十分に検討しておく。災害時には納入ルートが遮断される可能性が高いことから、施設内の適切な場所に保存することが望ましいが、施設外に保存する場合は、速やかに配送される体制を確立しておく必要がある。</p> <p>2 備蓄品の整備 給食提供に関する備蓄食品や物品は、利用者の特性や施設の立地条件等を勘察し、量、種類、備蓄方法、保管場所等を検討し、明確にしておく。</p> <p><備蓄計画の留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用献立を作成する。 ライフライン寸断や通常の食材ルートが正常に機能しない場合を想定し、非常用献立を作成する。 ・献立に基づき備蓄食品を購入する。 保存期限に合わせて通常の献立に流用できるものが望ましい ・食事を提供するために必要な物品を併せて備蓄する。 ・予算は備蓄として予算化、ランニングコスト(給食費の中から支出)等があるが、各施設に見合った方法で確保する。 <p><食品流通状況の把握と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の食材量入手経路を事前に把握する。 ・災害時における食品の流通状況によっては、流通経路の変更等災害時の食品確保対応策について業者と契約しておく。 <p><保管の留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の保管場所 非常時に取り出しやすい場所に分散して保管する。 保管場所を明記するとともに、職員全体で共通認識を図る。 ・備蓄品は保存期限に対応して計画的に更新する。また、1年に1度は見直しを行い、備蓄内容や保存期限の間近い食料の使い方の検討を行うとよい。

区分	取り組み													
平常時 ①給食施設	3外部との連携体制 (1) 関係機関との連携 施設内だけでは対応困難な場合も多々あるため、平常時から、地域の災害対策や体制を確認し、外部との連絡先を明確にしておく。 (2) 地域における施設間の連携、協力体制の構築 災害時の非常事態では想定外の事態が起こる可能性が大きく自助努力だけでは対応が難しい状況も考えられる。このため、近隣及び類似の施設間において相互支援や協力等の共助体制について検討しておくことも重要である。また、地域の状況によっては、その施設がその特性を生かして地域支援を行うことも考えられる。 <検討にあたっての留意事項> ○施設間における相互支援の検討 ・物的支援、人的支援(従事者の派遣等)の体制検討 ・給食運営方法の違いによる相互支援の検討 ・災害支援協定の締結 <直営給食施設と給食業務委託施設> ○地域との連携、支援体制の検討(炊出し、配食等の支援) ・食品衛生、大量調理、栄養管理等の専門的知識のある給食従事者による、地域の食支援(炊き出し等への支援)の検討。 ・食材料の確保や配食などの人的相互支援の検討。													
②保健所	◎状況把握と体制整備 【災害時の給食支援体制(関係機関の役割)】 <table border="1" data-bbox="349 1043 1361 1518"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 1043 636 1084">関係機関</th> <th data-bbox="636 1043 1361 1084">支援内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 1084 636 1227" rowspan="3"> 県 </td> <td data-bbox="636 1084 1361 1137"> 災害対策本部 市町村災害対策本部から要請のあった救援物資の手配 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1137 1361 1191"> 保健医療課 災害時栄養・食支援対策の全県的な連絡調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1191 1361 1227"> 保健所 管内の給食施設の状況把握と支援関係機関との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1227 636 1442" rowspan="3"> 市町村 </td> <td data-bbox="636 1227 1361 1299"> 災害対策本部 救援物資の支給、給水車の手配、ライフライン復旧情報の提供 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1299 1361 1352"> 保健 災害時栄養・食支援対策の連絡調整、一般災者支援等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1352 1361 1406"> 教育委員会 所管の給食施設の状況把握と指導、炊き出し実施等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1406 1361 1442"> 福祉 所管の給食施設の状況把握と指導、炊き出し実施等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1442 636 1518"> 栄養士会 </td> <td data-bbox="636 1442 1361 1518"> 嚙下困難者用食品、糖尿病食等の保健機能食品等の支給 栄養士・調理師の派遣調整 </td> </tr> </tbody> </table> 1 保健所管内での支援体制の整備 (1) 災害時の食料供給体制の把握 「圏域防災計画」「市町村防災計画」における栄養指導対策を掌握するとともに、備蓄状況等の食料供給体制等についても把握する。 (2) 給食施設の被災状況等の把握システムの整備 給食施設の被災状況を迅速に現状把握するため、調査用紙(様式 10)を配布しておく、災害時には保健所まで報告してもらうシステムを作っておく。 (3) 災害時の給食施設連絡台帳の整備 「災害時の給食連絡台帳」を整備し(様式 11)、所内にも周知しておく。 ※病院、高齢者福祉施設等の1日3食提供施設は優先的に状況把握や支援を行う必要がある。	関係機関	支援内容	県	災害対策本部 市町村災害対策本部から要請のあった救援物資の手配	保健医療課 災害時栄養・食支援対策の全県的な連絡調整	保健所 管内の給食施設の状況把握と支援関係機関との連絡調整	市町村	災害対策本部 救援物資の支給、給水車の手配、ライフライン復旧情報の提供	保健 災害時栄養・食支援対策の連絡調整、一般災者支援等	教育委員会 所管の給食施設の状況把握と指導、炊き出し実施等	福祉 所管の給食施設の状況把握と指導、炊き出し実施等	栄養士会	嚙下困難者用食品、糖尿病食等の保健機能食品等の支給 栄養士・調理師の派遣調整
関係機関	支援内容													
県	災害対策本部 市町村災害対策本部から要請のあった救援物資の手配													
	保健医療課 災害時栄養・食支援対策の全県的な連絡調整													
	保健所 管内の給食施設の状況把握と支援関係機関との連絡調整													
市町村	災害対策本部 救援物資の支給、給水車の手配、ライフライン復旧情報の提供													
	保健 災害時栄養・食支援対策の連絡調整、一般災者支援等													
	教育委員会 所管の給食施設の状況把握と指導、炊き出し実施等													
福祉 所管の給食施設の状況把握と指導、炊き出し実施等														
栄養士会	嚙下困難者用食品、糖尿病食等の保健機能食品等の支給 栄養士・調理師の派遣調整													

区分	取り組み
平常時 ②保健所	<p>(4) 災害時のための情報収集 平常時から地域内の備蓄所や保健機能食品の入手先を把握し、必要な情報は市町村や給食施設等と情報を共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄状況の把握 給食施設、市町村や県の備蓄状況についても把握しておく ・保健機能食品等の情報把握 管内及び近隣地域における保健機能食品が提供できる施設や食品メーカー等の情報を把握する。 <p>2 給食施設への指導・支援</p> <p>(1) 給食施設の災害時体制整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給食施設巡回指導等の機会をとおしての指導・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時対応マニュアルの整備状況の把握及び整備への支援 ・備蓄品等の整備状況の把握及び整備への支援 ・業者委託の場合、施設側が災害時の契約内容を具体的に確認するよう助言 ・災害時の被災状況を把握する調査用紙(様式1)を配布し、保健所に報告する仕組み等について説明。 <p>(2) 災害時マニュアルの整備 【資料1 (1)災害時給食提供マニュアル(例)】 災害時対応マニュアルの整備について指導・助言する。</p> <p>(3) 適切な食料等の備蓄 備蓄品の整備について指導・助言する。</p> <p>(4) 相談窓口の明確化 施設内で対応困難な場合の相談先を地域内で明確にし、施設に情報提供するとともにマニュアルに記載しておくよう指導・助言する。</p> <p>3 地域連携体制の整備</p> <p>(1) 庁舎内及び管内関係機関との連携 管内の給食施設や給食研究会、栄養士会、教育委員会、福祉事務所とも連携を密にし、緊急時に迅速な協力体制がとれるよう体制づくりを行う。</p>
③県	<p>◎状況把握と体制整備</p> <p>1 全県的な連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県防災計画」における栄養指導対策を掌握するとともに、食料供給体制等についても把握する。 ・県庁内関係部署及び地域機関、関係団体と平常時より連絡を密にする。 ・保健所、市町村、関係団体などを対象に災害対応に関する会議、研修会等を開催し、ガイドラインの周知を図る。 <p>2 適正な食料等の備蓄の促進 食料等の備蓄について、県災害担当部署と協議する。</p> <p>3 情報収集及び発信 県の食料備蓄の配置状況や県内及び近隣の保健機能食品の取扱業者の情報等について把握し、保健所等に情報提供する。</p>

3 災害時における取り組み

区分	取り組み
フェーズ0 初動体制 ①給食施設	<p>1 状況把握</p> <p>(1)被災状況の把握 施設の被害状況を確認する。 【内容】 → 様式10の活用 ・ライフラインの状況(電気、ガス、水道等) ・食材、備蓄食品や物品の状況 ・施設や厨房の破損状況 ・食事の配膳ルート(エレベーター等) ・通信手段(電話、パソコン、FAX等) 等</p> <p>(2)保健所への連絡・相談 必要な支援をスムーズに得るために、被害状況や給食実施状況などを保健所に連絡し(様式10の活用)、今後の対応について適宜相談する。 ※保健所が状況確認の連絡を行う場合もある。相互に連絡を取り合う体制とする。</p> <p>2 備蓄食品等を活用した食事提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況に合わせて提供可能な献立を作成し、食事の提供に努める。 災害発生初期は、冷蔵庫や冷凍庫内の在庫食品も使用可能であれば、優先的に活用する。 必要な食材業者へ納入の可否を含めて連絡を取り、状況を把握する。 <p>3 支援要請</p> <p>(1)物的な支援要請 食料・水・熱源等不足の物資については、早急に市町村災害対策本部や関係団体に連絡し調達する。</p> <p>(2)人的な派遣要請 ・必要に応じ人的派遣要請を行う。 ・調理業務に携わる人員を受け入れする場合は、健康状況及び腸内細菌検査結果などの確認を行う。</p>
②保健所	<p>1 状況把握と支援</p> <p>(1)被災保健所 早期に施設の状況を把握し、施設の被害状況及び支援内容の確認を行う。 ※支援内容については、1日3食提供施設(病院、高齢者福祉施設など)を優先し、所内の医療・福祉担当者と調整のうえ早急に確認を行い(様式10の活用)、管内の被災状況をまとめ、速やかに管内の調整役を果たすとともに県保健医療課に概況を報告する。また、市町村の災害対策本部と連携し調整可能なものは至急手配を行う。</p> <p>(2)非被災保健所 非被災保健所からの情報を館内施設に提供し、必要とされる支援内容に対するサポート体制をつくる。</p>
③県	<p>1 状況把握(被災状況及び必要な支援内容の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所から1日3食提供施設を優先して被災状況と必要とする支援内容について報告を受ける。(様式12) 県関係部署と連絡をとり、被災施設への人材派遣及び食料供給等の支援を検討する。

区分	取り組み
フェーズ0 初動体制 ③県	<p>2 関係機関との連絡調整 被災状況や支援要請内容等に対応するために、県災害対策本部や関係部署、関係団体等に連絡調整を行う。</p> <p>(1) 人的な派遣要請 県栄養士会等を通じて栄養士又は調理師の派遣要請を行う。</p> <p>(2) 食料等の要請 直接的な支援は市町村災害対策本部が担っているが、入手が困難な保健機能食品(嚥下困難者用食品など)については、災害対策本部や県栄養士会等に要請し対応できるよう調整を図る。</p>
フェーズ1 緊急対策 ①給食施設	<p>1 状況把握</p> <p>(1) ライフライン復旧情報 今後の対応を検討するため、ライフライン復旧状況を確認する。</p> <p>(2) 破損器具の点検、修理 給食の早期平常化に向け、調理器具の破損修理、ガス管、水道管を含め点検を行い、今後の修理計画を検討する。</p> <p>(3) 保健所への連絡・相談 随時、必要に応じて保健所へ連絡・相談を行う。</p> <p>2 備蓄食品等を活用した食事提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況に合わせた食事提供に努める。(備蓄食品の使用、炊き出し等) ・温かい食事が提供できるように努める。 ・衛生管理に留意する(資料2,3)。 <p>3 支援要請 フェーズ0に引き続き、必要に応じて支援要請をする。</p>
②保健所	<p><被災保健所></p> <p>1 状況把握と支援</p> <p>(1) 被災保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェーズ0に引き続き、1日3食提供施設の被災状況や支援要請を把握する(様式10活用)。 ・学校、保育所については、市町村教育委員会・主管課をとおして被災状況や給食実施状況を把握する。 ・管内給食施設の被災状況等については、様式12によりとりまとめ、県に報告する。 ・保健所栄養指導員だけで対応困難な場合は、県に他保健所の栄養指導員の派遣を依頼する。 ・様式1により、把握した給食施設の状況を踏まえ、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うとともに、調整可能なものは対応する。 <p>(2) 非被災保健所 フェーズ0に引き続き、被災保健所からの情報を管内施設に提供し、必要とされる支援内容に対する支援体制を整える。</p>

フェーズ	取り組み
③県	<p>1 状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所を通じて、1日3食提供施設の被災状況や支援要請について引き続き把握する。学校や保育所等の1日1食提供施設の給食状況も含めて報告をうける(様式12)。 ・県災害対策本部や関係部署、関係団体等と連絡をとり、必要な支援方法を協議する。 <p>2 関係機関との連絡調整</p> <p>フェーズ0と同様に、人的な派遣要請、食料等の要請についてはそれぞれの関係部署、関係機関と協議、決定する。</p> <p>また、その結果を保健所に連絡し、保健所は施設と連絡調整を行う。</p> <p>被災状況によっては、被災機関の栄養指導員だけでは対応が困難な場合は、非被災地機関の栄養指導員の派遣も検討する。</p>
フェーズ 2～3 応急対策 ①給食施設	<p>1 食事の提供</p> <p>(1)給食利用者の健康状況の把握と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係職員と連携し、給食利用者の健康状況を把握し、対応する。 ・災害の復旧状況に応じた食事提供に努め、徐々に通常の食事に近づける。適温食となるよう配慮する。 <p>(2)通常の食事提供再開に向けた調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン復旧情報収集、食材納入ルート確認、調理スタッフの調整等の実施。 ・施設設備や厨房器具の点検、修理計画検討。 <p>2 支援要請</p> <p>フェーズ0～1に引き続き、必要に応じて支援要請をする。</p>
②保健所	<p>1 状況把握（被災給食施設の復旧状況の把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の様式1を参考に、被災施設の給食復旧状況等を把握し、今後の支援の要否について確認を行う。 ・フェーズ0～1に引き続き、必要に応じて関係機関に連絡調整を行うとともに調整可能なものは対応する。
③県	<p>1 状況把握（被災給食施設の復旧状況の把握）</p> <p>保健所等をとおして、引き続き、被災施設の支援状況を把握し、その対応策について、県災害対策本部や関係部署、関係団体等と連絡を取り協議する。</p> <p>2 関係機関との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的な派遣要請、食料等の要請 <p>フェーズ0～1と同様</p>

4 復興時における取り組み

フェーズ	取り組み
フェーズ 3～4 復興対策 ①給食施設	<p>1 食事の提供</p> <p>(1)給食利用者の健康状況の把握と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインや施設の復旧により通常の給食実施。 ・給食利用者の健康状況の把握、対応を継続し栄養状態の早期適正化を図る。 <p>(2)通常の食事提供再開に向けた調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード面で長期的に修繕が必要な場合は計画的に行う。 <p>2 施設内マニュアルに基づく対応状況の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応が落ち着いたら、施設内マニュアルに基づく対応況を検証し、見直しを行う。 ・災害1ヶ月後の給食実施状況について、様式7により保健所に報告し、情報を共有する。 ・災害時給食実施状況については、保健所等とともに、災害時の対応状況の検証や地域間ネットワーク構築に役立てる。

フェーズ	取り組み
②保健所	<p>1 状況把握（被災1～2か月後の給食実施状況の把握） 被災施設が正常化する1か月後位をめやすに、支援を行った施設を中心に給食復旧状況の把握を行う(様式14の活用)。 把握した情報は、県保健医療課へ報告し、必要に応じ支援を行う。</p> <p>2 災害時対策の検証（地域の連携体制に関する会議・研修会の開催） 今後の災害時対応を検証するため、様式7を活用しながら、災害時の連絡体制等について、給食施設、市町村、関係団体等と検討する。 ・災害時活動実態調査の実施（資料6） ・災害時マニュアル・体制等の見直し支援 ・情報の共有化 情報交換会の開催 被災時の施設の対応状況 備蓄食品の内容と確保量 住民に対する救済 相互支援体制が確立されている場合はその稼働状況 相互支援体制の構築促進 関係機関との会議・研修会の開催</p>
③県	<p>1 状況把握（被災1～2か月後の給食再実施状況の把握） 被災施設が正常化する1か月後位をめやすに、保健所をとおして支援を行った施設を中心に給食復旧状況の把握を行う(様式12)。 把握した情報は、県対策本部や関係部署、関係団体等へ報告する。</p> <p>2 災害時対策の検証（地域の連携体制に関する会議・研修会の開催） 今後の災害時対応を検証するため、給食施設の被害状況や対応状況、また、関係機関が行った支援状況をまとめ、保健所や関係機関と支援体制について検討する。また、その結果を報告し、地域内での体制づくりに活かす。</p>

1 法的枠組み

(1) 岐阜県地域防災計画等概要

岐阜県地域防災計画			〈災害時保健活動マニュアル〉
(一般対策計画)	(地震対策計画)	〈岐阜県総合備蓄計画〉	
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>第4項 想定する災害</p> <p>(1) 台風による災害</p> <p>(2) 集中豪雨等異常降雨による災害</p> <p>(3) 火山による災害</p> <p>(4) 豪雪による災害</p> <p>(5) 航空機事故による災害</p> <p>(6) 鉄道事故による災害</p> <p>(7) 道路事故による災害</p> <p>(8) 原子力事故による災害</p> <p>(9) 危険物の爆発等による災害</p> <p>(10) 可燃性ガスの拡散</p> <p>(11) 有毒性ガスの拡散</p> <p>(12) 林野火災による災害</p> <p>(13) 大規模な火災による災害</p> <p>(14) その他の特殊災害</p>	<p>第2章 地震災害予防</p> <p>第12節 必需物資の確保対策</p> <p>〈一般災害計画に同じ〉</p> <p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第17節 食料供給活動</p>	<p>大規模な災害が発生した直後の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、本計画の定めるところによるものとする。</p> <p>1 目的</p> <p>平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では被災した住民に対する食料や生活必需品等の緊急物資の提供が必要となったが、備蓄不足や交通麻痺等により調達・供給が困難で、住民の避難生活等に大きな支障を生じた。このような教訓を生かし、いつおきてもおかしくないといわれる東海地震をはじめ大規模災害に備えた備蓄の計画的な配置を図る必要がある。</p> <p>この備蓄計画は県をはじめ、市町村、自主防災組織、住民一人一人が目指すべき備蓄のあり方を示し、もって県全体の防災力の向上をめざすものである。</p> <p>2 備蓄の基本的事項</p> <p>(1) 個人備蓄</p> <p>大規模地震等自然災害の発災初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後3日分の生活に必要な水・食料・物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、自主防災組織において共同備蓄をすすめることとする。なお、県及び市町村はそれらの啓発に努めるものとする。</p>	<p>I 応援・派遣による保健活動</p> <p>1 作成の趣旨</p> <p>近年、地震、台風等による大規模な自然災害が発生し、莫大な被害をもたらされている。被災住民が長期にわたって避難生活を余儀なくされる事態も発生している。</p> <p>保健活動の目的は、被災による健康障害を予防し、被災者自らが健康を維持増進し、健康な生活が送れるよう支援することである。支援を必要とする者への個別支援にとどまらず、避難所、災害住宅における環境面の配慮、被災や避難生活による健康障害、ストレスへの対応を行うとともに、関係者との連携により、被災生活を支援するネットワークを確立する等、住民の生活全般を視野に入れ、心身ともに健康な日常生活が営まれるよう住民自身の復旧・復興への意欲を高める働きかけを目指す必要がある。</p> <p>作成にあたっては、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震等への保健師派遣の経験を踏</p>

岐阜県地域防災計画			〈災害時保健活動マニュアル〉
(一般対策計画)	(地震対策計画)	〈岐阜県総合備蓄計画〉	
<p>県総合備蓄計画の定めるところによるものとし、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>ア 個人備蓄 大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。</p> <p>なお、県及び市町村は、それらの啓発に努めるものとする。</p> <p>イ 市町村備蓄 大規模災害の発生時の飲料水や食料、生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</p> <p>そのため、市町村は、災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるものとする。</p> <p>ウ 県備蓄 県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害発生時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要な物資、資機材の流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める。</p>	<p>〈一般災害計画に同じ〉</p> <p>第4章 東海地震に関する事前対策</p> <p>第11節 物資等の確保対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 警戒宣言時対策</p> <p>ア 物資確保体制の整備 市町村は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保、及び発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、または直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行うものとする。</p> <p>県は、県内及び近県の主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体</p>	<p>(2) 市町村備蓄 大規模地震等自然災害時の飲料水や食料、生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村がこれにあたり、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</p> <p>そのため、市町村は災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるものとする。</p> <p>(3) 県備蓄 県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、発災時には災害対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要な物資、資機材の流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努めるものとする。</p> <p>3 公共備蓄(市町村・県の備蓄)の原則</p> <p>(1) 市町村で公共備蓄すべきものは以下の基準を原則とし、迅速・確実な供給を可能とするために現物備蓄に努めるものとする。</p> <p>(ア) 緊急に必要なもの (イ) 緊急時に業者の在庫から一定量の調達が困難と思われるもの (ウ) 流通在庫の不足量を補完するためのもの</p> <p>(2) 流通備蓄の活用 県及び市町村の備蓄において保存方法や備蓄に不適な物資などについては流通備蓄を活用し、特に、県においては広域的な供給が可能な</p>	<p>まえて、また、神戸市の「神戸市災害時保健活動マニュアル(保健師活動編)」(平成17年3月)や新潟県福祉保健部「災害時保健師活動ガイドライン」(平成17年3月)等を参考にして、全国保健師長会が作成した「大規模災害における保健師の活動マニュアル」(平成18年3月)を基本として作成した。</p> <p>2 本マニュアルの位置付け 災害対策基本法第40条の規定に基づき、県の地域、並びに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的として岐阜県防災会議が策定した岐阜県地域防災計画で実施細目(マニュアル)等については別途関係機関が定めることとなっている。</p> <p>3 本マニュアルの範囲 (1) 大規模災害における保健師による保健活動を中心に記載している。 (2) 地震、台風、豪雨、豪雪、噴火等の自然災害を中心に記載</p>

岐阜県地域防災計画			〈災害時保健活動マニュアル〉
(一般対策計画)	(地震対策計画)	〈岐阜県総合備蓄計画〉	
<p>第17節 災害時要援護者対策</p> <p>1 方針</p> <p>近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の災害時要援護者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって災害時要援護者は益々増加することが予想される。県、市町村及び災害時要援護者が利用する社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者支援体制を確立するとともに、災害時要援護者の状況、特性等に応じた防災対策を的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地域ぐるみの支援体制づくり</p> <p>ア 県</p> <p>県は、災害時要援護者の避難対策に関する検討会(内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省)作成の災害時要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえ、災害時要援護者についての具体的な防災対策及び応急救助対策のあり方をまとめた市町村における災害時要援護者支援マニュアル作成の手引き～災害時要援護者支援対策マニュアル～及び災害時要援護者・支援対策に関する市町村地域福祉計画等策定マニュアルを作成整備し、地域ぐるみの災害時</p>	<p>制を整備するとともにこれらの業者等団体に対し必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。</p> <p>イ 食料の確保</p> <p>a 県の確保体制</p> <p>県は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、直ちに次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料調達体制の点検、確認 <p>東海農政局(岐阜農政事務所)及び協定等を締結している関係団体等と連絡をとり、食料調達体制の確認をするとともに現在の食料の保有数量等の把握に努める。</p> <p>ウ 関係指定地方行政機関の協力</p> <p>a 育児用粉乳、おにぎり・弁当・缶詰等応急食品… 東海農政局</p>	<p>流通業者、団体等とあらかじめ災害時に円滑な供給ができるよう協定等を締結することに努めるものとする。</p> <p>(3) 県・各市町村の公共備蓄情報は県が毎年調査し、他市町村及び県との備蓄情報の共有化を図るものとする。</p> <p>(4) 市町村における公共備蓄については高齢者、障害者等災害弱者に配慮した備蓄に努めるものとする。</p> <p>4 県民個人(自主防災組織含む)の備蓄基本方針</p> <p>(1) 県民は、次のとおり災害が発生した場合の備蓄に努めるものとする。</p> <p>ア 家庭における3日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄(乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮)</p> <p>イ 家庭における貯水</p> <p>1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。</p> <p>ウ 自主防災組織を中心とする共同備蓄の確保</p> <p>①給水班(給食給水・物資供給班)の編成 ②地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質検査等による飲料水の確保 ③応急給水資機材の確保(ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等)</p>	<p>している。</p> <p>(3) 災害の規模については、被災市町村のみで対応できず、県の支援、県内の保健所、他市町村の支援、他県の保健師の支援が必要とされる災害の規模としている。</p> <p>III 大規模災害時の保健活動体制</p> <p><u>フェーズ1</u> 緊急対策—生命・安全の確保(概ね災害発生後72時間以内)</p> <p>【全体】</p> <p>1 情報収集と災害保健活動の方針の決定</p> <p>2 通常業務の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の対応方針の決定 ・関係機関との調整(中止、延期、応援要請) <p>3 保健・医療関係派遣職員及びボランティアの調整</p> <p>4 支援者の健康管理(休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職員については、安全衛生管理担当部署との連携によ

岐阜県地域防災計画			〈災害時保健活動マニュアル〉
(一般対策計画)	(地震対策計画)	〈岐阜県総合備蓄計画〉	
<p>要援護者支援の指針とする。</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第18節 食料供給活動</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>炊き出し及び食品給与の直接の実施は、市町村が行う。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて市町村長が実施するものとする。</p> <p>ただし、被災地域において実施できないときは、県若しくは隣接市町村が応援又は協力をして実施するものとする。</p> <p>(2) 実施現場</p> <p>炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬するものとする。</p> <p>(3) 炊き出しの方法</p> <p>炊き出しは、市町村が給食施設等既存の施設を利用して行う。実施に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>A 市町村において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。</p>		<p>5 市町村の備蓄基本指針</p> <p>(1) 備蓄計画の策定</p> <p>市町村は、各種被害想定に基づき、各物資の必要量をあらかじめ算定し、市町村毎に異なる地域特性等の条件を考慮した備蓄計画を策定し物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村備蓄は以下のとおりとする。</p> <p>ア 個人備蓄を補完、又は避難所生活を支援するものとして、防災資機材のうち活用頻度の高いもの、発災後救助活動等に必要な資機材などの現物備蓄（できるだけ自主防災組織が活用しやすくするため、避難所毎等の分散備蓄に努める）</p> <p>イ 個人備蓄を補完、又は避難所生活を支援するものとして、水・食料・生活物品のうち一部の現物備蓄</p> <p>ウ 個人備蓄を補完、又は避難所生活を支援するものとして、その他広域供給が可能なものの流通備蓄</p> <p>エ 市町村災害対策本部要員の水・食料・生活物品の現物備蓄</p> <p>(3) 市町村は、災害が発生した場合、緊急に必要な食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずるものとする。</p> <p>ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に災害弱者等のニーズを十分配慮する。）</p> <p>イ 市町村内における緊急物資流通在庫調査</p> <p>ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達</p>	<p>り実施</p> <p>【起こりうること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事等の配給品が到着するが、被災者全体への配布が不十分である ・食物の不足、トイレをがまんすること、環境の変化などで便秘になりやすい <p>避難所運営の留意点 (保健師の視点による)</p> <p>(3) 避難所の運営</p> <p>④ 栄養対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所のニーズや健康状態に応じた安全な食事や飲料水が供給されるように調整する。 ・避難所の中に栄養指導の必要な者がいる場合は、栄養士と連携して栄養指導を実施する。 ・食事制限やアレルギーのある者を把握し、必要な食事が届くよう調整する。 <p>◆<u>栄養対策の詳細は「岐阜県災害時栄養・食支援活動ガイドライン」を参照</u></p>

岐阜県地域防災計画			〈災害時保健活動マニュアル〉
(一般対策計画)	(地震対策計画)	〈岐阜県総合備蓄計画〉	
<p>B 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。</p> <p>C 炊き出し場所には市町村の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。</p> <p>(4) 主食料の一般的な確保 被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品給与のために必要な米穀等は、原則として市町村において、管内の米穀販売業者等から購入する。</p> <p>(5) 主食料の緊急確保 県は、市町村からの供給要請に基づき、炊き出し及び食品給与を行う必要があると認められる時は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定(以下「精米供給協定」という。)、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づき取扱うものとする。</p> <p>(6) 副食等の確保 炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、市町村において行う。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市町村において確保輸送し、</p>		<p>協定の締結 大量調達が可能であり、市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。</p> <p>エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結</p> <p>オ 公共備蓄すべき物資の備蓄</p> <p>カ 緊急物資の集積場所の選定</p> <p>キ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導</p> <p>ク 炊き出し要請先リスト作成(学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設、自衛隊、施設等)、必要に応じ炊き出しに関する協定の締結</p> <p>(4) 市町村は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じるものとする。</p> <p>ア 岐阜県水道災害相互応援協定に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成</p> <p>イ 応急給水用資機材等の整備</p> <p>①飲料水兼用貯水槽、鋼板プール</p> <p>②給水タンク、ろ過装置、給水車</p> <p>ウ 湧き水、井戸水等の把握</p> <p>エ 水道工事事業者等との協力体制確立</p> <p>オ 復旧資材の備蓄</p> <p>カ 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導</p> <p>5 県の備蓄基本計画指針</p>	

岐阜県地域防災計画			〈災害時保健活動マニュアル〉
(一般対策計画)	(地震対策計画)	〈岐阜県総合備蓄計画〉	
<p>あるいは確保のあつせんをするものとする。</p> <p>また、必要に応じて県及び市町村は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達するものとする。</p> <p>第27節 保健活動・精神保健</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 保健活動</p> <p>ア 体制</p> <p>県は、保健所を通じて市町村が必要とする健康管理体制を把握し、健康管理体制整備に必要な他地域や関係機関、ボランティア等への支援要請及び受け入れの調整を行い、派遣計画を策定する。</p> <p>保健所は、管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。</p> <p>市町村は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めるときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。</p> <p>イ 活動内容</p> <p>県及び市町村は連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動するものとする。</p> <p>ウ その他</p> <p>その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるもの</p>		<p>(1) 県は、備蓄物資の算定基準となる各種被害想定調査等を提示し、市町村の備蓄計画策定の支援を行う。</p> <p>(2) 県の備蓄物資は以下のとおりとする。</p> <p>ア 市町村備蓄を補完するものとして、防災資機材のうち費用負担の大きいもの、特殊用途のもの、活用頻度の少ないものの現物備蓄</p> <p>イ 市町村備蓄を補完するものとして、水・食料・生活物品など他広域供給が可能なものの流通備蓄</p> <p>ウ 県災害対策本部要員の水・食料の現物備蓄</p> <p>(2) 県は、市町村及び住民が行う応急飲料水の確保対策について指導するものとする。</p> <p>(3) 県は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずるものとする。</p> <p>ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定</p> <p>イ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結</p> <p>大量調達が可能であり、市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に調達に関する協定を締結する。</p> <p>ウ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結</p> <p>エ 公共備蓄すべき物資の備蓄</p> <p>オ 緊急物資の集積場所の選定</p> <p>カ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導</p> <p>(4) 県は、災害発生時には迅速に県内の被害状</p>	

岐阜県地域防災計画			〈災害時保健活動マニュアル〉
(一般対策計画)	(地震対策計画)	〈岐阜県総合備蓄計画〉	
とする。		<p>況を把握し、飲料水・食料・生活物資・資機材等の不足状況を把握するとともに、市町村の応援要請把握に努め、効率的な備蓄物資の輸送・配分等を含めた広域調整を行う。</p> <p>7 県及び市町村間の相互応援</p> <p>(1) 県・市町村間の自治体間の相互応援については「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」(平成10年3月30日締結)に基づくこととする。</p> <p>(2) 飲料水に関する県・市町村間の相互応援については、「岐阜県水道災害相互応援協定」(平成9年4月1日施行)に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画に基づくこととする。</p> <p>(3) 県及び市町村間等で食糧物資等の応援要請に基づく支援が成された場合の費用負担は、原則として要請をした市町村が負担するものとする。</p> <p>(4) 備蓄物資等の集積については、県内117箇所に選定した「一時集積配分拠点施設」を活用し、迅速・効率的な救援物資の輸送、集積を図ることとする。</p> <p>(5) 県、市町村は災害時において上記(1)(2)を効率的に活用できることを目指すため、「一時集積配分拠点」を活用した備蓄物資の輸送、集積等の訓練に努めることとする。</p> <p>(6) 県の備蓄物資は、災害時には地元市町村職員、自主防災組織員等によりその活用を図ることとなるため、防災訓練等を通じてその習熟に努めるものとする。</p>	

(2) 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針（抜粋）

「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」

平成20年10月10日 健習発第1010001号 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙

この指針は、地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進するに当たり、行政栄養士が、都道府県、保健所設置市、特別区の本庁、保健所、市町村において、それぞれ担うべき業務に係る基本的な考え方とその具体的な内容を示したものである。

<p>1 市町村</p> <p>市町村における行政栄養士は、市町村が住民の健康の保持増進を目的とする基礎的な役割を果たす地方公共団体と位置付けられ、住民の身近な健康問題に取り組むこととされていることから、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する相談や栄養指導を始めとする健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を関係者と協働して企画立案し、実施するとともに、その評価を行うこと。また、住民の参画及び関係機関等との連携のもとに、各種計画（1（2）に掲げる市町村の各種計画をいう。）を策定し、地域の特性に応じた施策を推進すること。</p> <p>（8）健康危機管理</p> <p>食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機の発生に備え、住民が日頃から正しい知識の習得に努め、自らの主体的な判断のもと食品を選択し入手できるよう、健康保護を視点とした適切な情報提供を図ること。</p> <p>特に、災害の発生に備えて、住民に対し食料の備蓄促進のための普及啓発を行うとともに、病者、高</p>	<p>2 都道府県、保健所設置市、特別区の保健所</p> <p>保健所における行政栄養士は、管内における健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を効果的に実施するため、保健所内の他職種と協働し、市町村及び関係機関等の協力を得て、広域的に健康課題を把握し、その解決に取り組むこと。また、管内の健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組の拠点として、関係部局との調整を図りながら、事業を企画立案するとともに、健康情報の収集・分析・提供、市町村に対する技術的支援、地域保健に携わる人材の資質の向上を図ること。</p> <p>（11）健康危機管理</p> <p>食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機の発生に備え、住民の健康の保護を視点とした適切な情報の提供を行うとともに、健康危機発生時における被害を最小限に留め、早期回復を支援するための体制整備を図ること。</p> <p>特に、市町村及び特定給食施設等に対し、健康危機発生時の適正な食料提供体制の整備や食料の備</p>	<p>3 都道府県、保健所設置市及び特別区の本庁</p> <p>都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁における行政栄養士は、管内の健康づくり及び栄養・食生活の改善を総合的に推進するため、保健所及び市町村における取組に対し、技術的及び専門的側面からの指導及び支援を行うとともに、関係機関等との連携のもと、広域的な計画を策定し、短期的及び中長期的な方向性を明確にした上で、施策の企画立案、調整、評価の実施、必要な情報の収集・蓄積・分析・提供、地域保健に携わる人材の確保及びその資質の向上を図ること。</p> <p>（8）健康危機管理</p> <p>食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等の推進体制の整備を図ること。</p> <p>特に、災害の発生に備え、適正な食料供給体制の整備状況を検証するとともに、食料支援及び人的支援が確保されるよう、協定等を締結するなど、市町</p>
---	--	---

<p> 齢者、乳幼児等の災害時に特に食生活支援を要する者の把握を行うほか、近隣の市町村及び関係機関との連携・協力により災害時の適正な食料供給体制の整備に努めること。 </p> <p> また、健康危機発生時には、被災者数のほか、ライフライン及び食料供給源等の被災状況を把握し、近隣の市町村及び関係機関との連絡調整を図りながら、被災者の身体状況に応じた食料提供や栄養管理等を適切に行うこと。 </p>	<p> 蓄促進を支援するとともに、市町村及び関係機関との連携体制の構築や関係者の意識の向上を図ること。 </p> <p> 健康危機発生時には、市町村、特定給食施設、関係機関との連絡調整を図り、被災状況に応じて食料確保及び人的支援を行いながら、被災者への身体状況に応じた食料提供、栄養管理等を行うこと。 </p> <p> また、健康危機発生後においても、引き続き被災地域の食生活支援等に努めること。 </p>	<p> 村、保健所、近隣の都道府県等、関係機関等との連携を強化すること。 </p> <p> 健康危機発生時には、迅速に被害状況を把握し、食料支援及び人的支援の要請内容を総合的に判断し、市町村、保健所、近隣の都道府県等、関係機関等との連絡調整により、支援活動を計画的に進めること。また、実際の支援活動状況に関する情報を収集、整理し、検証することにより、食料供給体制の改善に努めること。 </p>
--	---	--

(3)地域保健行政に関する枠組み(関係部分抜粋)

1)災害対策基本法

(昭和36年11月15日法律第223号 最終改正:平成23年12月14日法律第124号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(国の責務)

第3条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

2)災害救助法

(昭和22年10月18日法律第118号 最終改正:平成22年12月3日法律第65号)

第1章 総則

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第2条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

第2章 救助

第22条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第23条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

3)防災基本計画

(平成23年12月27日中央防災会議決定)

第2編 地震災害対策編

第2章

第6節 物資の調達, 供給活動

- 被災者の生活の維持のため必要な食料, 飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し, ニーズに応じて供給・分配を行えるよう, 関係機関は, 以下の方針の通り活動する。
 - (1) 非常災害対策本部等による調整等
 - 非常本部等は, 調達, 供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか, 必要に応じ, 又は被災地方公共団体からの要請に基づき, 関係機関に対し, 調達, 供給活動の要請を行うものとする。
 - (2) 地方公共団体による物資の調達, 供給
 - 被災地方公共団体は, 備蓄物資, 自ら調達した物資及び国, 他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
 - 被災地方公共団体及び各省庁は, 供給すべき物資が不足し, 調達の必要がある場合には, 物資関係省庁〔厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 総務省〕又は非常本部等に物資の調達を要請するものとする。

第7節 保健衛生, 防疫, 遺体の処理等に関する活動

- 避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに, 地域の衛生状態にも十分配慮する。また, 大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。

1 保健衛生

- 厚生労働省及び地方公共団体は, 被災地, 特に避難場所においては, 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため, 常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに, 健康状態を十分把握し, 必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- 特に, 高齢者, 障害者, 子ども等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い, 必要に応じ福祉施設等への入所, 介護職員等の派遣, 車椅子等の手配等を福祉事業者, ボランティア団体等の協力を得つつ, 計画的に実施するものとする。
- 地方公共団体は, 保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- 厚生労働省は, 必要に応じ, 又は被災地方公共団体の要請に基づき, 保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。
- 地方公共団体は, 避難場所の生活環境を確保するため, 必要に応じ, 仮設トイレを早期に設置するとともに, 被災地の衛生状態の保持のため, 清掃, し尿処理, 生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- 厚生労働省は, 必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき, 他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

4)農林水産省防災業務計画

(昭和38年9月6日付け38総第915号 修正平成23年8月31日23経営第1616号)

第1編 総則

第4節 食料等の供給体制の整備

災害時に応急用食料(飲料を含む。以下同じ。)等農林水産省の所管に係る物資を円滑に調達・供給するための体制整備を図るものとする。

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第5節 震災時における食料の調達・供給体制の整備

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

震災時における応急用食料の調達・供給については、次により、農林水産省、都道府県及び市町村が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制の整備を図るものとする。

- (1) 農林水産省は、都道府県の要請に基づき、全国的な見地から、被災地域への応急用食料その他所管する物資の調達・供給に関する調整ができるよう、支援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 都道府県は、市町村の行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本とし、地域防災計画に従い、必要な体制を整備するものとする。
- (3) 市町村は、震災時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、地域防災計画に従い、その備蓄並びに調達、輸送及び配送に関する体制を整備するものとする。この場合、市町村相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な支援体制についても整備するものとする。
- (4) 震災時においては、国民が、主体的に、自ら災害に備えるための手段を講じることが基本であり、家庭等において3日分程度の応急用食料等の備蓄に努めることが重要である。このため、農林水産省は、都道府県、市町村等と協力して、防災知識の普及の一環として、自主的な応急用食料の備蓄の重要性について啓発宣伝を行うものとする。

2 農林水産省における応急用食料の調達・供給体制の整備

農林水産省においては、震災時を想定した応急用食料の調達・供給を次により行うものとする。

- (1) 農林水産省は、主食系の食料として、米穀を備蓄する。
- (2) 農林水産省は、震災が発生した場合、精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン、水(ペットボトル)等について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう体制を整備する。
なお、精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水(ペットボトル)については、毎年定期的に、調達可能量(流通在庫量等)を調査し、各業者の事業活動に支障を来さない範囲で、主要な地域ごとの供給可能量を関係都道府県に通知するものとする。
- (3) 農林水産省は、自ら供給し、又は出荷要請をする応急用食料の輸送について、あらかじめ関係行政機関、関係業者又はその団体等との間で、輸送方法、輸送経路、緊急通行車両指定等のあり方について検討を行い、被災地への供給が円滑に行われるように努めるものとする。
- (4) 震災時の緊急輸送活動に資するため、老朽化した卸売市場施設の再整備を推進することとし、震災時においても被災地域等への生鮮食料品等の円滑な流通が確保されるよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策

2 応急用食料等の確保に関する情報収集及び報告

震災が発生した場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、都道府県と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況及び供給必要量を、調達・供給開始後はその状況について速やかに災害担当部局に報告するものとする。

なお、一の道県に複数の地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターが存する場合は、窓口となる地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターをあらかじめ指定するものとする。

第5節 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

1 応急用食料の調達・供給

震災が発生した場合において、応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、都道府県と密接な連携の下に、次により、迅速かつ適切な調達・供給に努めるものとする。

- (1) 農林水産省は、毎年定期的実施する調達可能量調査の結果等を踏まえ、応急用食料(出荷要請をする物資を含む。)の供給可能量を緊急に調査し、これを関係都道府県に提示するとともに、その他の生鮮食料品等についても、全国的・地域的な需給動向を把握して逐次供給可能量を提示するものとする。
- (2) 農林水産省は、都道府県知事から具体的な要請があった応急用食料について、自ら備蓄しているものについては速やかに供給するとともに、その他のものについては関係業者又はその団体等に対し出荷要請を行うものとする。
- (3) 農林水産省は、関係業者又はその団体等からの応急用食料の無償提供の申し出があった場合には、速やかにその取りまとめを行い、関係都道府県に連絡し、輸送手段のあっせん等供給体制を講じるものとする。
- (4) 農林水産省は、応急用食料の輸送について、関係行政機関、関係業者又はその団体等と協議し、輸送方法や輸送経路の選定、緊急通行車両の指定等が適切に行われるよう必要な調整等を行うものとする。
その際、必要に応じ、自衛隊の車両、ヘリコプター、船舶等による輸送要請を行うほか、関係業者又はその団体等が所有する車両や船舶、水産庁所属船舶等の活用等可能な限り輸送手段の多元化を図るものとする。
- (5) 都道府県は、被災市町村からの要請や応急用食料の供給状況等を踏まえ、地域防災計画に従い、備蓄食料の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料の供給を行うものとする。
その際、被災地域に対して、過不足なく応急用食料が供給されるよう十分な配慮を行い、市町村との間で必要な調整を図るとともに、市町村に対し円滑な供給が行われるよう助言するものとする。
- (6) 市町村は、地域防災計画に従い、被災者に対し、備蓄食料等の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料の円滑な供給を行うものとする。

2 災害復旧用材の調達・供給

震災が発生した場合において災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する必要が生じたとき、林野庁は、被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給の要請等を行うとともに、関係省庁等に緊急輸送の要請を行うものとする。

第7節 その他の対策

3 食料等の需給及び価格に関する点検指導

農林水産省は、震災に伴い主要な食料の価格が高騰するような状況が発生し、又は発生するおそれがある場合には、小売店の巡回点検を行って食料の需給・価格等の動向を把握し、これらに異常が認められる場合には、生産者団体に緊急出荷を要請する等所要の措置を講じるものとする。

また、地方公共団体は、地域防災計画に従い、国と連携し、特に被災地及びその周辺地域における食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を、さらに、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視・調査し、震災時におけるこれらの物資の需給及び価格の安定を図るものとする。

4 消費者相談の実施

地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、必要に応じ、食料の円滑な供給の確保、価格の動向等に資する

情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長に対してその緊急相談窓口の設置を要請するものとする。

5 ボランティアの活用

必要に応じて地域住民やボランティア活動の支援を受けるものとする。

5) 厚生労働省防災業務計画

平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第

平成 21 年 3 月 10 日厚生労働省発社援 110310001 号制定号修正

第2編 災害応急対策

第2節 災害救助法による救助の実施

第2 炊出しその他による食品及び飲料水の供与

- 1 被災都道府県は、事業者等の協力を得て、食品及び飲料水の提供に努めるとともに、直ちに用意できない場合は、差し当たり、当該都道府県が備蓄している乾パン、缶詰等の食品の供与を速やかに行う。
- 2 被災都道府県は、食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理施設を利用すること等による炊出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- 3 被災都道府県は、学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により、適温食の確保に努める。
- 4 被災都道府県は、被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の供与のための体制を緊急整備する。

第4節 公衆衛生医師及び保健師等による健康管理

- 1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者等の健康管理を行う。
 - (1) 公衆衛生医師及び保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。)を行うこと。
 - (2) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行うこと。
 - (3) 被災者等及び救護活動並びに健康管理に従事している者の精神不安定に対応するため、精神保健福祉センター等においてメンタルヘルスケアを実施すること。
- 2 被災都道府県は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師及び保健師等の派遣を要請する。
- 3 厚生労働省健康局及び社会・援護局障害保健福祉部は、被災都道府県からの公衆衛生医師及び保健師等の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行う。

第4章 福祉に係る対策

第3節 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、都道府県・市町村等に支援を要請する。
- 4 被災都道府県・市町村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請すること。
 - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
 - (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。

6) 防衛省防災業務計画

(平成 19 年 9 月 1 日)

第三災害時における措置

8 災害派遣時に実施する救護活動

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

7) 文部科学省防災業務計画

(平成 20 年 6 月 30 日文科施第 138 号修正)

第 2 章 災害応急対策

第 4 節 教育に関する応急措置

(2) 教育に関する応急措置に対する援助

- ・ 被害を受けた児童生徒等の教科書の確保に関して必要な措置を講ずるとともに、都道府県等に対し、指導及び助言を行う。
また、被害を受けた児童生徒等の学用品の確保に関して当該市町村への援助等の必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
さらに、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。
- ・ 学校給食物資の確保及び応急給食の実施に関して必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
また、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。

8) 大規模災害における応急救助の指針について

はじめに

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災は、災害救助法に基づく応急救助のあり方について数多くの教訓を残した。本指針はこの教訓を踏まえ、平成 9 年 6 月に大規模災害における応急救助を迅速かつ的確に実施する上で必要な事項をとりまとめたところであるが、その後、国や県において各種の調査研究等が行われ、また、最近の災害等を踏まえて各種の課題も指摘されたところである。このため、前回の指針を基に、その後の調査研究結果等を踏まえ、新たに修正を行ったものである。

今後、各都道府県におかれては、本指針に基づき、地域の実情に即した実施体制を整備するとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確な救助の実施に努められたい。

なお、本指針は、主として大規模な地震災害を念頭にとりまとめたものであるが、災害の規模や態様は千差万別であることから、災害発生時には、本指針に基づきつつも、臨機応変な対応が必

要であることを念のため申し添える。

第1 応急救助の実施体制の整備

1 人的体制の整備

(1) 要員の確保

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集する体制を整備しておくこと。
 - イ 平常時から、災害時を想定した職員の参集訓練を実施しておくこと。
 - ウ 職員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む参集場所への複数の交通手段を確保しておくこと。
 - エ 交通機関の混乱や途絶、また、職員自身の被災などによる救助要員の不足が想定されるため、緊急時における当面の間の、他部局や地方機関の職員による応援等の補完体制を整備しておくこと。
- #### (2) 資質の向上
- 迅速かつ的確な救助を実施することができるよう、救助担当職員に対し、救助に係る実践的な研修を行っておくこと。
- #### (3) 職員の登録
- 災害を経験した都道府県においては、災害業務の実践を経験して実務に精通した職員をあらかじめ登録し、災害時に直ちに活用できるようにしておくこと。

2 応援体制の整備

(1) 災害援助協定の締結

- ア あらかじめ他の都道府県と救助の応援に関する協定を締結しておくこと。
- イ 食料、生活必需品の調達、応急仮設住宅の建設等、事業者の協力を得ることが必要な救助については、あらかじめ事業者団体等と物資供給等に関して協定を締結しておくこと。
- ウ ア及びイに定める協定では、応援要請又は協力の手続き、応援又は協力を受けるべき救助の内容・方法、費用負担のあり方等について明確にしておくこと。
- エ 被災都道府県自身の被災により、被災都道府県から応援要請が行われないことも想定されるため、このような場合における応援派遣に関する手続きについても明確にしておくこと。

(2) 応援要請

- ア 被災都道府県の職員のみでは救助要員が不足する場合に、速やかに他の都道府県に対し、災害援助協定に基づいて職員の応援派遣を要請すること。
- イ 近隣の都道府県からの応援のみでは的確な救助が実施できないと判断した場合は、災害救助法(以下、「法」という。)第31条による厚生労働大臣の応援指示を求めること。

(3) 応援派遣

- ア 応援を行おうとする都道府県(以下、「応援都道府県」という。)は、救助の種類、場所、期間等の救助内容について事前に被災都道府県と調整を図るとともに、厚生労働省に連絡して実施すること。
- イ 被災都道府県と連絡が取れないなどの理由により調整が図れない場合は、厚生労働省と調整を図って実施すること。
- ウ 応援都道府県は、被災都道府県の被災状況によっては現地において衣食住に関する支援が受けられないことも想定し、これらに係る最低限の装備については自ら携行すること。エ 応援都道府県は、派遣職員の中からあらかじめ責任者(長)を定めること。応援職員に、対する指揮は、原則としてその責任者(長)が行うこと。
- オ 現地では情報の混乱等が生じていることも想定されるので、責任者(長)には、様々な状況下においても的確な判断を下し、責任を持って対応できる者を選定すること。
- カ 大規模災害を経験し、救助を実践した都道府県は、国の要請に基づいて、職員を被災都道

府県へ派遣し、救助の支援や助言を行うこと

第2 応急救助の実施

3 食料・飲料水の供給

(1) 食料等の迅速な供給

食料・飲料水は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれらを提
できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給
協定の締結、物資搬送体制の構築等を図っておくこと。

(2) 高齢者等に配慮した食料の備蓄

備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的
なものだけにならないよう検討すること。特に高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等の利用にも配
慮し、創意工夫をこらすこと。

(3) 食料の質の確保

ア食料の供給に当たっては、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランス
の確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保についても配慮すること。

イ ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努める
とともに、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した
段階においては、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させるなどにより、適温食の
確保に配慮すること。

ウ 一定の期間が経過した段階においては、被災者自らが生活を再開していくという観点から、ま
た、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、被災者自身による炊事が重要
であることから、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の
協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めること。

4 生活必需品の提供

(1) 被服、寝具などの生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に
直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者
団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

(2) 物資供給業者との連携、必要に応じた救援用物資集積基地の設置、交通状況の把握など、
生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を早急に整備すること。

(3) (1)による調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物
資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配付体制についても早急
に整備すること。

第5 ボランティア活動との連携

ボランティア活動との連携方法については、次によるほか、「災害時の福祉救援ボランティア
活動に関するマニュアル」(平成8年10月1日)を参考とすること。

1 ボランティア活動の受け入れ・連携

(1) 被災者への救援物資の配布、避難所における炊き出し、要援護者の安否確認やきめ細か
な在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボラ
ンティアと積極的に連携すること。

第7 住民に対する啓発

災害に備え、平常時から住民自らが次のことに取り組むよう、広報活動等を通じて啓発を行うこ
と。

1 避難所と避難経路の確認、非常時の持出品の準備、3日分程度の食料・飲料水、生活必需品
等の備蓄に努めること。

(4) 特定給食施設に関する法的枠組み(関係部分抜粋)

9) 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について

(昭和 55 年 1 月 16 日)
(社施第五号)

(各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省社会局施設課長・児童家庭局企画課長通知)

大規模地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする「大規模地震対策特別措置法」(昭和五三年六月一五日法律第七三号)の制定後、国、地方公共団体をはじめ関係各方面で地震防災対策の充実、強化が図られているところであるが、社会福祉施設は地震災害の際に特に配慮を要する老人、心身障害児者、児童等が入所しているため、その地震防災対策を確立することが強く要請されている。

今般、社会福祉施設における地震防災対策を推進するため、「地震防災応急計画作成要領」及び「地震防災応急計画作成例」を別紙一及び別紙二のとおり定めたので御了知のうえ、関係社会福祉施設の地震防災対策の推進について特段の指導を願いたい。

(別紙 1)

地震防災応急計画作成要領

第 1 地震防災応急計画を作成する施設

社会福祉施設のうち地震防災応急計画を作成しなければならない施設は、大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に基づく指定された地震防災対策強化地域内の次に掲げる施設とする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 児童福祉法 | 助産、乳児院、保育所、児童養護等 |
| (2) 身体障害者法 | 身体障害者社会参加施設 |
| (3) 生活保護法 | 救護、更生、医療保護、授産施設 |
| (4) 社会福祉事業法 | 社会福祉相談、医療福祉事務所 |
| (5) 売春防止法 | 婦人保護施設 |
| (6) 知的障害者福祉法 | 障害者支援施設 |
| (7) 老人保護法 | 老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、
軽費老人ホーム |

第 2 地震防災応急計画の基本となるべき事項

(別紙 2)

地震防災応急計画作成例

第 1 章 総則

(備蓄)

第 8 条 備蓄班は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び応急復旧用資機材等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

(炊き出し)

第 23 条 応急物資班は、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、炊き出し、飲料水の供給等を行うものとする。

10) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日厚生省令第四十六号 最終改正:平成24年1月30日厚生労働省令第11号)

第一章 総則

(この省令の趣旨)

第一条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第一項の規定による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(食事)

第十七条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

11) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(老発第214号 平成12年3月17日)

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項の規定に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「基準」という。)については、平成11年3月31日付け厚生省令第46号をもって公布され、平成12年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

5 食事(基準第17条)

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

(1) 食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

(3) 適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後六時以降とすることが望ましいが、早くても午後五時以降とすること。

(4) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は特別養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

(5)居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の嚥えん下や咀嚼そしゃくの状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

(6)栄養食事相談

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

(7)食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

12)養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(昭和41年7月1日厚生省令第19号 最終改正:平成24年1月30日厚生労働省令第11号)
(この省令の趣旨)

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第一項の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(食事)

第十七条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

13)養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(老発第214号 平成12年3月17日)

5 食事(基準第17条)

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

(1) 食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

(3) 適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後六時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

(4) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は特別養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働

衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

(5)居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の嚥えん下や咀嚼そしゃくの状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分と

られていることが必要であること。

(6) 栄養食事相談

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

(7) 食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

事務連絡
平成23年4月21日

岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市及びいわき市
健康づくり施策主管部局 御中

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

避難所における食事提供の計画・評価のために
当面の目標とする栄養の参照量について

被災後1ヶ月が経過し、食事量は改善しつつありますが、おにぎりやパンなどの主食が中心で、肉・魚等のたんぱく質や野菜などの副食の摂取は十分ではなく、避難所間での不均衡もみられる状況にあります。

エネルギー・栄養素摂取不足の影響による栄養不良や体力低下が顕著になってくる時期にあることから、避難所生活の長期化を視野に入れ、必要な栄養量の確保のために安定的に食事提供を行う条件の整備が急務となっています。

については、今般、別紙のとおり、被災後3ヶ月までの当面の目標として、避難所における食事提供の計画・評価のための栄養の参照量を算定しましたので、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、留意事項を参考に、地域や避難所の実情を十分に考慮し、食事回数や食事量の確保・調整を行い、必要な栄養量の確保に努めていただきますようお願いいたします。

(別紙)

避難所における食事提供の計画・評価のために
当面の目標とする栄養の参照量

(1歳以上、1人1日当たり)

エネルギー	2,000kcal
たんぱく質	55g
ビタミンB ₁	1.1mg
ビタミンB ₂	1.2mg
ビタミンC	100mg

※日本人の食事摂取基準(2010年版)で示されているエネルギー及び各栄養素の摂取基準値をもとに、平成17年国勢調査結果で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出。なお、エネルギーは身体活動レベルⅠ及びⅡの中間値を用いて算出。

(留意事項)

- ・ 本参照量は、避難所における食事提供の計画・評価の目安として示すものであり、被災後約3ヶ月までの間における必要な栄養量の確保を目的とし、特にこの段階で不足しやすい栄養素を抽出し、算定を行ったこと。
- ・ 本参照量は、個々人の栄養管理のために使用するものではなく、病者や妊婦・乳児など栄養管理上個別の配慮を要する場合は、医師・管理栄養士等による専門的評価が必要なこと。
- ・ 本参照量は、避難所の利用者の身体状況等に特別に配慮するため、弾力的に使用することは差し支えないこと。また、特定の年齢階級に着目して食事提供の計画を行う場合の目安として、別添参考に対象特性別の参照量も示したこと。
- ・ 食事提供の計画に当たっては、食事回数及び食事量の確保とともに、強化米など栄養素添加食品の利用も含め、必要な栄養量の確保に努めること。
- ・ 実際の各個人への食事の分配、提供に当たっては、利用者の性、年齢、身体状況、活動量等を考慮して行うようにすること。
- ・ 食事提供後は、残食量、利用者の喫食状況等を観察・評価し、提供量の調整(増減)を図ることが望ましいこと。
- ・ 今後、さらに食事提供の評価に関する情報の収集等を行いつつ、本参照量について改める必要性等につき検討を行っていく予定であること。

(参考)

	対象特性別（1人1日当たり）			
	幼児 (1～5歳)	成長期Ⅰ (6～14歳)	成長期Ⅱ・成人 (15～69歳)	高齢者 (70歳以上)
エネルギー (kcal)	1,200	1,900	2,100	1,800
たんぱく質 (g)	25	45	55	55
ビタミンB ₁ (mg)	0.6	1.0	1.1	0.9
ビタミンB ₂ (mg)	0.7	1.1	1.3	1.1
ビタミンC (mg)	45	80	100	100

※日本人の食事摂取基準(2010年版)で示されているエネルギー及び各栄養素の摂取基準値をもとに、該当の年齢区分ごとに、平成17年国勢調査結果で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出。なお、エネルギーは身体活動レベルⅠ及びⅡの中間値を用いて算出。

事務連絡
平成23年6月14日

岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市及びいわき市
健康づくり施策主管部局 御中

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について

避難所における食事提供については、平成23年4月21日に、緊急的に必要な栄養量の確保を図るため、食事提供の計画において目指すべき量として、被災後3ヶ月までの当面の目標とする栄養の参照量をお示ししたところですが、この間、関係者の方々のご尽力により、食事量や食事内容は全般的には改善しつつあります。

しかしながら、避難所によっては依然として、野菜の摂取不足など食事内容に改善が必要な状況も見受けられており、避難所生活が長期化する中、日々の食事は、栄養不足の回避、生活習慣病の予防・改善、さらには生活の質の向上のために、一層重要となっています。

については、今般、下記のとおり、被災後3ヶ月以降の避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量をお示しするとともに、食事提供に係る配慮事項をとりまとめましたので、避難所の運営において、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域や避難所の実情を十分に考慮し、適切な栄養管理の実施に努めていただきますようお願いいたします。

なお、今後更に、応急仮設住宅における栄養改善の留意事項についてお示しする予定であることを申し添えます。

記

I 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量について

1. 本参照量は、食事内容が改善しつつある状況を踏まえ、避難所生活が長期化する中で、栄養素の摂取不足を防ぎ、かつ生活習慣病を予防するため、栄養バランスのとれた適正量を安定的に確保する観点から、食事提供の評価を踏まえた計画の決定のための目安となる量として提示するものである。
2. 本参照量は、平時において給食管理を目的として日本人の食事摂取基準(2010年版)を用いる場合の概念をもとに、以下の(1)～(3)を基本的考え方として設定することとした。

- (1) エネルギー摂取の過不足については、利用者の体重の変化で評価することとなるが、参照量については、避難所ごとで利用者の年齢構成や活動量が異なることを勘案し、身体活動レベルⅠとⅡの推定エネルギー必要量を用いて算出し、幅を持たせて示すこととした(表1)。
- (2) たんぱく質、ビタミンB₁、ビタミンB₂及びビタミンCについては、栄養素の摂取不足を防ぐため、推定平均必要量を下回る者の割合をできるだけ少なくすることを目的とする。なお、たんぱく質については、体たんぱく質量の維持に十分な量を考慮して、参照量を設定することとした(表1)。
- (3) このほか、特定の対象集団について、栄養素の摂取不足を防ぐため配慮を要するものとしてカルシウム、ビタミンA及び鉄について、また、生活習慣病の一次予防のため配慮を要するものとしてナトリウム(食塩)について、それぞれ配慮すべき事項を設けることとした(表2)。
- なお、利用者の年齢構成等が把握できる場合は、平時と同様、食事摂取基準を活用することになるので、対象特性別の参照量は示さないこととした。

表1 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量
—エネルギー及び主な栄養素について—

目的	エネルギー・栄養素	1歳以上、1人1日当たり
エネルギー摂取の過不足の回避	エネルギー	1,800~2,200kcal
栄養素の摂取不足の回避	たんぱく質	55g以上
	ビタミンB ₁	0.9mg以上
	ビタミンB ₂	1.0mg以上
	ビタミンC	80mg以上

※日本人の食事摂取基準(2010年版)で示されているエネルギー及び各栄養素の値をもとに、平成17年国勢調査結果で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出

表2 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量
—対象特性に応じて配慮が必要な栄養素について—

目的	栄養素	配慮事項
栄養素の摂取不足の回避	カルシウム	骨量が最も蓄積される思春期に十分な摂取量を確保する観点から、特に6~14歳においては、600mg/日を目安とし、牛乳・乳製品、豆類、緑黄色野菜、小魚など多様な食品の摂取に留意すること
	ビタミンA	欠乏による成長阻害や骨及び神経系の発達抑制を回避する観点から、成長期の子ども、特に1~5歳においては、300 μ g RE/日を下回らないよう主菜や副菜(緑黄色野菜)の摂取に留意すること
	鉄	月経がある場合には、十分な摂取に留意するとともに、特に貧血の既往があるなど個別の配慮を要する場合は、医師・管理栄養士等による専門的評価を受けること
生活習慣病の一次予防	ナトリウム(食塩)	高血圧の予防の観点から、成人においては、目標量(食塩相当量として、男性9.0g未満/日、女性7.5g未満/日)を参考に、過剰摂取を避けること

II 避難所における食事提供に係る栄養管理の留意事項について

1. 避難所生活が長期化する中で、利用者の健康・栄養状態等に配慮し、食事提供においては、以下の(1)から(4)に留意すること。

(1) 利用者の状況やニーズに応じた食事提供

- ①避難所における食事提供のための栄養量の算定に当たっては、利用者の性別や年齢構成を把握するよう努めること。
- ②献立作成に当たっては、食欲不振等を来さないように、利用者のニーズも考慮し、利用者の希望するメニューや暑さに配慮した食べやすいメニューを取り入れるなど、メニューの多様化や適温食の提供に配慮すること。
- ③高齢者や病者など個別対応が必要な者に係るニーズの把握に努めるとともに、栄養補助食品の活用も含め、適切な支援を行うこと。また、アレルギー対応食品の要望があった場合には、適切に支援すること。治療を目的とした栄養管理が必要な方には、医療機関での専門的支援につなぐ体制を確保すること。

(2) 安全かつ栄養バランスのとれた食事提供

- ①調理や食事提供に必要な設備・器具、食材を確保すること。また、調理担当者の確保及び担当者への衛生管理の周知に努めること。
- ②食中毒防止のため、調理器具や食材の管理、調理・配膳方法等は、衛生的に行うこと。

(3) 健康・栄養管理のための情報提供及び環境整備

- ①糖尿病や高血圧など食事管理の必要な方が食事の内容や量の調整ができるように、食事のエネルギーや食塩の含有量について簡易な掲示を行ったり、食材やエネルギー量の異なる選択メニューを導入するなど、できる限り工夫すること。
- ②利用者が適切な体重を維持できるように、提供する食事のエネルギー量の調整を図るとともに、健康管理の観点から、避難所に体重計を用意するなどし、利用者自身が計測できる環境づくりに努めること。
- ③避難所の食事提供以外に、利用者自身が食品を購入できる環境にある場合には、避難所で提供される食事で不足しがちな食品を推奨するなど、健康管理につながる情報の提供に努めること。

(4) 適切な栄養管理を行うための管理栄養士・栄養士の確保

食事の提供方法が炊き出しや弁当の利用など多様であることから、それぞれに対応した適切な栄養管理が行えるよう、また応急仮設住宅における巡回栄養指導等の実施も視野に入れ継続的な支援ができるよう、重点分野雇用創出事業の活用などにより管理栄養士・栄養士の確保に努めること。

2. 継続的に1回100食以上を提供する場合は、健康増進法に基づく特定給食施設における栄養管理の基準（健康増進法施行規則第9条各号）を参考に、以下の(1)から(5)により適切な栄養管理を実施するよう努めること。

- (1) 避難所を利用して食事の供給を受ける者の身体の状態、栄養状態、生活習慣等を把握し、これらに基づき、適当なエネルギー量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- (2) 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- (3) 献立表の掲示並びにエネルギー量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対し、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (4) 献立表等を適正に作成し、当該避難所に備え付けること。
- (5) 衛生管理については、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」の内容を参考に、食中毒防止の徹底を図ること。

2 栄養指導チーム設置要領(案)

1 目的

災害時による長期避難生活により、適切な健康及び栄養状態を維持できない被災者に対し、適切な食生活の確保のための調整及び避難者生活における食生活に関する相談を行う。

2 実施主体

岐阜県

3 栄養指導チームの設置

食事・栄養面での支援が必要な被災者が多数いる市町村を所管している保健所において、健康福祉部における健康危機管理手引書における栄養指導対策を実施する上で必要な場合は、当該保健所に栄養指導チームを設置する。

また、栄養指導チームを設置した際は、保健医療課へ報告するとともに、栄養指導チームの調整を要請する。

- (1) 炊き出しの栄養指導管理
- (2) 巡回栄養相談の実施
- (3) 食生活相談者への相談・指導の実施

4 栄養指導チーム員

当該保健所の栄養指導員を班長とし、必要に応じて、班員として他の保健所栄養指導員等へ派遣要請を行うが、その調整は保健医療課が行う。

5 実施内容

被災市町村と連携を図りながら各避難所を巡回し、長期間の避難所生活により適切な食生活が行われない状況にある被災者に対し、食料の確保のための調整及び食生活相談等を行う。

(1) 適正な食生活を維持するための食料確保の調整

避難所巡回を行い、提供されている食事内容のバランスが適切であるか確認し、必要に応じて、食事バランスが図られるための調整を行う。

(2) 食生活相談

1) 対象者

- ア 被災者健康相談から栄養管理が必要であるとスクリーニングされた被災者
- イ 栄養相談を希望する被災者
- ウ 医師、保健師等が栄養管理が必要であると認めた被災者

2) 相談記録

別紙様式により個別相談表を作成し、その個人状況は適切に管理する。

6 報告

栄養指導チーム班長は活動内容を次の事項によりまとめ、保健医療課に報告する。

- (1) 栄養指導チーム員氏名及び所属
- (2) 活動期間
- (3) 活動内容
- (4) 食生活相談対象者
- (5) 食生活相談内容
- (6) 活動時の反省及び課題
- (7) その他

(様式1)

(1)栄養指導員等派遣要請書

様式 (FAX用)

要請日	平成 年 月 日 () 時 分	
要請保健所名		
担当者職・氏名		
連絡先	住所：	
	電話番号：	
	FAX 番号：	
	電子メールアドレス：	
要 請 内 容		
要請項目	人数	主な業務内容
備考		

(様式2)

(2)派遣栄養指導員等報告書

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分	
報告者 職・氏名		
活動状況	平成 年 月 日 () 分	
業務項目	内 容	課題等
活動時間	時 分 ~ 時 分	
従事人数	人	
その他		
特記事項		

3 食事における災害時要援護者の特徴と支援内容のポイント

(1) なぜ、災害時に栄養・食生活支援活動が必要なのか

被災地ではさまざまな支援活動が多分野、多職種との関わりの中で相互に進められており、栄養・食生活に関する支援活動もそのひとつである。

被災直後は医療救護活動が優先されることは言うまでもないが、早い時期から栄養・食生活支援活動を進めることは、被災住民の心の安定はもとより、栄養状態の悪化を最小限に止め、より早く回復させることができるなど、避難生活の健康保持のために重要である。

発生直後の被災地域では、一般被災住民への食糧供給だけでも混乱するが、同時に「食事の配慮が必要な人」への栄養・食生活支援も重要である。

「食事の配慮が必要な人」とは、

- 乳幼児(粉ミルク、離乳食等が必要な人)
- 高齢者等で嚥下困難な人(かゆ食や形態調整等が必要な人)
- 慢性疾患患者で食事制限が必要な人(高血圧、糖尿病、腎臓病、食物アレルギー等)

「食事の配慮が必要な人」は、一般被災住民より個別性が高く、対応も複雑である。被災後の初期対応は市町村災害対策本部だけでは調整が難しいことが予想されるため、保健所管理栄養士と連携し、その専門性や日ごろのネットワークを活かした支援活動によって早期対応につなげることが重要である。

本マニュアルでは、「食事の配慮が必要な人」を「災害時要援護者」と記述する。

(2) 災害時要援護者への栄養・食生活支援

ア 健康管理面からみた避難所の一般的な課題

避難所になっている体育館などは、体力・気力のある若者でもつらい場所である。

空調設備があってもライフラインの復旧までは使用できない。不十分な換気と雑魚寝に近い環境は、感染症の発生や持病を悪化させることになりやすい。

阪神・淡路大震災の発生は1月の極寒であったため、避難所から病院へ運ばれて死亡した高齢者の約半数の死因は、肺炎と報告されている。

イ 避難所で提供される非常食等の課題

ライフラインが寸断されているフェイズ1(緊急対策期)における食事の提供は、一般的には常温で冷たいものが多い。特に、フェイズ0～1にかけては、サバイバルフーズ、フリーズドライ食品などが提供される。これらの非常用備蓄食料は、健常者仕様のため、咀嚼・嚥下機能の低下している高齢者や食事制限が必要な者には問題が多い。

中越大震災では、発災から3日後に県栄養士会が入手して避難所に持ち込んだレトルトタイプの「米かゆ」や「ベビーフード」が食欲の低下した高齢者や乳児等に役立つ経験がある。

ウ 水分摂取の課題

中越大震災では、トイレを我慢することを理由に水分補給を控えている高齢者の姿が見られた。中でも、2,000人以上が非難していた体育館では、トイレを我慢→水分摂取制限→便秘増悪のケースが報告されている。また、車内など狭いところで寝泊りしている人たちの水分補給不足は、エコノミークラス症候群の危険性も増すことにも繋がる。

エ 救援物資食品と炊き出しメニューの課題

支給食品(救援物資)や炊き出しメニューの多くは高エネルギーで味付けの濃い食品が多く、糖尿病や腎臓病の持病を持っている方の食事管理に問題となることが考えられる。

オ 災害時要援護者の対策

以下の項では、①乳幼児、②高齢者、③高血圧、④糖尿病、⑤腎臓病、⑥食物アレルギーの食生活上の留意点に加え、栄養補助食品(保健機能食品)、咀嚼・嚥下困難等の介護食、病者用・乳幼児用等の特別用途食品などの使用例を取り上げる。

対象者	支援のポイント
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ● 食事の回数を多く 乳幼児は、日々の健康維持だけでなく、発育・発達のための栄養素等の摂取が必要である。体重当たりの必要量が多いにもかかわらず、消化器官などの内臓が未熟であるので、授乳回数や食回数も1日3回の他に間食を与えることが大切である。 ● ストレスに注意 生活環境の変化を敏感に受けて、ストレスなどから食べなくなることや夜泣き等が現れることもある。保護者にとってもストレスになることから、遊び場の確保や保育ボランティアからの支援等を考慮することが重要である。 ● 食事性アレルギーの乳幼児の場合 避難所では備蓄食品・救援物資等で対応を行い、それらでの対応が困難な場合は、アレルギー用食品の要請を行う。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱水に注意 高齢者の場合は、体内水分量が少なく簡単に「脱水」になってしまう。一般に体内の水分が失われると疲労感、食欲不振に繋がる。 特に、災害発生後の避難所生活では、トイレが遠かったために夜間頻尿、失禁を恐れるため意図的に摂取制限を行いやすい状況にある。また、風邪などの発熱や、糖尿病などの多尿、感覚機能低下のため口渇感の低下など、高齢者は容易に脱水に陥ってしまう。 水分は、安静にしている時でも1日1.5リットル、通常は2.5リットルが必要であり、心臓や腎臓に病気があって、医師に水の摂取を注意されていない場合を除いては、食事以外にも水分補給を行う必要がある。そのため、日頃よりペットボトルなど多く用意するとともに、トイレが遠い場合も考えて、排泄がしやすいポータブル用品などの備えも必要である。 ● 低栄養に注意 高齢者の場合、食事の好みは淡泊になり、また、野菜の煮物や漬物などが中心の場合はたんぱく質等の不足による低栄養が心配される。避難所の食事は冷たいことが多く、高齢者にとっては食べにくい、意識しないと摂りにくい乳製品を取り入れることや、離乳食や嚥下困難者用の食事を活用するなどして積極的に食事を摂ることが大切である。 ● 備蓄のポイント 普段軟らかいご飯やおかゆを食べている人は、かゆ缶詰やレトルトかゆを用意しておく。市販されている濃厚流動食、蜂蜜や飴等は食欲が無いときや、体調が悪いときに活用できる。 高齢者や虚弱者は水分が多いと飲み込みにくいことがあり、水分の多い食品やミキサーにかけた食品にトロミを付けるためにトロミ剤を活用(嚥下が困難な人の対応)する。 【特別用途食品の利用】 <ul style="list-style-type: none"> ・そしゃく困難者用食品 ・そしゃく・嚥下困難者用食品 (医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当)

<p>高血圧</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 血圧に注意 高血圧は動脈硬化を招き、さらに虚血性心疾患や腎臓病、脳血管疾患を引き起こす原因の一つである。避難所での生活は、環境の変化、悩み事のストレスで血圧が高くなりがちである。 ● 食生活のポイント <ul style="list-style-type: none"> 【塩分を控える】 ストレスが原因となる高血圧の場合は、減塩による大きな効果は期待できないが、塩分を控えることは重要である。 【体重管理】 肥満は血圧を上げる原因の一つである。避難所生活では活動量も減り、支給品は高エネルギー食品も多いことから体重管理は大切である。 【アルコール摂取】 アルコールの摂取が多すぎると、血圧が高くなる。 【服薬状況】 高血圧や心臓疾患などでワーファリンが含まれている薬が処方されている場合は、納豆、クロレラ、青汁等に含まれているビタミンKがワーファリンの効き目を打ち消してしまうことから、これらの食品は摂取しないようにする。緑黄色野菜や海藻類など通常の食事ではあまり問題にする必要はない。
<p>糖尿病</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 血糖のコントロール 糖尿病は、血糖のコントロールが基本となる。被災した場合は、不規則な食事になり、また、支給品は高エネルギーの食品が多く、野菜が不足がちになる。 ● 食生活のポイント <ul style="list-style-type: none"> 【バランスとリズム】 糖尿病の食事では、食べてはいけない食品はないが、エネルギー量を抑え、ビタミン、ミネラル、食物繊維を摂るようにする。エネルギーの範囲内の食事でも1食だけに集中して食べると血糖の変動が大きくなるので、1日3食、規則正しく適量食べるようにする。 【菓子・嗜好品】 甘いお菓子やアルコールは、食事が不規則になり、血糖の上昇に繋がるので控える。 【服薬状況】 インスリン薬を使用している場合は、低血糖になる場合もあるので、食事内容を守ってアルコールを控える。 【特別用途食品】 <ul style="list-style-type: none"> ・低カロリー食品の利用 ・糖尿病調整食品組合せ食品 <p>(医師にエネルギー摂取量の制限を指示された場合に限り用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当)</p>
<p>腎臓病</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 病態に応じた指導 食事の基本は、腎臓の負担を少なくして病気の進行を遅らせるため、病態に対応した指導が必要である。 ● たんぱく質の制限 たんぱく質が代謝されると老廃物が体内に残るので、大量に摂取すると腎臓の負担が大きくなる。 たんぱく質の制限を伴う場合が多く、病者用の特別用途食品を用いるとよい。また、良質なたんぱく質を制限範囲内で摂取する必要がある。

腎臓病	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分なエネルギー量 エネルギー量が不足すると、体内のたんぱく質がエネルギー源として消費される。その結果、筋肉組織の細胞が壊れて腎臓の負担が大きくなる。また、細胞内のカリウムが血液に流出し、カリウム濃度の上昇が心臓に負担を与える。そのため、たんぱく質を制限している場合は、糖質や脂質でエネルギーを補う必要がある。油やでんぷんを使った揚げ物や炒め物を活用する。 ● カリウムの制限 腎臓の機能が低下するとカリウムが排泄できなくなり、血液中のカリウムが増加することがある。カリウムの増加は不整脈を起こしたりする危険があるので、医師の指示がある者は制限を守ることが大切である。 ※食品は水にさらす。ゆでこぼす。煮豆や果物はカリウムを多く含むので注意する。お茶の玉露、抹茶はカリウムが多いので注意を要する。 <p>【特別用途食品の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低たんぱく質食品の利用 ・減塩食調整食用組合せ食品 <p>(医師にたんぱく質の摂取量の制限を指示された場合に限り用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当)</p>
食物アレルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導のポイント 乳幼児から成人に至るまで、食物アレルギーの症状を起こす人が増えており、重篤なアナフィラキシーショック症状を起こし、対応の遅れから死に至る人もいる。災害初期には個別対応が困難なことが予測されるので、平常時から家庭での備蓄(3日分程度)が何より重要である。また、災害時には避難所に、アレルギー用食品の手配や栄養相談を開設するなど素早く対応する。 ● 特別用途食品の活用 アレルゲン除去食品の手配(医師に特定のアレルゲンの摂取制限を指示された場合に限り用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用すること) ● 加工食品に含まれるアレルギー表示の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・必ず表示される7品目(特定原材料) →えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生 ・表示が勧められている18品目(特定原材料に準ずるもの) →あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

～食事の配慮が必要な人への対応～

【平常時の備え】

- 1 平常時より保健師等と連携し対象者をリスト化する。
- 2 災害時には特殊な食品の入手が困難なため、各家庭において必要な食料等の備蓄(3日分程度)を勧める。また、入手方法等に関する情報を提供する。

【災害時の対応】

- 1 リスト化した対象者の避難先を把握し、保健師等と連携し食事状況等を確認する。
- 2 必要な支援を行う。(特別用途食品の手配、栄養相談)
- 3 食事の困り事に対応するために、避難所に栄養相談のチラシ等を掲載し、広く周知する。(住民自らが申し出るような体制づくりが大切)

4 備蓄品リスト

(1) 一般家庭用

突然の災害から自分や家族の命を守るためには、まず、家庭内での対策が重要です。

特に地震の直後は、道路が遮断され食料の確保が難しくなることが想定されます。また、電気・ガス・水道などのライフラインも使えなくなる可能性が高いため、救援活動が受けられるまでの間の食料は各家庭で備えておきましょう。

○何をどれだけ備蓄すればよいか？

食料の備蓄を考えるときは、家族の人数や構成に応じて、次の2つに分けて用意しておく有効です。

①持ち出し用（防災袋に入れる）

②家に備蓄するもの（長期にわたる災害に対応するため）

【①非常持ち出し袋に入れるもの】

★家族の人数に応じて、緊急用に2～3日分を用意しておく

★重すぎず、大きすぎず袋の重さは5～6kg（最大10kgまで）にまとめる。

★保管場所は、取り出しやすく、目につきやすい場所にする。

★家族全員が保管場所を知っておくことが大切です！

備えておきたいもの		備考
食品	水	人間が1日に必要とする水は、おおよそ3ℓ。それを、3日分準備するとよいでしょう。非常持ち出し袋には、1～2ℓ程度用意し、残りは「備蓄品」として、別に準備しておきましょう。
	食べ物 レトルトご飯や粥 α米、乾パン 肉や魚の缶詰 野菜の缶詰 など	非常食にこだわる必要はなく、缶詰やレトルト食品でも十分です。できるだけ、加熱や調理が必要なく、そのまま食べられる物を選びましょう。
	嗜好品（甘い物） 板チョコ キャラメル 飴 など	チョコレートやキャラメル、飴などの甘い物は、疲れた体を癒してくれるだけでなく、疲労時の糖分補給にもなり、子供を落ち着かせる時にも役に立ちます。
その他	食器セット（はし・スプーン・皿・コップ・はさみ・缶切りなど）	
	折りたたみポリ容器（飲料水用）	
	固形燃料・ライター（マッチ）など	
	ラップフィルム・アルミ箔・ビニール袋・ウェットティッシュ	

※ただし、生死にかかわる一刻の猶予もない状況では、非常持ち出し袋の持ち出しにこだわらず、直ちに逃げてください。

【②長期にわたり家に備蓄するもの】

災害が長期化し、ライフラインの復旧遅延、食料や飲料水の確保が困難な場合に備え、非常用持ち出し袋以外に、家に食料を数日分備蓄しておくことが有効です。備蓄方法は、①日頃使う保存の効く食品を「買い置き」しておく。②長期保存できる食品を一定期間ごとにチェックし回転保存する。この2方法に分けておくと便利です。

		①日頃使う保存の効く食品	②長期間保存できる食品
主食用		米、ご飯・五目御飯・お粥（レトルト）、餅（真空パック）、即席麺（袋・カップ）、乾麺（素麺・うどん・そば）、マカロニ・スパゲティー、いも類（さつまいも・じゃが芋）、どんぶりの具（レトルト）、カレー（缶詰・レトルト）、コーンフレーク、ビスケットなど	乾パン、ご飯・五目御飯・お粥・雑炊・どんぶり（缶・フリーズドライ）、アルファ米、水戻し餅など
副食用	主菜	魚・肉の缶詰、レトルト（ツナ・オイルサーディン、大和煮・コーンビーフ）、シチュー（缶・レトルト）など	〃
	副菜	大豆、切干大根、干椎茸、昆布・のり、わかめ、スープ（缶・レトルト・インスタント）、即席汁物など	野菜の水煮（缶）、乾燥野菜・煮物・漬物（フリーズドライ）、佃煮など
飲料		飲料水（ペットボトル）、果汁（100%果汁）、野菜ジュース・お茶類（ペットボトル・缶）、LL牛乳	缶入り飲料水、スキムミルク、果汁（100%果汁）・野菜ジュース・お茶類（缶）など
その他		果物（青果・缶）、サラダ油（缶）、チーズ、ナッツ類（ピーナッツ・アーモンド）、チョコレート、あめ、キャラメル、するめ、調味料類、はちみつ（パック・袋）など	固形はちみつ、氷砂糖・水あめ、缶入りドロップ

赤ちゃんのいる家庭では

ミルク、哺乳びん、離乳食、スプーン、オムツなどを追加しましょう。

妊婦さんのいる家庭では

出産用品、新生児用品、診察券、印鑑、母子手帳、保険証などをすぐに持ち出せるようにしましょう。

高齢者のいる家庭では

軟らかくて食べやすい食品（レトルトお粥など）を備蓄するようにしましょう。濃厚流動食なども追加しておくとういでしょう。

慢性疾患患者のいる家庭では

普段の食事内容を確保することは難しくなります。疾患症状に合う非常食を準備しておくことが大切です。

(2) 赤ちゃんのいる家庭用

災害時に備えて準備しておくもの

【生後～5、6か月ごろ（離乳食開始）まで】

・粉ミルク（普段用いているメーカーのもの）

小缶かスティックタイプが便利で、使用期限に留意して古くなる前に使い切り、新しい物と交換しましょう。特殊ミルクが必要な場合は、流通の事情が改善するまでは入手するのに時間がかかることが想定されるため、普段から余分に購入し備えておきましょう。母乳育児の場合も、災害時には母親のストレス等から母乳分泌が不十分になることも予想されるので備蓄しておきましょう。

- ・予備の哺乳瓶と乳首
- ・ガーゼ
- ・生活用品（紙おむつ、おしりふき、着替え等）

【生後5、6か月ごろから1歳6か月ごろまで】

・上記【生後～5、6か月くらいまで】と同様のもの

・離乳食

レトルトのお粥、粉末スープ、フリーズドライのベビーフードなど
アレルギーのある乳児の場合は、アレルギー用の食品

生後	食事の目安	回数
5、6か月ごろ	なめらかにすりつぶした状態	1回
7、8か月ごろ	舌でつぶせる固さ	2回
9～11か月ごろ	歯ぐきでつぶせる固さ	3回
1歳から1歳6か月ごろ	歯ぐきでかめる固さ	

・食器類

使い捨ての皿やスプーン、ウェットティッシュなど

5 災害時の栄養・食生活支援活動に役立つ関係様式

様式 3

(1) 避難所受付名簿

(避難所) No.()

(年 月 日 時現在)

番号	住所	氏名	年齢	性別	食事摂取状況		備考
					主食の形態	食事又は形態の制限	
1				男・女	ご飯 お粥	有 無	
2				男・女	ご飯 お粥	有 無	
3				男・女	ご飯 お粥	有 無	
4				男・女	ご飯 お粥	有 無	
5				男・女	ご飯 お粥	有 無	
6				男・女	ご飯 お粥	有 無	
7				男・女	ご飯 お粥	有 無	
8				男・女	ご飯 お粥	有 無	
9				男・女	ご飯 お粥	有 無	
10				男・女	ご飯 お粥	有 無	
11				男・女	ご飯 お粥	有 無	
12				男・女	ご飯 お粥	有 無	
13				男・女	ご飯 お粥	有 無	
14				男・女	ご飯 お粥	有 無	
15				男・女	ご飯 お粥	有 無	
16				男・女	ご飯 お粥	有 無	
17				男・女	ご飯 お粥	有 無	
18				男・女	ご飯 お粥	有 無	
19				男・女	ご飯 お粥	有 無	
20				男・女	ご飯 お粥	有 無	
合 計			男	名	ご飯 名 お粥 名	有	名
			女	名		無	名
			計	名			

【記入上の説明】

- ①震災発生後、避難所に非難した被災住民に記入してもらい、住民の住所、氏名、年齢、性別、普段の食事状況を把握する。
- ②合計人数を出し、数時間置きに報告確認をする。
- ③様式左上の時間は、報告した時間を書き込む。
- ④主食の形態：お粥を記入した住民に対しては、備蓄食品からの適切な分配を行う。
- ⑤食事または形態の制限：有を記入した住民に対しては、栄養相談記録表[様式2]を用いて個別相談を行い、病態を確認する。

※電気が使えずコピー機が使えない場合もあるため、カーボン紙を挟み2枚複写で活用する。
(1枚→受付用、1枚→栄養士用)

(2) 栄養相談記録表

様式4

平成 年 月 日()

担当者()

避難場所	受付番号:	氏名	性別 年齢	男・女 歳
相談内容	1 離乳食 2 高齢者 : 嚥下困難 その他() 3 慢性疾患 : 高血圧 糖尿病 腎臓病 その他() 4 その他の疾患 : アレルギー その他()			
	【相談内容】			
対応	離乳食 : おかゆ ベビーフード(魚・野菜・肉) 粉ミルク 特殊ミルク() 高血圧 : 減塩食 ()g/日以下 糖尿病 : 医師から受けている指示 エネルギー()kcal/日 ご飯()g/日 腎臓病 : 低たんぱく米 低たんぱく食 減塩食 ()g/日以下 アレルギー : アレルギー除去食 ()除去 除去食品の提供 有・無 嚥下困難 : おかゆ とろみ食 ミキサー食 濃厚流動食 栄養補助食品 その他 : 減塩食 ()g/日以下 濃厚流動食 栄養補助食品 低脂肪食 その他の対応()			
	【対応内容】 ※ベビーフード、特殊食品、栄養補助食品等を要請した場合、食品を提供した日にち・内容・担当者名を必ず記入し、適切な食事提供に努める。			

<メモ欄>

【記入上の説明】

- ①避難所受付名簿より、食事摂取状況の食事形態：お粥、食事制限：有を記入した住民に対して、食生活支援のための個別相談を目的として用いる。
- ②様式右上には避難所名、受付番号を記入する。
- ③1回目の相談の場合はNo.の部分に1を記入する。
- ④避難所受付名簿からわかる情報はあらかじめ記入しておき、個別相談を実施する。
(要援護者の体調、医師からの指示栄養量など、食事に関わる情報を相談内容欄に記入)
- ⑤個別相談後、対応方法を検討し必要であれば特殊食品・栄養補助食品等の要請を行う。
- ⑥要請した食品を適切に提供できたか、対応内容の欄に必ず記入をする。
- ⑦要援護者へは繰り返し個別相談を行い、その後の経過・対応も必ず記録する。
- ⑧ 部へ報告をする。

(3) 栄養相談状況報告書

避難所名:

平成 年 月 日()

担当者:()

項目	対応内容	対応数	対応者名(受付番号)
離乳食 計()名	おかゆ		
	ベビーフード(魚)		
	ベビーフード(野菜)		
	ベビーフード(肉)		
	粉ミルク		
	特殊ミルク()		
	特殊ミルク()		
	特殊ミルク()		
嚥下困難 計()名	おかゆ		
	とろみ食		
	ミキサー食		
	濃厚流動食		
	栄養補助食品		
高血圧 計()名	減塩食 ()g/日以下		
	減塩食 ()g/日以下		
	減塩食 ()g/日以下		
	減塩食 ()g/日以下		
	減塩食 ()g/日以下		
糖尿病 計()名	エネルギー()kcal/日 ご飯()g/食		
	エネルギー()kcal/日 ご飯()g/食		
	エネルギー()kcal/日 ご飯()g/食		
	エネルギー()kcal/日 ご飯()g/食		
	エネルギー()kcal/日 ご飯()g/食		
腎臓病 計()名	低たんぱく米		
	低たんぱく食		
	減塩食 ()g/日以下		
	減塩食 ()g/日以下		
アレルギー 計()名	()除去		
	()除去		
	()除去		
	()除去		
	アレルギー除去食品の提供あり ()除去		
その他 計()名	()による、減塩食 ()g/日以下		
	()による、減塩食 ()g/日以下		
	()による、減塩食 ()g/日以下		
	()による、濃厚流動食		
	()による、栄養補助食品		
	()による、低脂肪食		
上記以外の対応 計()名	()による、()		
	()による、()		
	()による、()		
	()による、()		

相談人数 延べ 名

【記入上の説明】

- ① 避難所ごとに個別相談を行った要援護者の人数を集計し、本部へ報告をする。
- ② 対応者名には受付番号のみを記入する。

(4) 特殊食品・栄養補助食品等送付書

様式6

避難所名:

平成 年 月 日()

項目	補助食品名	内容	個数
離乳食	ベビーフード(魚)		
	ベビーフード(野菜)		
	ベビーフード(肉)		
	粉ミルク		
	特殊ミルク		
	特殊ミルク		
	特殊ミルク		
嚥下困難 その他()	とろみ剤		
	濃厚流動食		
	濃厚流動食		
	濃厚流動食		
	栄養補助食品		
	栄養補助食品		
	栄養補助食品		
高血圧	炊き出しメニューから減塩コントロールを行う。		
糖尿病	炊き出しメニューからエネルギーコントロールを行う。		
腎臓病	低たんぱく米		
	低たんぱく米		
	低たんぱく食		
	低たんぱく食		
	低たんぱく食		
アレルギー	()除去食品		
	()除去食品		
	()除去食品		
	()除去食品		
	()除去食品		
その他()	低脂肪食		
【メッセージ欄】			

【記入上の説明】

- ①個別相談を行った要援護者に特殊食品・栄養補助食品の提供が必要であった場合、特殊食品・栄養補助食品の要請のために用いる。
- ②本部は各避難所から届いた栄養状況報告書[様式5]を集計し、特殊食品取扱店一覧を参考に食品の要請を行う。業者から届いた食品は、適切に各避難所へ分配する。
- ③高血圧・糖尿病は、できる限り炊き出しの献立から工夫をして対応を行う。

※この送付書は、本部が業者へ要請する場合・本部から避難所への食品の納品書として使用することができる。

※避難所担当栄養士が本部へ報告するもの

→避難所受付名簿、栄養相談記録表、栄養相談状況報告書

(5) 食事状況調査票

様式7

避難所名： _____

調査日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (____)

食事担当者： _____

調査者：所属 _____ 氏名 _____

調査にあたって

- 1 食事の提供状況について
 - ・「提供方法」は①～⑤により記載。いずれにも該当しない場合は記述。
 - ・食事回数が3回未満の場合は、その理由を聞き取り、記入。
- 2 食事提供の課題と今後の対応について
 - ・聞き取りを行った管理栄養士が調査後に記載。
 - ・食事の提供状況及び1日分②) 食事内容等から、課題と思われることを記載。
 - ・また、今後の対応については、必要と思われることを記載。
- 3 食事内容詳細について

調理担当者に調理した食材名(調味料含む)と分量を聞き取ります。あとで一人分提供量に割り戻して熱量/たんぱく質/ビタミンB1,B2,Cを算出予定ですので、以下の点に留意してください。

 - ・朝昼夕ごとに提供人数を書き、区分線を入れる。
 - ・献立名ごとに区分線を入れる。
 - ・配送品と配送品外(独自炊き出し、別ルートでの食材入手など)の区分を記入。
 - ・「調理分量」は、提供人数分の使用量を記入。一人何個など明らかに盛り付け個数がわかっているものは一人分の欄に記入。
 - ・レトルト、加工品、調味料(特に複合調味料類)などは商品名、製造販売者名を備考欄に記入。
 - ・「弁当」提供の場合は、あとで調製業者と内容が特定できるように主要なおかずや業者名を聞き取る。
 - ・配食時の残量を記入。(食べ残しの残量ではない。)
 - ・その他、一人分に割り戻す際に留意すべきことを備考欄に記入。

1 食事の提供状況

調査項目	結果	調査項目	結果	
1回食数(最大)	食	食事 配 慮	弁当導入(1日1回以上)	あり なし
食事回数	回		1日1回以上の温かい料理の提供	あり なし
提供方法 ※①炊き出し ②自衛隊 ③ボランティア ④弁当 ⑤配給品	朝		お粥の提供	あり なし
	昼		盛り付けの調整	あり なし
	夕	(備考)		
※食事回数3回未満の理由				

2 食事提供の課題と今後の対応 ※担当管理栄養士が記入

【課題】

【今後の対応】 *必要と思われること

3 食事内容詳細（調理担当者への聞き取り）

食事日：平成 年 月 日（ ）

朝昼夕区分及び提供人数	献立名	食材名	配 送 品・配 送品外	調理分量	残量（配食時）	分量（1人分）	備考	
朝 (38人)	さばみそ	缶詰品	配送	10缶	1/3缶			
	サラダ	きゅうり	配送	20本			太めのもの	
		プチトマト	配送				3個	
		マヨネーズ	配送					各自自由

(6)避難所の食生活状況

様式8

※無理に全部聞き取らないこと。現場の状況に十分配慮すること。

所属名 _____

確認年月日 平成 年 月 日

報告者 _____

避難所名			食事担当看 (炊事リーダー)	
避難者数	人 うち喫食者数 (人)		食材管理者	
食材の 在庫管理 状況	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	状況等		
食材の 入手 ルート	<input type="checkbox"/> 町からの供給のみ <input type="checkbox"/> 町十町以外からの供給	状況等		
献立の 状況 (献立を どうた ててい るか)	<input type="checkbox"/> 献立なし <input type="checkbox"/> 在庫品を確認しながら作成 <input type="checkbox"/> 町の標準献立による	状況等		
「食べ物 通信」を 見てい るか	<input type="checkbox"/> ほとんどみている <input type="checkbox"/> 時々、みている <input type="checkbox"/> ほとんどみていない	状況等		
提供食 の喫食 状況	<input type="checkbox"/> ほとんど食べている <input type="checkbox"/> 一 部、残食あり <input type="checkbox"/> 残食、多い	状況等		
個別の 食支援 が必要 な方の 状況	<input type="checkbox"/> なし(確認できず) <input type="checkbox"/> あり →	内 訳	糖尿病 人 高血圧 人 腎臓病 人 アレルギー 人	
			離乳食 / 人 嚥下障害 人 腸整 人 その他 人	
特記事 項等				
課題と 思われ る事/ 状況等				
提案/ 指導 事項				

(7)市町村 平常時のセルフチェック表

様式9

		セルフチェック項目	チェック	チェックがつかない場合に取るべきこと																						
1	(1) 市町村防災計画における栄養指導体制の整備	① 自市町村防災計画内容を把握している (防災計画 担当課名) (防災計画を協議する会議名 年 回開催) → (会議の構成者:)		・自市町村防災計画を入手し、内容や協議の場を確認する																						
		② 防災計画における所属課の役割を把握している																								
		③ 防災計画に栄養・食生活支援の内容が記載されている																								
		④ ③の栄養食生活支援内容において栄養・食生活支援担当者(市町村栄養士等)の具体的な役割が決められている																								
		役割の内容																								
	(2) 強化連携体制の	① 課内で災害時の役割分担を共有している		・課内及び他課関係者で役割分担を共有する機会をつくる																						
		② 庁内他課の栄養・食生活支援関係者(他課所属栄養士等)と災害時の役割分担を共有している																								
		③ 災害時、栄養・食生活支援が必要な人がスムーズに栄養士等担当者へつながる体制があり、関係者(保健師等)と共有している																								
	2	(1)市町村備蓄状況の確認	① 市町村防災計画における食料・水供給方法、供給先・輸送方法を確認している		・防災担当課に確認し、把握する																					
			② 災害時用の食料・水の量・保管場所・種類を確認している																							
(2)協定確認		① 食料についての協定内容を把握している		・通常業務や広報等を活用して普及啓発を行う																						
(3)普及啓発		① 家庭内で食品を備蓄する必要性を住民に普及啓発している(3日分程度)																								
		(4)連携	① 防災担当課等と連携し、災害時に不足しがちな食料や要援護者用の食料の備蓄の種類、量について検討している																							
3	(1)炊き出しの確認	① 防災計画における炊き出し内容(場所・熱源・調理機器・食器等の確保など)を確認している		・炊き出しの内容を防災担当課等に確認し、適正な炊き出しが行われるよう、関係機関と検討する																						
		② 炊き出し用の献立例がある(1週間程度)																								
		③ 炊き出しを実施するための人材育成・研修をしている																								
(2)連携	① 防災担当課及び公立給食施設(学校、保育園他)等と連携し、炊き出し体制が整備されている																									
4	(1) 災害時要援護者の把握と支援体制の整備	① 災害時に食事に関する対応が必要となる対象者を把握する方法を関係者(保健師等)と共有している		・災害時に食事に関する対応が必要となる者について、通常業務・既存台帳の活用から対象者を把握できる方法を関係者と共有する																						
		(例)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>利用できる台帳</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊産婦</td> <td>母子手帳交付台帳</td> <td>(母子担当課)</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>乳児健診台帳</td> <td>(母子担当課)</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>介護保険関連台帳、各種保健事業対象者名簿等</td> <td>(地域包括支援センター)</td> </tr> <tr> <td>慢性疾患患者</td> <td></td> <td>(老人保健担当課)</td> </tr> <tr> <td>食物アレルギー</td> <td>保育園、学校把握台帳</td> <td>(保育園、学校等)</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>手帳交付台帳</td> <td>(福祉担当課)</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	利用できる台帳	担当課	妊産婦	母子手帳交付台帳	(母子担当課)	乳児	乳児健診台帳	(母子担当課)	高齢者	介護保険関連台帳、各種保健事業対象者名簿等	(地域包括支援センター)	慢性疾患患者		(老人保健担当課)	食物アレルギー	保育園、学校把握台帳	(保育園、学校等)	障害者	手帳交付台帳	(福祉担当課)	
		対象者	利用できる台帳		担当課																					
		妊産婦	母子手帳交付台帳		(母子担当課)																					
		乳児	乳児健診台帳		(母子担当課)																					
		高齢者	介護保険関連台帳、各種保健事業対象者名簿等		(地域包括支援センター)																					
		慢性疾患患者			(老人保健担当課)																					
	食物アレルギー	保育園、学校把握台帳	(保育園、学校等)																							
	障害者	手帳交付台帳	(福祉担当課)																							
	(2) 用要援護者の食料	① 要援護者に提供できる食品の備蓄内容を把握している		・要援護者のリストから自分の市町村ではどのような備蓄が必要なのか把握し、県の担当者と連携をとりながら業者の把握する																						
② 要援護者用食品を入手できる業者を把握している																										
(3)普及啓発	① 自ら食品を備蓄する必要性を対象者へ普及啓発している		・普段の保健活動時や広報等を活用し、備蓄の必要性及び災害時に市町村栄養士や県地域機関管理栄養士に相談できることを普及啓発する																							
	(4) 支援体制	① 災害時に、栄養や食事の相談が栄養士にできることを対象者へ伝えていく																								
		② 災害時に対象者へ必要な栄養・食生活支援をスムーズに行えるよう、日頃から関係者(保健師等)と連携を図っている																								
5	給食施設における災害対応の確認	① 災害時の食事供給内容が記載された災害時対応マニュアルがあるか確認している		・災害時の給食施設における対応について、周知・確認する																						
		② 備蓄食品の整備について確認している																								
6	災害時の連携体制	① 関係機関へ災害時栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている		・災害時の栄養・食生活支援に関する情報を入手し、関係機関へ提供して共有する																						
		② 防災担当課をはじめ、庁内関係課及び県地域機関、栄養士会、食生活改善推進委員協議会などの関係機関と災害時栄養・食生活支援体制を検討し、共有している(会議及び研修会にて)																								

(1)災害時給食提供マニュアル(例)

目的	非常時においては、ライフライン(ガス・水道・電気等の供給が不能となり、調理器具も破損し一部又は全部使用できないことが想定される。給食施設の機能が停止してしまうような緊急時において、食事提供の混乱を回避することを目的とする。
項目	内 容(留意点)
1 施設内連絡・指示体制	<ul style="list-style-type: none"> 給食提供決定者(責任者)の明記 通常の連絡網の活用 災害時等非常時用の作成 給食従事者の確保
2 備蓄の整備	
①備蓄食品・備蓄物品のリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> 対象者(入所者)に特化した食品の備蓄 食品のほか食器類、熱源、水、特別食なども含める。 入所者+職員の3日分程度が必要 数量、保管場所、賞味期限を明記
②非常時用献立の作成	<ul style="list-style-type: none"> 3日分の献立の作成、栄養価の算出 1食(1献立)ずつ、献立の手順書をマニュアルに記載。 食器、盛り付けまで入れる 誰が見てもわかるようにしておく 同じものを備蓄食品と一緒に入れておく
3 災害発生時の初期対応 (調理従事者の対応)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の拡大、二次災害の防止(担当者:責任者 勤務調理師) <ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生したらガスの元栓を閉める 2 火災が発生した場合は発生地へ直行し、消火器を使って初期消火作業にあたる。その後、各方面への連絡を行う。 ○被害状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・厨房内確認項目とチェックリストの作成 ・施設内確認項目とチェックリストの作成 ・地域内確認項目とチェックリストの作成 ○給食提供の可否判断 ○設備の使用法・非常時の設備の使用法をマニュアルの中に組み込む
4 ライフラインの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の災害対策本部の設置状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・食料、物資、水等の支援要請先一覧の作成 ○ライフライン(電気、ガス、水道等)遮断時の連絡先の把握(明記) <ul style="list-style-type: none"> ・電気供給先、ガス供給先、水供給先一覧の作成 ・通常供給先以外も含め、2社以上の連絡先
5 衛生管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・二次的な衛生管理手段を検討 参考資料5 参照
6 入所者の摂取状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況、食形態などの確認項目とチェックリストの作成
7 委託業者	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約の確認 ・搬入方法の確認記載 ・委託先との取り決めの明確化、マニュアルの確認 ・施設内での担当の確認
8 出勤体制	
9 外部との連携体制	
10 危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練や所内研修の実施 ・施設内委員会での作成、見直し
11 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健用食品、サプリメント等の調達 ・栄養アセスメント及びケアプランの修正

※各施設の特性にあわせて作成すること。

(2) 備蓄品（給食施設用）リスト

項目	想定されること	備蓄内容
備蓄食品	食材納入ルートへの遮断 ライフライン寸断 支援体制確立までの時間	3日分程度の備蓄が望ましいが、最低でも1日分は整備（この他、在庫食品や配達済み食品を活用する） 備蓄食品は、各施設の特性にあったものを用意する
水	ライフライン寸断（断水） 貯水槽の破損 給水車到着までの時間	最低1人1日2ℓを目安に用意 調理、飲料共に必要となるため、調理（アルファ米、インスタントスープ等）に必要な長を考慮し用意する（手洗い用は含まない）
ディスポ容器等	食器の破損・散乱により 使用不可 断水により食器の洗浄 不可	備蓄品と同様に、3日分程度用意 ディスポ食器・折箱・アルミカップ（小分け用）・紙コップ・箸・スプーン・ストロー ラップ、アルミホイル（調理・食器にかぶせる等使用頻度は高い） 缶切り（缶切り不要な備蓄が望ましいが、内容によっては用意） ビニール袋、輪ゴム（調理、ゴミ処理等に使用） ビニールシート、調理済食品搬出用コンテナ等、施設の特性にあわせて用意する
衛生管理用品	断水により手洗い不可 衛生状態に悪化	手指消毒用アルコール、逆性石けん、ウェットティッシュ、ペーパータオル ディスポ手袋、ディスポマスク、ゴミ袋
電気	ライフライン寸断（停電） エレベーター使用不可 パソコン使用不可	非常用コンセント（厨房内に設置されているか） 自家発電機の有無 発電装置の整備、食事運搬方法の検討 食事箋、食数把握方法の検討
ガス	ライフライン寸断（供給不可）	プロパンガス、コンロ等は地元業者と事前に契約（依頼） カセットコンロ、ガスボンベの準備 マッチ、点火ライター、固形燃料、灯油 二次的な熱源を確保しておく

※備蓄品は保存期限を確認し、定期的に入れ替えることが必要です。

【その他事前に協議しておくこと】

項目	想定されること	内 容
職員体制	交通網遮断による出勤 困難 人員不足	緊急連絡網の整備 通信手段の確保 交通網寸断時の出勤方法の事前検討 指示を出せる人の確保（栄養士が現場にいけない場合も想定）
調理場所	厨房内破損により使用 不可	厨房が使用できない場合の調理場所を施設内で事前協議

(3) [施設内での備蓄の留意点]

まずは各施設に備わっている設備を確認し、操作可能な状態にしておくことが大切です

備蓄品は配置場所を明確にし、いつでも・だれでも使用可能にしておきましょう

○ 備蓄の条件

- ・調理済みで開封するだけで食べることができる
- ・ライフラインに頼らず、美味しく食べやすい食事であること
- ・常温保存が可能で、個別包装であること
- ・喫食対象者が明確で、ニーズに対応していること

○ 備蓄の留意点

- ・災害発生直後は混乱や調理の制限が予想されます。加熱・調理の必要のないもの(缶入りパン・そうざい缶等)を備えておくとう便利です
- ・停電時の対応から、備蓄品の保管場所には懐中電灯を常備しておきましょう
- ・危機管理マニュアルの中に、定期点検を義務付けましょう

○ 衛生管理について

災害発生時はライフライン遮断等により、通常の衛生管理が実施できず衛生面の悪化が予想される。食中毒や伝染病を予防するために、平常時の備えとして手洗い方法等の代替方法を施設内で検討し、体制を整えておく必要がある。

(4) 給食施設種別の備え

区分	非常時への備え	施設区分	備蓄量	具体例と留意点
病院給食	病院給食は、患者の病態に応じた適切な食事を提供し、その治療及び回復を図ることを目的としている。 災害時には、入院患者への食事提供のみならず、負傷者の受け入れに対する体制を整えておくことが望まれる。嚴重な栄養管理を必要とする患者への対応についても要求されるため、特別用途食品等の備蓄が望まれる。	病院	3日分の準備が望ましいが、最低でも1日は整備（この他に在庫食品、配達済み食品を活用）	<p>具体例と留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ごはんの缶詰、レトルトご飯、アルファア米、パン缶等の主食、そうざいの缶詰、野菜ジュース、インスタント汁物等 エネルギー制限食、たんぱく質制限食、脂肪制限食、アレルゲン除去食、経管栄養等の嚴重な栄養管理を必要とする特別食患者への備えが必要 水（調理・飲料用として）必要量を準備 病院の種類によっては、特殊調製粉乳（粉ミルク）、アトピー用粉ミルク、ミネラルウォーター、乳幼児用の缶ジュース、ベビーフード、乳幼児用菓子類
福祉施設給食	福祉施設は、高齢者や障害者をはじめとする、社会的に何らかの援助を必要としている人たちが利用している施設であり、給食においては利用者の特性に適した食事の提供を行っている。 災害時には、利用者のみならず地域の避難所としての役割を果たすことも想定されるため、それぞれの施設に適した要援護者数を把握するなど、被災者を受け入れる体制や食品の備蓄等を整えておくことが望まれる。	老人福祉施設	3日分の準備が望ましいが、最低でも1日は整備（この他に在庫食品、配達済み食品を活用）	<ul style="list-style-type: none"> ごはんの缶詰、レトルトご飯、アルファア米、パン缶等の主食、そうざいの缶詰、野菜ジュース、インスタント汁物等 水（調理・飲料用として）必要量を準備 高たんぱく、高カロリーの流動食、スープ、レトルト粥、ベビーフード等の咀嚼、嚥下障害に対応した備えが必要 摂食障害があっても使用可能なディスプレイ容器を準備する
学校給食	学校給食は、主に1日1回昼食の提供、保育所給食においては主に昼食と間食の提供である。 災害時には、交通の遮断等により帰宅が困難となる園児、児童、生徒や被災の応急対応にあたる保育士及び教職員などが校内で長時間拘束される可能性があることから、そのような状況を考慮し食品の備蓄等を整えておくことが望まれる。 また、学校は地域の避難場所として指定されていることが多いことから、被災者を受け入れる体制を整えておくことも望まれる。なお、炊き出しにあたっては学校給食の栄養士等が指導する体制を整えることが望まれる。	社会福祉施設	3日分の準備が望ましいが、最低でも1日は整備（この他に在庫食品、配達済み食品を活用）	<ul style="list-style-type: none"> ごはんの缶詰、レトルトご飯、アルファア米、パン缶等の主食、そうざいの缶詰、野菜ジュース、インスタント汁物等 水（調理・飲料用として）必要量を準備 高たんぱく、高カロリーの流動食、スープ、レトルト粥、ベビーフード等の咀嚼、嚥下障害に対応した備えが必要 食事にこだわりのある対象者がいる場合、極力対応できるよう配慮する 仕入りのものは怪我の危険性があるため、ディスプレイに移して提供する 交通網遮断や帰宅時の安全が確保されない等の緊急時を想定し、施設内で検討が必要
事業所の給食	事業所給食においては、給食の形式が対面給食か弁当配送、管理運営が直営か委託かの相違はあるが、主に1日1回、昼食を従業員へ提供している場合が多い。学生対象の学生寮や従業員対象の従業員寮は、主に1日2回、朝夕の食事を寮生へ提供している場合が多い。 災害時には、1日1回提供の事業所給食においても、交通の遮断や被災後の応急対応などにより事業所等で長時間拘束される従業員への食料供給を考慮した食品の備蓄等を整えておくことが望まれる。また、地域の避難所としての役割を果たすことも想定されるため、被災者を受け入れられる体制を整えておくことも望まれる。	児童福祉施設	1食分程度	<ul style="list-style-type: none"> 交通網遮断や帰宅時の安全が確保されない等の緊急時を想定し、施設内で備蓄しておくことが望ましい
学校給食	学校給食は、主に1日1回昼食の提供、保育所給食においては主に昼食と間食の提供である。 災害時には、交通の遮断等により帰宅が困難となる園児、児童、生徒や被災の応急対応にあたる保育士及び教職員などが校内で長時間拘束される可能性があることから、そのような状況を考慮し食品の備蓄等を整えておくことが望まれる。 また、学校は地域の避難場所として指定されていることが多いことから、被災者を受け入れる体制を整えておくことも望まれる。なお、炊き出しにあたっては学校給食の栄養士等が指導する体制を整えることが望まれる。	学校	1食分程度	<ul style="list-style-type: none"> 交通網遮断や帰宅時の安全が確保されない等の緊急時を想定し、施設内で備蓄しておくことが望ましい
事業所の給食	事業所給食においては、給食の形式が対面給食か弁当配送、管理運営が直営か委託かの相違はあるが、主に1日1回、昼食を従業員へ提供している場合が多い。学生対象の学生寮や従業員対象の従業員寮は、主に1日2回、朝夕の食事を寮生へ提供している場合が多い。 災害時には、1日1回提供の事業所給食においても、交通の遮断や被災後の応急対応などにより事業所等で長時間拘束される従業員への食料供給を考慮した食品の備蓄等を整えておくことが望まれる。また、地域の避難所としての役割を果たすことも想定されるため、被災者を受け入れられる体制を整えておくことも望まれる。	事業所・寄宿舎		<ul style="list-style-type: none"> 給食提供回数や施設特性に併せ、外部からの支援体制等、平常時からの検討が必要

(5)災害時（地震・水害等）の炊き出し時等の衛生管理に関する注意点

1 炊き出し時の最低限の実施要件の確保

- (1) 飲用に適する水
- (2) 手指の消毒用薬剤
- (3) 調理用グローブ

2 炊き出し実施時の注意点

- (1) 健康な要員による調理の実施
- (2) 加熱調理食品の提供に限定
 - 調理師施設の衛生レベルにより決定
- (3) 提供食品の表示
 - 調理日時、調理実施者名及び所在地等

3 支援食品の受入・提供時の注意点

- (1) 適切な保管場所の確保
 - 要冷食品や冷凍食品は対応するハードが必要
- (2) 食品分類ごとに整理保管
 - 日時等の確認 → 先入れ先出し
- (3) 食品提供時の官能検査の実施

4 給食施設の災害発生時及び給食再開時の注意点

- (1) 使用水の安全確認
- (2) 食材の安全確認
 - 停電による冷蔵設備内の食材等の品質確認
- (3) その他 炊き出し実施時に同じ

※詳細は、大量調理施設衛生管理マニュアルによる

(6) 給食施設 平常時のセルフチェック表

セルフチェック項目		チェック	チェックがつかない場合に取り組みこと	
1 危機管理体制の整備(施設内)	I 災害時対応マニュアルの整備	① 災害時における給食提供に関するマニュアルがある (マニュアル名:) (作成・更新年月日: 保管場所:)	・マニュアルの必要性を理解し、施設内で検討する ・施設全体の災害対応マニュアルがある場合は、給食に関する内容の掲載を提案し、関係者と協議する	
		② マニュアルには下記の内容が網羅されている ・連絡・指示体制 ・給食提供を続ける上で必要な食料、水、食器、熱源及び人員の確保に関すること(備蓄食品等を含む) ・外部との連絡体制に関すること ・初期対応に関すること(発災直後の行動、状況確認項目、連絡体制等) ・衛生管理に関すること	・内容の妥当性、実現性についてシミュレーションを加えながら再度検討する	
		③ マニュアルについて検討する場がある (マニュアル内容を検討する会議等名 年 回 開催) ⇒(会議の構成員:)	・施設全体の対応を検討する場や給食運営委員会等を活用して、マニュアルの内容を施設全体で共有し、内容の妥当性について検討できるようにする	
		④ マニュアルの内容について給食関係者を始め、施設全体で共有している		
	II 体制強化	① 給食関係者間で訓練や研修を行っている	・訓練・研修を実施し、内容の検討及び情報の共有を行う	
		② 施設全体において、日常的・計画的に訓練や研修を行っている	・施設全体の訓練等を活用し、機能的なマニュアルとなるよう検討する	
		③ マニュアルに基づき、地域や外部関係者も参加した訓練や研修を行っている		
	2 備蓄等災害時食料の確保	I 備蓄の整備	① 災害時に給食を提供するために必要な食料、水、食器、熱源等が施設内に備蓄されている	・災害時に利用することを想定し、必要な備蓄品の種類、量、保管方法等を検討するとともに、計画的に整備する
			② 備蓄の必要量(人数、日数等)や種類について検討している (人数: 人分、日数: 日分) (備蓄品:食料・水・食器・熱源(ガスコンロ等)・その他())	
			③ 備蓄品を適切な場所に保管している ※適切な場所:災害時に取り出しやすく、分散保管できるところ	
④ 施設外備蓄を行っている場合は、災害時の納入方法、ルートを確認している (保管場所:) (納入方法:) (納入ルート:)			・施設の備蓄だけでは対応できない場合もあることから、施設外の備蓄品も確保しておく ・災害時には道路の遮断、車両不通の場合もあることから、保管場所、納入方法やルートを綿密に取り決めておく	
II 備蓄の運用		① 備蓄食品等を活用した非常時用献立を作成している	・火や水が使えない場合を想定した献立を作成しておく	
		② 備蓄食品利用計画を作成している(平常時の給食への利用等)	・備蓄食品等を廃棄することがないよう、利用計画を立てておくとともに、受払簿等を作成して管理しておく	
		③ 備蓄品の受払簿を整備している		
		④ 備蓄品の利用について施設内で共有している	・栄養士や調理師が出勤できない場合もあるため、誰でも使えるようにしておく	
3 外部との連携体制の明確化		I 地域の災害対策体制の把握	① 市町村の災害対策本部の設置状況を把握している(食料、物資、水等の支援要請先) (担当部署名: TEL)	・災害時に対処困難な事象が発生した場合の相談先等を明確にしておく
			② 行政の主管課を把握している(災害対応の相談先) (担当部署名: TEL)	
	③ 保健所の担当課(者)を把握している(災害対応の相談先) (担当課(者)名: TEL)			
	④ ライフライン(電気、ガス、水道等)遮断時の連絡先を把握している (電気供給先: TEL) (ガス供給先: TEL) (水供給先: TEL)			
	II 給食施設等の相互支援体制	① 外部業者、系列施設及び所属団体等と災害支援に関する取り決めがある (取り決め先: TEL)	・自施設のみでは対応困難な事象も発生することから、支援体制を強化しておく	
		② ①の取り決め先と支援内容(食材、人員等)が明確になっている (支援内容: =88-)		

(7) 給食施設 災害時における給食提供に関する実態調査

施設名

記入者: 職名

氏名

項目		該当するところに○又は記入して下さい		
1 危機管理体制の整備(施設内)	I 災害時対応マニュアルの整備	① 災害時における給食提供に関するマニュアルがある	1 有	2 無
		(マニュアル名: _____)	←マニュアル名を()に記入	
		(作成・更新年月日: _____)	←作成・更新年月日を()に記入	
	② マニュアルには下記の内容が網羅されている	・連絡・指示体制	1 有	2 無
		・給食提供を続ける上で必要な食料、水、食器、熱源及び人員の確保に関すること(備蓄食品等を含む)	1 有	2 無
		・外部との連絡体制に関すること	1 有	2 無
		・初期対応に関すること(発災直後の行動、状況確認項目、連絡体制等)	1 有	2 無
		・衛生管理に関すること	1 有	2 無
	③ マニュアルについて検討する場がある	(マニュアル内容を検討する会議等名 _____ 年 回 開催)	←検討会議について()に記入	
		⇒(会議の構成者: _____)	←会議の構成者を()に記入	
④ マニュアルの内容について給食関係者を始め、施設全体で共有している		1 はい	2 いいえ	
II 正体制強化	① 給食関係者間で訓練や研修を行っている	1 はい	2 いいえ	
	② 施設全体において、日常的・計画的に訓練や研修を行っている	1 はい	2 いいえ	
	③ マニュアルに基づき、地域や外部関係者も参加した訓練や研修を行っている	1 はい	2 いいえ	
2 備蓄等災害時食料の確保	I 備蓄の整備	① 災害時に給食を提供するために必要な食料、水、食器、熱源等の備蓄は施設内備蓄か施設外備蓄(施設内の別棟に保管)か	1 施設内	2 施設外
		② 備蓄の必要量(人数、日数等)や種類について検討している	1 はい	2 いいえ
		(人数: _____ 人分 × 日数: _____ 日分)	←備蓄数を()に記入	
		次の物品等について備蓄している (食料・飲料水・食器・熱源(ガスコンロ等)・調理器具・衛生関係用品)	←備蓄しているものすべてに○をつける	
	③ 備蓄品を適切な場所に保管している ※適切な場所: 災害時に取り出しやすく、分散保管できること			
	④ 施設外備蓄を行っている場合は、災害時の納入方法、ルートを確認している	(保管場所: _____)	←施設外備蓄の場合、()に保管場所を記入	
		(納入方法: _____)	←施設外備蓄の場合、()に搬入方法を記入	
		(納入ルート: _____)	←施設外備蓄の場合、()に搬入ルートを記入	
	II 備蓄の運用	① 備蓄食品等を活用した非常時用献立を作成している	1 はい	2 いいえ
		② 備蓄食品利用計画を作成している(平常時の給食への利用、ランニングコスト等)	1 はい	2 いいえ
③ 備蓄品の一覧表を作成している		1 はい	2 いいえ	
④ 備蓄品の利用について施設内で共有している		1 はい	2 いいえ	

3 外部との連携体制の明確化	I 地域の災害対策体制の把握	① 市町村の災害対策本部の設置状況を把握している(食料、物資、水等の支援要請先) (担当部署名: TEL)	1 はい	2 いいえ
		② 行政の主管課を把握している(災害対応の相談先) (担当部署名: TEL)	1 はい	2 いいえ
		③ 保健所の担当課(者)を把握している(災害対応の相談先) (担当課(者)名: TEL)	1 はい	2 いいえ
		④ ライフライン(電気、ガス、水道等)遮断時の連絡先を把握しているか (通常供給先の連絡先を把握しているか。さらに、通常供給先以外に把握している連絡先は何社あるか)	←把握しているものに○をつける。 ()に把握社数を記入	
	電気: 通常供給先・通常供給先以外()社・把握していない			
	ガス: 通常供給先・通常供給先以外()社・把握していない			
		水道: 通常供給先・通常供給先以外()社・把握していない	←把握しているものに○をつける。 ()に把握社数を記入	
	II 給食施設等の相互支援体制	① 外部業者(食品納入業者、委託業者など)と災害支援に関する取り決めがある	1 有	2 無
		② 系列施設と災害支援に関する取り決めがある	1 有	2 無 3 系列施設なし
		③ 食材が不足した場合の支援要求先が明確になっている	1 はい	2 いいえ
④ 人員が不足した場合の支援要求先が明確になっている		1 はい	2 いいえ	
その他	① 貴施設に被害がない場合、要請があれば他の施設に備蓄食料・水を提供することは可能ですか	1 可能	2 場合により可能	3 不可能

御協力ありがとうございました

保健所

(8)保健所・県庁（保健医療課） 給食施設支援に関する 平常時・災害時のセルフチェック表

フェーズ	平常時			フェーズ 0 (災害発生後24時間以内)			フェーズ 1 (災害発生後72時間以内)		
	No.	セルフチェック項目	チェック	No.	セルフチェック項目	チェック	No.	セルフチェック項目	チェック
保健所	1	施設ごとの災害時対応マニュアルの内容について指導・助言している(給食巡回指導時等)		1	給食施設被害状況調査から特定給食施設の状態を把握 ⇒ 県庁に報告 1日3食提供施設(病院・高齢者福祉施設等)を優先とする		1	フェイズ0に引き続き、1日3食提供施設の被災状況及び支援要請を把握する また、その他の給食施設(1日1食提供)においても被災状況を把握し、県庁へ報告する	
	2	備蓄食品が整備されているか確認し、内容について指導・助言している(給食巡回指導時等)		2	管内給食施設から物的支援要請があれば災害対策本部や県庁等と連携し、手配・調整を行う		2	特定給食施設の被災状況を踏まえ、支援要請に対応すると共に、支援計画を作成する	
	3	給食施設を対象とした災害時対応の研究を開催している		3	管内給食施設から人的支援要請があれば災害対策本部や県庁等と連携し、調整を行う		3	支援要請のある施設については、支援内容を確認し対応する 連絡の取れない施設や巡回指導希望のある施設については、計画的に指導へ出向く 災害時の食中毒防止対策のため、食品衛生監視員と同行して指導することが望ましい	
	4	給食施設間におけるネットワークを推進している							
県庁 (保健 医療 課)	1	保健所をおおして、県内給食施設の備蓄率、マニュアル整備率について把握している		1	保健所をおおして、県内給食施設の被災状況を把握する(3食提供施設を優先)		1	フェイズ0に引き続き、保健所をおおして、県内給食施設の被災状況を把握する(3食提供施設を優先)	
	2	保健所がおこなっている給食施設支援状況について把握している		2	保健所の要請に応じて、市町村災害対策品部で対応困難な物資(食料、ディスプレイ食器など)について県本部等に要請する		2	保健所の要請に応じて、市町村災害対策品部で対応困難な物資(食料、ディスプレイ食器など)を県本部等に要請する	
	3	保健所をおおして、給食施設の災害対策を支援するための情報提供や助言をしている		3	保健所からの人的要請に応じて、県本部、県栄養士会等に派遣を依頼する		3	保健所からの人的要請に応じて、県本部、県栄養士会等に人的派遣を依頼する	

1)給食施設 被災状況及び支援調べ

発災			
1日目	3日目	7日目	2週間

施設名	平成 年 月 日
対応・記入者	午前・午後 時 分
電話番号	ファックス番号

施設被害状況	全壊・半壊・一部損壊・なし
給食実施体制	非常時対応・中止・通常給食 *非常時対応の場合→備蓄で自力対応可能(月 日 朝・昼・夕まで)

☆喫食者数及び従事者数

	食数	従事者	
		管理栄養士	調理従事者
平常時	朝()昼()夕()	名	名
現在	朝()昼()夕() ※ 一般被災住民の受入れの有無(有・無) ※ 炊き出しの状況(実施・実施予定・予定無し)	名	名

☆非常時チェック項目・支援要請(○をつける)

項目	使用の可否	施設内対応	必要とする支援内容	対応状況
通信手段	電話 可・否 FAX 可・否 パソコン 可・否			
電気	可・否	非常用コンセント 自家発電・発電機 []		
ガス	可・否	卓上コンロ ガスボンベ プロパン・コンロ []	有・無	
水道	可・否	備蓄品 []	有・無	
人員	可・不足	人員確認	有・無	
食数	食数()食	食数確認 食事の種類確認		
在庫	備蓄品 有・無 調理済 有・無 納入済 有・無 在庫 有・無	非常食払出し 調理 []	有・無	
献立	有・無	非常用献立実施 献立一部変更実施 []		
エレベーター	可・否	各階まで運搬 各階配膳 []		
通常食器	可・否	ディスプレイ容器使用 []	有・無	
調理器具	可・一部可・否	業者への手配 済・未		

☆その他要望

提出保健所	保健所健康増進課	TEL
		FAX

2)災害時 給食施設被災状況及び支援計画一覽表

平成 年 月 日現在

施設名	優先度	連絡先			災害時 給食が 滞り の有無	施設の状態			支援の要否		保健所の 支援計画	備考		
		住所	電話	FAX		被災状況	給食実施状況	給食管理の状況		要否			要望事項	
								給食管理の有無	食料の備蓄日数					
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的
									全壊・半壊・一部・無	非常時・中止・通常	有・無	有・無	要否	物的・人的

3)管内給食施設被災状況調べ(月 日現在)

保健所

1 破損数

	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所・寄 宿舎	その他
全壊								
半壊								
一部								
なし								

2 給食実施体制

	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所・寄 宿舎	その他
非常時対応								
休止・中止								
通常給食								
被災住民受入								
炊き出し								

3 支援要請

	支援要請内容	対応先			支援可能
		市町村本部	保健所	その他	
①ライフライン					
②食材					
③物資					
④人材					
⑤その他					

4)必要とする支援内容

	県内調整可能	他府県及び国支援要請
①食 材		
②物 資		
③人 材 保健所栄養士 栄養士会 食生活改善協議会 その他		
④その他		

5)被災後にかかる給食施設調査票

施設名 _____

1 施設状況

項目	内容
被災前食数・従事者数	食数: 朝() 昼() 夕() 従事者数: _____人(パート _____人を含む)
被災直後	・全壊 ・半壊 ・一部損壊 ・なし
復旧計画	

2 通常給食までの状況

項目	内容
災害直後	・非常時対応 ・休止 ・通常給食
現在の給食状況	・通常給食再開済み(月 日より) ・非常時対応又は休止中(今後の見通し)
ライフライン復旧状況(開始日)	電気(月 日) ガス(月 日) 水道(月 日)
被災住民受入	有(最大 _____人/日) ・ 無
炊き出し	有(最大 _____食/日) ・ 無
備蓄品の使用	有(_____日分) ・ 無
救援物資の利用	有(内容 _____) ・ 無
給水車の利用	有 ・ 無
従事者の状況	災害直後(月 日):職員 _____人(パート _____人を含む) 現在(月 日):職員 _____人(パート _____人を含む)
他からの応援者(人的派遣の利用)	災害直後(月 日):有(職種 _____、 _____人) ・ 無 現在(月 日):有(職種 _____、 _____人) ・ 無

3 喫食者の健康状況、食生活状況などの把握及び指導

項目	内容
健康状況、食生活状況などの把握	・有(具体的内容: _____) ・無(しない理由: _____)
対応方法	・有(具体的内容: _____) ・無(しない理由: _____)

4 今後備えとして必要なこと(必要であると思われたこと)

項目	内容
施設	
地域	

岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン

平成24年3月

発行 岐阜県健康福祉部保健医療課